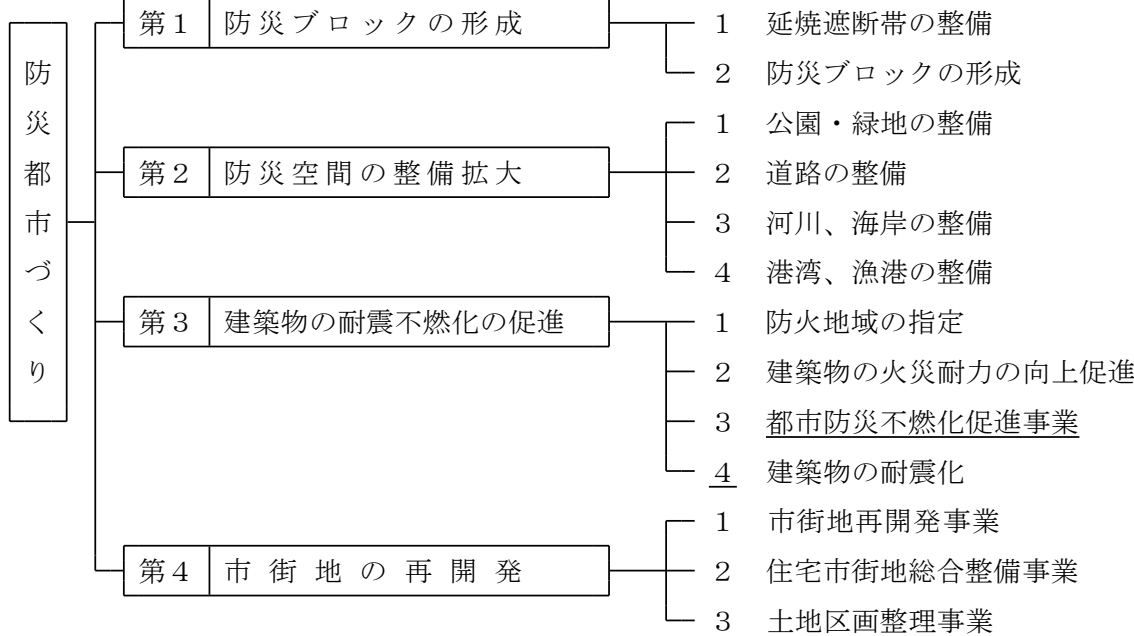
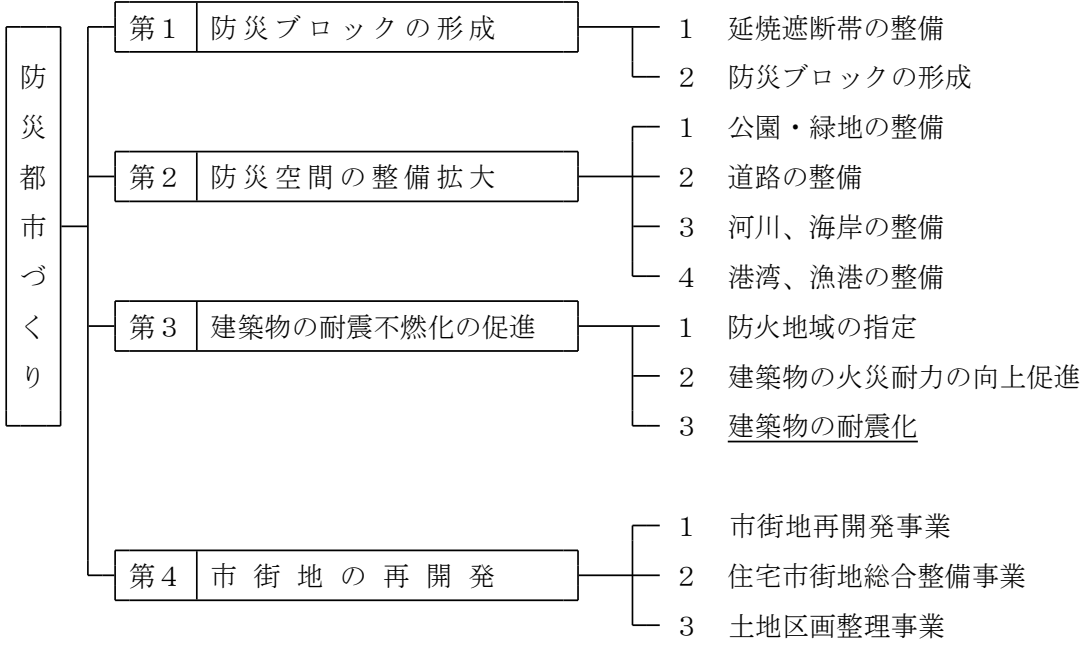


富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																						
<div data-bbox="121 289 727 384" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第2章 震災予防対策</p> </div> <p>大規模な地震は、我が国では、いたるところで繰り返し起きている。地震発生の防止は不可能であり、また、活断層を震源とする内陸型の地震については、現在、予知することも困難とされている。 しかしながら、普段より防災意識をもちながら、絶えず効果的な震災予防対策を推進することで、少しでも被害の軽減を図ることが可能である。 本県の震災予防対策として、「第2次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13～17年度）」等により、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強い県土づくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護・消火体制の整備を促進し、地震防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、震災への日常の備えについての防災計画を策定し、本県における震災防止対策の効果的な推進に努めるものとする。</p> <p>計画の体系</p> <div data-bbox="133 842 1210 1220" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2章 震災予防対策</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 5px;">災害に強い 県土づくり</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1節 防 災 都 市 づ っ く り</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2節 都 市 基 盤 等 の 安 全 性 強 化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">}</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 5px;">地震防災の 体制づくり</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第3節 防 災 活 動 体 制 の 整 備</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第4節 救 援 ・ 救 護 体 制 の 整 備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">}</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 5px;">震災への 日常の備え</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第5節 防 災 行 動 力 の 向 上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第6節 調 査 研 究</td> </tr> </table> </div>	第2章 震災予防対策	}	災害に強い 県土づくり	第1節 防 災 都 市 づ っ く り		第2節 都 市 基 盤 等 の 安 全 性 強 化	}	}	地震防災の 体制づくり	第3節 防 災 活 動 体 制 の 整 備		第4節 救 援 ・ 救 護 体 制 の 整 備	}	}	震災への 日常の備え	第5節 防 災 行 動 力 の 向 上		第6節 調 査 研 究	<div data-bbox="1377 289 2332 384" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第2章 地震・津波災害予防対策</p> </div> <p>大規模な地震は、我が国では、いたるところで繰り返し起きている。地震発生の防止は不可能であり、また、活断層を震源とする内陸型の地震については、現在、予知することも困難とされている。 しかしながら、普段より防災意識をもちながら、絶えず効果的な予防対策を推進することで、少しでも被害の軽減を図ることが可能である。 本県の予防対策として、「第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23～27年度）」等により、計画的に防災基盤の整備を促進し、災害に強い県土づくりを進めること、また、防災拠点施設、通信施設の整備や救助・救急、医療救護・消火体制の整備を促進し、地震・津波防災への体制づくりを行うこと、さらには、防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上を図るなど、災害への日常の備えについての防災計画を策定し、本県における予防対策の効果的な推進に努めるものとする。</p> <p>計画の体系</p> <div data-bbox="1406 873 2454 1293" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2章 地震・津波災害 予防対策</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 5px;">災害に強い 県土づくり</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第1節 防 災 都 市 づ っ く り</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第2節 都 市 基 盤 等 の 安 全 性 強 化</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第3節 津波に強い県土づくり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">}</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 5px;">地震・津波防災 の体制づくり</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第4節 防 災 活 動 体 制 の 整 備</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第5節 救 援 ・ 救 護 体 制 の 整 備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">}</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding: 5px;">地震・津波への 日常の備え</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第6節 防 災 行 動 力 の 向 上</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">第7節 調 査 研 究</td> </tr> </table> </div>	第2章 地震・津波災害 予防対策	}	災害に強い 県土づくり	第1節 防 災 都 市 づ っ く り		第2節 都 市 基 盤 等 の 安 全 性 強 化		第3節 津波に強い県土づくり	}	}	地震・津波防災 の体制づくり	第4節 防 災 活 動 体 制 の 整 備		第5節 救 援 ・ 救 護 体 制 の 整 備	}	}	地震・津波への 日常の備え	第6節 防 災 行 動 力 の 向 上		第7節 調 査 研 究	<p>・「震災」を「地震・津波災害」に修正</p> <p>・時点修正 ・文言修正</p> <p>・第3節として「津波に強い県土づくり」を追加</p>
第2章 震災予防対策			}	災害に強い 県土づくり	第1節 防 災 都 市 づ っ く り																																			
		第2節 都 市 基 盤 等 の 安 全 性 強 化																																						
}	}	地震防災の 体制づくり	第3節 防 災 活 動 体 制 の 整 備																																					
			第4節 救 援 ・ 救 護 体 制 の 整 備																																					
}	}	震災への 日常の備え	第5節 防 災 行 動 力 の 向 上																																					
			第6節 調 査 研 究																																					
第2章 地震・津波災害 予防対策	}	災害に強い 県土づくり	第1節 防 災 都 市 づ っ く り																																					
			第2節 都 市 基 盤 等 の 安 全 性 強 化																																					
			第3節 津波に強い県土づくり																																					
}	}	地震・津波防災 の体制づくり	第4節 防 災 活 動 体 制 の 整 備																																					
			第5節 救 援 ・ 救 護 体 制 の 整 備																																					
}	}	地震・津波への 日常の備え	第6節 防 災 行 動 力 の 向 上																																					
			第7節 調 査 研 究																																					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1節 防災都市づくり</p> <p>災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。このため、県は従来から都市施設の整備促進及び建築物の耐震不燃化に努めてきたところである。今後、防災都市づくりを一層推進するため、<u>市街地大火の防止対策を主要目的とした各種施策を展開する。</u></p> <p>対策の体系</p>  <p>第1 防災ブロックの形成 県、市町村等は、大規模な地震が発生した場合、最も甚大な被害をもたらすと予想される市街地大火から、県民の生命と財産を守るため、不燃空間の形成が難しい市街地において、延焼遮断帯で囲まれたブロックを形成し、各ブロック内での防災機能の向上とあわせて、安全で住みよいまちづくりを目指すものとする。</p> <p>1 延焼遮断帯の整備（県土木部、市町村） 延焼火災に対する方策として、市街地をブロック化し、延焼遮断帯で囲むことにより、隣接ブロックへ延焼しないような対策を講ずることが重要である。 このため、県、市町村等は、帯状の都市施設である道路、河川、鉄道及び公園（緑道）を骨格とし、必要に応じて、建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。</p> <p>2 防災ブロックの形成（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。 このため、この防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県、市町村及び関係機関は、密接な連携を図るものとする。（巻末図 防災ブロック（パース、平面図）参照）</p> <p>第2 防災空間の整備拡大 震災時において、避難者の安全確保のための避難路や火災、津波等の避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「<u>火災に強いまちづくり</u>」の基本的課題である。 また、公園・緑地や道路、河川、港湾等は、火災の延焼を阻止するだけでなく、一時集合場所や地域の</p>	<p>災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。このため、県は従来から都市施設の整備促進及び建築物の耐震不燃化に努めてきたところである。今後、防災都市づくりを一層推進するため、<u>県の「都市計画区域マスタープラン」など、まちづくりの方針と連携を図りながら、各種施策を展開する。</u></p> <p>対策の体系</p>  <p>第2 防災空間の整備拡大 震災時において、避難者の安全確保のための避難路や火災、津波等の避難地として、市街地の中に計画的にオープンスペースを確保することは、「<u>災害に強いまちづくり</u>」の基本的課題である。</p>	<p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>防災活動の拠点などの防災空間として活用することができる。 このため、県、市町村等は、防災空間として、公園・緑地、道路、河川、海岸、港湾等の都市施設の整備を促進し、都市全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行うこととする。</p> <p>1 公園・緑地の整備（県土木部、市町村） 公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。 このことから、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、園内において耐火性に優れた植栽帯の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。</p> <p>2 道路の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 道路は、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このため、防災上の観点から、広幅員となる幹線道路の整備を促進する。 また、災害時の交通の遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体系の整備を行う。 さらに、電線類の地中化により、電柱の倒壊等による災害の防止に努める。</p> <p>3 河川、海岸の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村） 河川、海岸は、震災時には一時集会所や地域の防災活動の拠点として、市街地における貴重なオープンスペースとなる。このため、河川、海岸において、救援・輸送活動の支援に資するための防災活動拠点の整備など防災対策を考慮した整備の促進に努める。</p> <p>4 港湾、漁港の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部） 港湾区域は、建築物が比較的少なく、震災直後から復旧・復興に至る時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい空間を有している。このため、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として活用、整備促進に努める。</p> <p>第3 建築物の耐震不燃化の促進 県は、従来から建築物の不燃化の促進及び建築物の耐震性向上に努めてきたが、今後も防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。</p> <p>1 防火地域の指定（県土木部） 都市の密集市街地において火災を防御するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。 今後も、都市化の動向と公共施設の整備状況をみながら、防火・準防火地域の適切な区域設定がされるよう市町村を指導する。 （資料「6-3 防火地域・準防火地域」）</p> <p>2 建築物の火災耐力の向上促進（県土木部） （1）建築基準法等に基づく不燃化促進 建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。 大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を建築する場合は、防災避難上の各種の措置の徹底を図るよう建築士、施工者を指導していくものとする。</p> <p>（2）県営住宅の不燃化の促進 県営住宅は、昭和41年度以降建設したものは耐火構造又は準耐火構造としており、昭和48年度以降はすべて耐火構造となっている。</p> <p>3 都市防災不燃化促進事業（県土木部） 三大都市圏の既成市街地及び大規模な地震発生の可能性の高い地域において、事業主体が、避難地もしくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の指定区域（不燃化促進区域）において一定の基準を満たす耐火建築物を建築する者に対して助成を行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において事業に要した費用の1/2を補助する。 また、都市防災不燃化促進事業を行うために必要な調査（都市防災不燃化促進調査）を事業主体が行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において調査に要した費用の1/3を補助する。</p> <p>4 建築物の耐震化（県全部局） （1）建築物の耐震性確保 ア 防災活動の拠点となる建築物の耐震性確保 県は、震災時において、消火・避難誘導・情報伝達等の防災活動の拠点となる消防署、警察署、被災者の収容施設となる公立学校、病院、防災拠点となる庁舎等の公共建築物の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、耐震性能の一層の確保に努め、県有施設以外の建築物の所有者に対しても耐震性確保を図るよう必要な指導を行う。 県は、昭和56年以前に建設された県有施設については、計画的かつ総合的に耐震改修を進め</p>	<p>2 道路の整備（北陸地方整備局、県土木部、市町村） 道路は、災害時には、避難、救援、消防活動などに重要な役割を果たすのみならず、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに資するところが大きい。このため、防災上の観点から、広幅員となる幹線道路の整備を促進する。 また、災害時の交通の遮断を避けるため、代替性を確保した道路交通体系の整備を行う。 さらに、電線類の地中化により、電柱の倒壊等による災害の防止に努める。</p> <p>3 河川、海岸の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村） 河川、海岸は、震災時には地域の防災活動の拠点として、市街地における貴重なオープンスペースとなる。このため、河川、海岸において、救援・輸送活動の支援に資するための防災活動拠点の整備など防災対策を考慮した整備の促進に努める。</p> <p>4 港湾、漁港の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部） 港湾区域及び漁港区域は、建築物が比較的少なく、震災直後から復旧・復興に至る時間的経過に応じた種々の土地利用の要請に柔軟に対応しやすい空間を有している。このため、地域の復旧・復興を幅広く支援する防災拠点として活用、整備促進に努める。</p> <p>第3 建築物の耐震不燃化の促進 県は、従来から建築物の不燃化の促進及び建築物の耐震性向上に努めてきたが、今後も防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の不燃化を促進する。</p> <p>1 防火地域の指定（県土木部、市町村） 都市の密集市街地において火災を防御するため、都市計画法による防火・準防火地域の指定を行い、防災上の観点から建築物の規制を行ってきた。 今後も、都市化の動向と公共施設の整備状況をみながら、防火・準防火地域の適切な区域設定がされるよう市町村に助言する。 （資料「6-3 防火地域・準防火地域」）</p> <p>2 建築物の火災耐力の向上促進（県土木部） （1）建築基準法等に基づく不燃化促進 建築物自体の耐火・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。 大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を建築する場合は、防災避難上の各種の措置の徹底を図るよう建築士、施工者を指導していくものとする。 （削除）</p> <p>（2）都市防災不燃化促進事業 三大都市圏の既成市街地及び大規模な地震発生の可能性の高い地域等において、事業主体が、避難地もしくは延焼遮断帯の周辺又は避難地の指定区域（不燃化促進区域）において一定の基準を満たす耐火建築物を建築する者に対して助成を行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において事業に要した費用の1/2を交付する。 また、都市防災不燃化促進事業を行うために必要な調査（都市防災不燃化促進調査）を事業主体が行った場合、国は事業主体に対し予算の範囲内において調査に要した費用の1/3を交付する。</p> <p>3 建築物の耐震化（県全部局）</p>	<p>・津波の危険性があるため 削除</p> <p>・漁港区域の追記</p> <p>・防災地域の指定は市町村 が行うため追加</p> <p>・都市計画は市町村が策定 するため修正</p> <p>・不燃化済みにつき削除</p> <p>・「3」を「2（2）」に</p> <p>・交付金事業化</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>るため、耐震改修促進計画を促進するとともに、重要度、建築時期等を考慮して、順次耐震診断を実施し、耐震改修を進め、耐震性能の向上に努める。</p> <p>県有施設以外の公共建築物の場合は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の建築物の所有者に対しても必要に応じて耐震診断、耐震改修の実施について指導、助言を行うものとする。</p> <p>また、防災活動の拠点となる建築物については、震災後においても機能が確保できるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、消防用設備等の耐震性能の向上に努め、市町村、民間に対しても指導する。</p> <p>イ 公共建築物等の耐震性確保</p> <p>(ア) 高齢者、障害者、乳幼児等が入（通）所している社会福祉施設、介護保険施設や社会教育施設の管理者は、施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強し耐震性の向上に努める。</p> <p>また、国立学校の耐震調査及び改築整備を国等に要望するとともに、私立学校に対しても耐震性の強化を指導する。</p> <p>また、国立学校の耐震調査及び改築整備を国等に要望するとともに、私立学校に対しても耐震性の強化を指導する。</p> <p>(イ) 国指定文化財及び県指定文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、美術館、博物館に展示収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震診断を行い、必要に応じて補強する。</p> <p>ウ 木造住宅の耐震性能向上</p> <p>阪神・淡路大震災においては、古い木造住宅を中心に多くの被害を受けたが、本県においても平成15年の時点で、<u>355,700戸</u>の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和55年以前に建設された住宅が約<u>165,600戸</u>存在している。</p> <p>県は、住宅の耐震性向上のための調査・研究を進め、既存の住宅の耐震補強方法の普及啓発とともに、新築時における適正な施工方法について指導啓発に努めるものとする。</p> <p>エ ブロック塀等の倒壊防止</p> <p>県は、コンクリートブロック塀、石塀等で地震により倒壊のおそれのあるものについては、所有者自ら補修・補強するよう、市町村を通じて指導強化に努め、施工業者に対しても適切な施工方法により施工するよう、関係団体への指導を徹底するものとする。</p> <p>(2) 耐震診断、耐震改修の促進</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、店舗、ホテル、工場、その他多数の者が利用する建築物で、階数が3階以上で、床面積の合計が1,000㎡以上のもののうち地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合しなくなった「特定建築物」の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努力義務が課せられている。</p> <p>県及び富山市、高岡市は、管内の特定建築物の耐震診断、耐震改修を的確に実施するため、必要があると認めるときは、国土交通大臣の定める指針を勘案して、特定建築物の所有者に対して耐震診断、耐震改修について必要な指導・助言及び指示を行うものとする。また、特定建築物以外の建築物で緊急通行確保路線等沿いにあり、倒壊により緊急輸送に障害を及ぼすおそれのある建築物の所有者に対しては、耐震診断、耐震改修の啓発に努める。</p> <p>県は、特定建築物の所有者が耐震診断の自己点検を促進するためのパンフレット等を活用するとともに、耐震診断技術者の養成を進め、耐震診断に関する相談窓口を、(社)富山県建築士事務所協会等の協力を得て開設する。</p>	<p>(削除)</p> <p>ウ 住宅の耐震性能向上</p> <p>本県においては、平成20年の時点で、<u>368,800戸</u>の住宅のうち、耐震基準が強化される昭和55年以前に建設された住宅が約<u>148,700戸</u>存在している。</p> <p>県は、住宅の耐震性向上のため、市町村及び関係団体と連携し、耐震化の普及啓発を図る。また、新築時における適正な施工方法等について必要な指導等を行うものとする。</p> <p>エ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の倒壊防止</p> <p>県は、建築物における天井の崩落防止等の落下物対策、ブロック塀等の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るため、所有者や施工業者に対して指導啓発に努めるものとする。</p>	<p>・重複による削除</p> <p>・木造住宅に限定しない</p> <p>・統計情報の時点修正</p> <p>・県の実施事項を精査（調査研究は国）</p> <p>・防災基本計画により修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p style="text-align: center;">建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要</p> <p>■ 建築確認等の手続の特例 ■ 建築基準法の特例 ■ 住宅金融公庫の金利の特例</p> <p>所管行政庁＝建築基準法上の事務を処理する都道府県知事又は市町村の長</p> <p>(3) 耐震性向上のための支援措置 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において、県及び富山市、高岡市は特定建築物の所有者に対し耐震診断、耐震改修について必要な指導、助言をすることができることとなり、また、耐震改修計画の認定制度が創設され、認定改修計画に基づく耐震改修に関する日本政策投資行等の融資制度が拡充された。このため、県は、(社)富山県建築士事務所協会の協力を得て、当該協会内に「富山県耐震診断等評定委員会」を設置し、耐震診断技術や耐震改修技術の向上を図るとともに、県は、関係団体と協力して、木造建築物、鉄筋コンクリート造等建築物耐震診断技術者の養成・技術向上のための講習会等の開催を支援するほか、一般県民向け講習会を開催し耐震化に関する知識の普及に努める。</p> <p>ア 中小企業施設の耐震化 中小企業の防災対策として、<u>県単独の中小企業環境づくり資金、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(3) 耐震性向上の支援措置 県は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定により作成した耐震改修促進計画に基づき、<u>下記による各支援措置を実施する。また、(社)富山県建築士事務所協会の協力を得て、当該協会内に「富山県耐震診断等評定委員会」を設置し、耐震診断や耐震改修の技術の向上を図るほか、関係団体に対して、建築物耐震診断技術者の養成・技術向上のための講習会及び一般県民向け講習会の開催を支援し、耐震化に関する知識の普及に努める。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融公庫の支援等、枠組に一部変更があるため、フロー図削除 ・文面見直し ・「中小企業施設の耐震化」を「住宅の耐震化」の後に記載

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																										
<p>(ア) 環境づくり資金（職場環境づくり枠）</p> <table border="1" data-bbox="151 304 1273 825"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象者</td> <td>次のいずれかに該当する設備投資を行う中小企業者 (a) 防災を目的とする、既存の事業所、工場、店舗等建物の耐震・耐火に係る補強、改造を行うもの (b) 建築基準を超える耐震・耐火構造を持つ建物を設置するもの（基準を超える部分の設備投資を対象とする） (c) その他防災を目的とする設備の設置を行うもの （自家発電設備、スプリンクラー、耐火シャッター、防火水槽等） (d) 消融雪・防除排雪設備の設置</td> </tr> <tr> <td>b 資金使途</td> <td>設備資金</td> </tr> <tr> <td>c 限度額</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>d 期間</td> <td>7年（うち据置1年）以内</td> </tr> <tr> <td>e 利率</td> <td>年1.65%（平成15年3月末現在）</td> </tr> <tr> <td>f 信用保証、担保</td> <td>金融機関の方法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 中小企業高度化資金</p> <p>a 共同防災施設事業 中小企業者が中小企業高度化事業を行うにあたり災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害拡大を防止するために必要な施設を設置するもの。</p> <table border="1" data-bbox="151 976 1273 1140"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 対象設備</td> <td>集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等</td> </tr> <tr> <td>(b) 貸付割合</td> <td>80%以内（無利子 平成15年3月末現在）</td> </tr> <tr> <td>(c) 期間</td> <td>20年（うち据置3年）以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 設備リース事業 中小企業者の事業活動に係る安全衛生の確保のための設備を組合が一括取得し、組合員（4人以上）に賃貸（リース）するもの。</p> <table border="1" data-bbox="151 1262 1273 1425"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 対象設備</td> <td>ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等</td> </tr> <tr> <td>(b) 貸付割合</td> <td>80%以内（1.05%平成15年3月末現在）</td> </tr> <tr> <td>(c) 期間</td> <td>15年（うち据置1年）以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住宅の耐震改修促進 耐震改修計画の認定を受けて住宅の耐震改修を行う者に対して、住宅金融公庫及び県単独の住みよいかづくり資金による融資を行い、住宅の耐震改修を促進する。</p> <p>(ア) 住宅金融公庫耐震リフォーム融資</p> <table border="1" data-bbox="151 1631 1273 1963"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象工事</td> <td>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条に定める計画の認定を受けた耐震改修計画に従って行う耐震改修工事</td> </tr> <tr> <td>b 融資対象種別</td> <td>リフォームローン</td> </tr> <tr> <td>c 限度額</td> <td>1,000万円（ただし、工事費の80%が限度）</td> </tr> <tr> <td>d 融資利率</td> <td>2.86%（固定）（平成17年6月末現在）</td> </tr> <tr> <td>e 期間</td> <td>20年以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	a 対象者	次のいずれかに該当する設備投資を行う中小企業者 (a) 防災を目的とする、既存の事業所、工場、店舗等建物の耐震・耐火に係る補強、改造を行うもの (b) 建築基準を超える耐震・耐火構造を持つ建物を設置するもの（基準を超える部分の設備投資を対象とする） (c) その他防災を目的とする設備の設置を行うもの （自家発電設備、スプリンクラー、耐火シャッター、防火水槽等） (d) 消融雪・防除排雪設備の設置	b 資金使途	設備資金	c 限度額	3,000万円	d 期間	7年（うち据置1年）以内	e 利率	年1.65%（平成15年3月末現在）	f 信用保証、担保	金融機関の方法による	区分	内容	(a) 対象設備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等	(b) 貸付割合	80%以内（無利子 平成15年3月末現在）	(c) 期間	20年（うち据置3年）以内	区分	内容	(a) 対象設備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等	(b) 貸付割合	80%以内（1.05%平成15年3月末現在）	(c) 期間	15年（うち据置1年）以内	区分	内容	a 対象工事	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条に定める計画の認定を受けた耐震改修計画に従って行う耐震改修工事	b 融資対象種別	リフォームローン	c 限度額	1,000万円（ただし、工事費の80%が限度）	d 融資利率	2.86%（固定）（平成17年6月末現在）	e 期間	20年以内	<p>ア 住宅の耐震改修のための支援措置 地震発生時における木造住宅等の倒壊による災害を防止するため、県と市町村が連携して住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行うとともに、県単独の住みよいかづくり資金による融資を行い、住宅の耐震改修を促進する。</p> <p>(削除)</p>	<p>・優先度を勘案し整理</p> <p>・「県」削除</p>
区分	内容																																											
a 対象者	次のいずれかに該当する設備投資を行う中小企業者 (a) 防災を目的とする、既存の事業所、工場、店舗等建物の耐震・耐火に係る補強、改造を行うもの (b) 建築基準を超える耐震・耐火構造を持つ建物を設置するもの（基準を超える部分の設備投資を対象とする） (c) その他防災を目的とする設備の設置を行うもの （自家発電設備、スプリンクラー、耐火シャッター、防火水槽等） (d) 消融雪・防除排雪設備の設置																																											
b 資金使途	設備資金																																											
c 限度額	3,000万円																																											
d 期間	7年（うち据置1年）以内																																											
e 利率	年1.65%（平成15年3月末現在）																																											
f 信用保証、担保	金融機関の方法による																																											
区分	内容																																											
(a) 対象設備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等																																											
(b) 貸付割合	80%以内（無利子 平成15年3月末現在）																																											
(c) 期間	20年（うち据置3年）以内																																											
区分	内容																																											
(a) 対象設備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等																																											
(b) 貸付割合	80%以内（1.05%平成15年3月末現在）																																											
(c) 期間	15年（うち据置1年）以内																																											
区分	内容																																											
a 対象工事	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第5条に定める計画の認定を受けた耐震改修計画に従って行う耐震改修工事																																											
b 融資対象種別	リフォームローン																																											
c 限度額	1,000万円（ただし、工事費の80%が限度）																																											
d 融資利率	2.86%（固定）（平成17年6月末現在）																																											
e 期間	20年以内																																											

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																																																										
<p>(イ) 県住みよい家づくり資金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象工事</td> <td>住宅金融公庫の耐震リフォーム融資を受けて耐震改修工事を実施する住宅</td> </tr> <tr> <td>b 限度額</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>c 融資利率</td> <td>2.55%（固定）（平成17年6月末現在）</td> </tr> <tr> <td>e 期間</td> <td>10年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>地震発生時における木造住宅等の倒壊による災害を防止するため、県と市町村が連携して住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行い、住宅の耐震改修を促進する。</p> <p>(ウ) 県木造住宅耐震診断支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象住宅</td> <td>次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもので延べ面積が280㎡以下のもの</td> </tr> <tr> <td>b 診断費用</td> <td>耐震診断に要する経費の90%を県が負担 ・ 図面がある場合 申請者の負担する額2千円 ・ 図面がない場合 申請者の負担する額4千円</td> </tr> <tr> <td>c 実施機関</td> <td>(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 県木造住宅耐震改修支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象住宅</td> <td>次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもので延べ面積が280㎡以下のもの又は伝統工法によるもの</td> </tr> <tr> <td>b 対象工事</td> <td>耐震診断により補強が必要とされた住宅について、耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事</td> </tr> <tr> <td>c 補助金額</td> <td>耐震改修工事に要する経費の3分の1又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は30万円とする。</td> </tr> <tr> <td>d その他</td> <td>平成17年度から平成19年度の3箇年とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 住宅・建築物耐震改修等事業 地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資するものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象区域</td> <td>次のいずれかに該当する区域 ① 住宅・建築物耐震化促進計画の区域 ② 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積1,500㎡を超える建築物が、2以上存在し、かつ、おおむね1ha以上の規模を有する地域 ③ 災害対策基本法に基づく地方公共団体が定めた地域防災計画に位置づけられた避難地、避難路、又は緊急輸送道路に面する既成市街地 ④ 地区内の換算老朽住宅戸数の割合が、補助要綱に定める割合のもの</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内 容	a 対象工事	住宅金融公庫の耐震リフォーム融資を受けて耐震改修工事を実施する住宅	b 限度額	400万円	c 融資利率	2.55%（固定）（平成17年6月末現在）	e 期間	10年以内	区分	内 容	a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもので延べ面積が280㎡以下のもの	b 診断費用	耐震診断に要する経費の90%を県が負担 ・ 図面がある場合 申請者の負担する額2千円 ・ 図面がない場合 申請者の負担する額4千円	c 実施機関	(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施	区分	内 容	a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもので延べ面積が280㎡以下のもの又は伝統工法によるもの	b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事	c 補助金額	耐震改修工事に要する経費の3分の1又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は30万円とする。	d その他	平成17年度から平成19年度の3箇年とする。	区分	内 容	a 対象区域	次のいずれかに該当する区域 ① 住宅・建築物耐震化促進計画の区域 ② 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積1,500㎡を超える建築物が、2以上存在し、かつ、おおむね1ha以上の規模を有する地域 ③ 災害対策基本法に基づく地方公共団体が定めた地域防災計画に位置づけられた避難地、避難路、又は緊急輸送道路に面する既成市街地 ④ 地区内の換算老朽住宅戸数の割合が、補助要綱に定める割合のもの	<p>(ア) 木造住宅耐震診断支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象住宅</td> <td>次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの</td> </tr> <tr> <td>b 診断費用</td> <td>耐震診断に要する経費の90%を県が負担 ・ 図面がある場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 2千円 延べ面積が280㎡を超える 3千円 ・ 図面がない場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 4千円 延べ面積が280㎡を超える 6千円</td> </tr> <tr> <td>c 実施機関</td> <td>(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 木造住宅耐震改修支援事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象住宅</td> <td>次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの</td> </tr> <tr> <td>b 対象工事</td> <td>耐震診断により補強が必要とされた住宅について、耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事</td> </tr> <tr> <td>c 補助金額</td> <td>耐震改修工事に要する経費の3分の1又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は30万円とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 富山県住みよい家づくり資金融資</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象工事</td> <td>次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を含みリフォーム工事 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの</td> </tr> <tr> <td>b 限度額</td> <td>500万円以内</td> </tr> <tr> <td>c 融資利率</td> <td>1.7%（固定）（平成23年10月現在）</td> </tr> <tr> <td>d 期間</td> <td>15年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住宅・建築物安全ストック形成事業（うち住宅・建築物耐震改修事業） 県及び市町村の作成する耐震改修促進計画等に基づき、一定以上の規模及び用途の建築物について行う耐震診断、耐震改修及び建替えに関する事業に対し、国、県及び市町村が連携して補助を行うことにより、住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図り耐震改修を促進する。</p> <p>(削除)</p>		区分	内 容	a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの	b 診断費用	耐震診断に要する経費の90%を県が負担 ・ 図面がある場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 2千円 延べ面積が280㎡を超える 3千円 ・ 図面がない場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 4千円 延べ面積が280㎡を超える 6千円	c 実施機関	(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施	区分	内 容	a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの	b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事	c 補助金額	耐震改修工事に要する経費の3分の1又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は30万円とする。	区分	内 容	a 対象工事	次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を含みリフォーム工事 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの	b 限度額	500万円以内	c 融資利率	1.7%（固定）（平成23年10月現在）	d 期間	15年以内	<p>・ 制度改正</p> <p>・ 「県」削除 ・ 制度改正</p> <p>・ 「富山」挿入 ・ 制度改正</p> <p>・ 補助事業名称変更</p> <p>・ 表削除</p>
区分	内 容																																																													
a 対象工事	住宅金融公庫の耐震リフォーム融資を受けて耐震改修工事を実施する住宅																																																													
b 限度額	400万円																																																													
c 融資利率	2.55%（固定）（平成17年6月末現在）																																																													
e 期間	10年以内																																																													
区分	内 容																																																													
a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもので延べ面積が280㎡以下のもの																																																													
b 診断費用	耐震診断に要する経費の90%を県が負担 ・ 図面がある場合 申請者の負担する額2千円 ・ 図面がない場合 申請者の負担する額4千円																																																													
c 実施機関	(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施																																																													
区分	内 容																																																													
a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもので延べ面積が280㎡以下のもの又は伝統工法によるもの																																																													
b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事																																																													
c 補助金額	耐震改修工事に要する経費の3分の1又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は30万円とする。																																																													
d その他	平成17年度から平成19年度の3箇年とする。																																																													
区分	内 容																																																													
a 対象区域	次のいずれかに該当する区域 ① 住宅・建築物耐震化促進計画の区域 ② 昭和56年5月31日以前に建築された延べ面積1,500㎡を超える建築物が、2以上存在し、かつ、おおむね1ha以上の規模を有する地域 ③ 災害対策基本法に基づく地方公共団体が定めた地域防災計画に位置づけられた避難地、避難路、又は緊急輸送道路に面する既成市街地 ④ 地区内の換算老朽住宅戸数の割合が、補助要綱に定める割合のもの																																																													
区分	内 容																																																													
a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの																																																													
b 診断費用	耐震診断に要する経費の90%を県が負担 ・ 図面がある場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 2千円 延べ面積が280㎡を超える 3千円 ・ 図面がない場合 申請者の負担する額 延べ面積が280㎡以下 4千円 延べ面積が280㎡を超える 6千円																																																													
c 実施機関	(社) 富山県建築士事務所協会に委託して実施																																																													
区分	内 容																																																													
a 対象住宅	次の要件を満たす住宅 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの																																																													
b 対象工事	耐震診断により補強が必要とされた住宅について、耐震改修後、総合判定が1.0以上となる工事																																																													
c 補助金額	耐震改修工事に要する経費の3分の1又は市町村が補助する額の2分の1のいずれか低い額とし、県費の限度額は30万円とする。																																																													
区分	内 容																																																													
a 対象工事	次の要件を満たす住宅の耐震改修工事を含みリフォーム工事 ① 木造の1戸建てで、階数が2以下のもの ② 昭和56年5月31日以前に着工したもの ③ 在来軸組工法によるもの																																																													
b 限度額	500万円以内																																																													
c 融資利率	1.7%（固定）（平成23年10月現在）																																																													
d 期間	15年以内																																																													

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）	備考																														
b 対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積500㎡以上 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき計画の認定を受けた建築物で次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時に重要な機能を果たす建築物 ② 災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上の耐火建築物又は準耐火建築物であって、倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きいもの 	<p>立 中小企業施設の耐震化 中小企業の防災対策として、<u>県制度融資（設備投資促進資金）</u>、中小企業高度化資金により耐震・耐火構造の事務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進める。</p> <p>(ア) <u>設備投資促進資金</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象者</td> <td>工場、店舗、事務所等の耐震改修等を行う中小企業者</td> </tr> <tr> <td>b 資金使途</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>c 限度額</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>d 期間</td> <td>設備資金7年（うち据置1年）以内 運転資金5年（うち据置1年）以内</td> </tr> <tr> <td>e 利率</td> <td>年1.90%（平成23年11月末現在）</td> </tr> <tr> <td>f 信用保証、担保</td> <td>金融機関の方法による</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 中小企業高度化資金</p> <p>a 共同防災施設事業 中小企業者が中小企業高度化事業を行うにあたり災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合の被害拡大を防止するために必要な施設を設置するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 対象設備</td> <td>集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等</td> </tr> <tr> <td>(b) 貸付割合</td> <td>80%以内（無利子 平成23年11月末現在）</td> </tr> <tr> <td>(c) 期 間</td> <td>20年（うち据置3年）以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 設備リース事業 中小企業者の事業活動に係る安全衛生の確保のための設備を組合が一括取得し、組合員に賃貸（リース）するもの。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 対象設備</td> <td>ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等</td> </tr> <tr> <td>(b) 貸付割合</td> <td>80%以内（1.05%平成23年12月末現在）</td> </tr> <tr> <td>(c) 期 間</td> <td>15年（うち据置1年）以内</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	a 対象者	工場、店舗、事務所等の耐震改修等を行う中小企業者	b 資金使途	設備資金、運転資金	c 限度額	5,000万円	d 期間	設備資金7年（うち据置1年）以内 運転資金5年（うち据置1年）以内	e 利率	年1.90%（平成23年11月末現在）	f 信用保証、担保	金融機関の方法による	区 分	内 容	(a) 対象設備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等	(b) 貸付割合	80%以内（無利子 平成23年11月末現在）	(c) 期 間	20年（うち据置3年）以内	区 分	内 容	(a) 対象設備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等	(b) 貸付割合	80%以内（1.05%平成23年12月末現在）	(c) 期 間	15年（うち据置1年）以内	<p>・制度改正</p>
区 分	内 容																																
a 対象者	工場、店舗、事務所等の耐震改修等を行う中小企業者																																
b 資金使途	設備資金、運転資金																																
c 限度額	5,000万円																																
d 期間	設備資金7年（うち据置1年）以内 運転資金5年（うち据置1年）以内																																
e 利率	年1.90%（平成23年11月末現在）																																
f 信用保証、担保	金融機関の方法による																																
区 分	内 容																																
(a) 対象設備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等																																
(b) 貸付割合	80%以内（無利子 平成23年11月末現在）																																
(c) 期 間	20年（うち据置3年）以内																																
区 分	内 容																																
(a) 対象設備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等																																
(b) 貸付割合	80%以内（1.05%平成23年12月末現在）																																
(c) 期 間	15年（うち据置1年）以内																																
c 対象工事	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の規定に基づき建築物の耐震改修の計画の認定を受けて行うもの																																
d 補助率等	1. 住宅の耐震改修又は建替えに関する事業 イ) 地方公共団体が行なう場合 工事に要する費用の23.9%の3分の1以内の額 ロ) 民間事業者等が行なう場合 工事に要する費の23.9%の3分の1以内の額かつ、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額 2. 建築物又はマンションの耐震改修に関する事業 イ) 地方公共団体が行なう場合 工事に要する費用の6分の1以内の額 ロ) 民間事業者等が行なう場合 工事に要する費用の6分の1以内の額、かつ、地方公共団体が補助する額の2分の1以内の額																																

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4 市街地の再開発（県土木部、市町村） 老朽住宅密集市街地の地震防災対策が必要な地域や都市施設が不足している低層過密地を再開発し、耐震耐火建築物の建設と、道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを行う必要がある。</p> <p>1 市街地再開発事業 既成の市街地のうちで、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、あわせて公共広場などの公共施設を確保する必要がある。 このため、県は、市町村、組合等が施行する市街地再開発事業に対し、指導、助成を行い、事業を促進する。 （資料「6-4 市街地再開発事業」）</p> <p>2 住宅市街地総合整備事業 老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している地区において、住宅市街地総合整備事業により、良質な住宅の供給、居住環境の整備、老朽住宅の建替の促進等を行うことにより、防災性能の向上を図る必要がある。 このため、県は、市町村への指導を行い、事業を促進する。</p> <p>3 土地区画整理事業 震災発生時における二次災害は、道路の狭隘、オープンスペースの不足、無秩序な市街地の形成といった都市構造上の脆弱性にもその原因がある。 このため、地域危険度が高く公共用地率が極めて低い木造密集市街地等において、都市基盤施設の整備を図ることによって地域環境を改善し、災害に強いまちづくりを進める必要がある。 また、市街化が進みつつある周辺部においては、スプロール化を未然に防止するため、道路、公園等の都市基盤の整備を先行的に行うことにより、良好な生活環境をもつ災害に強い市街地の形成を目指す必要がある。 このため、県は、市町村及び組合等が施行する土地区画整理事業に対し指導、助成を行い事業を促進する。 （資料「6-5 土地区画整理事業」）</p>		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第2節 都市基盤の安全性の強化</p> <p>地震災害の軽減を図るためには、<u>都市の不燃化等防災都市づくりを進めるとともに、都市機能を支える道路、鉄道、河川、港湾等の各種施設や電力、ガス、水道、通信等のライフライン施設の耐震化、安全性強化を進めることが必要である。</u>また、<u>最近の地震においては、高層建築物の増加等による落下物被害、都市近郊の開発等による擁壁、がけ等の崩壊、土砂災害等の被害、また、沿岸部開発による液状化被害等が注目され、その安全性が求められている。</u></p> <p>こうした、<u>震災の軽減防止のために、防災関係機関は、都市基盤の安全性強化に努めるものとする。</u></p> <p>対策の体系</p> <p>第1 公共土木施設等の耐震性強化</p> <p>公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時においては、<u>輸送活動の再開等、復旧の基本となるものである。</u></p> <p>このため、国、県、市町村及び関係機関は、連絡調整を密にし公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。</p> <p>構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急通行確保路線など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。</p>	<p>第2節 都市基盤等の安全性の強化</p> <p>地震災害の軽減を図るためには、都市機能を支える道路、鉄道、河川、港湾等の各種施設や電力、ガス、水道、通信等のライフライン施設の耐震化、安全性強化を進めることが必要である。また、地震においては、高層建築物の増加等による落下物被害、都市近郊の開発等による擁壁、がけ等の崩壊、土砂災害等の被害、また、沿岸部開発による液状化被害等が発生しており、その安全性が求められている。</p> <p>こうした、<u>地震による被害の防止・軽減のために、防災関係機関は、都市基盤の安全性強化に努めるものとする。</u></p> <p>対策の体系</p> <p>第1 公共土木施設等の耐震性等強化</p> <p>公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時における<u>緊急輸送等、復旧の基本となるものである。</u></p> <p>このため、国、県、市町村及び関係機関は、連絡調整を密にし公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。</p> <p>構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急通行確保路線における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。</p> <p>また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。</p>	<p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・浅部の地盤データの収集とデータベース化を追加</p> <p>・文言修正</p> <p>・維持管理について追記</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 道路、鉄道、港湾等交通施設の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、各鉄道事業者）</p> <p>(1) 道路施設 道路は、震災時における住民の避難、消防・医療活動、緊急物資の輸送、火災の延焼防止等、多様な機能を有している。 このことから、これらの施設が、地震時においてもその機能を発揮できるようにするため、次により耐震性に配慮した施設の整備を積極的に推進することで、交通管制施設等の整備とあわせ、交通機能の確保に努める。 ア 定期的に点検を行い、これに基づき、緊急通行確保路線など緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震補強工事を実施する。 イ 橋梁については、緊急通行確保路線、<u>5大河川の橋梁・跨線橋等、重要な箇所から計画的に震災対策を推進する。</u> ウ 冬期間における交通確保についても重要な課題であるため、<u>除雪体制を強化するほかスノーシェット等の雪寒対策施設についても、より一層の整備に努めるとともに、震災対策についても推進していく。</u></p> <p>(2) 鉄道施設 鉄道は、大量輸送機関であることから、地震による被害が生じた場合には、多数の死傷者が発生する事故に結びつくおそれがある。 このため、各鉄道事業者は、定期的な安全点検を実施するとともに、耐震基準に応じた施設の改良整備を進め、人命の安全の確保に努める。 (資料「7-6 鉄道施設の現況及び事業計画」)</p> <p>(3) 港湾・漁港施設の整備 地震が発生し、陸上輸送に重大な支障が生じた場合、緊急物資や復旧用資機材の輸送ルートとして、港湾及び漁港施設は重要な役割を果たす。このため、地震に強い港づくりを進めることとし、耐震性の強化に努める。 ア 防災の拠点となる<u>伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港</u>については、耐震強化岸壁を整備する。 イ 必要に応じて、<u>液状化対策</u>を行う。 (資料「6-10 港湾施設耐震化の現況」)</p> <p>(4) 空港施設 空港は震災時においては、人命救助・救援物資の輸送の基地として利用されるが、地震による被害が生じた場合、多数の人命にかかわる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障となるこのため、空港施設の耐震性の強化を推進する。 (資料「6-8 空港施設の現況」)</p> <p>2 河川、海岸等の整備（北陸地方整備局、県土木部、県農林水産部、市町村） 本県は、急流河川が多く、この河川によって形成された扇状地の上に都市や集落を形成している。このため、一たん破堤すれば、洪水が扇状に拡散し、浸水被害が予想されるため、河川の災害防止は古くから本県の主要課題となってきたところである。 <u>また、沿岸部は富山湾特有の寄り廻り波、冬期風浪の被害を受けやすく、津波に対して脆弱な地形となっている。</u> このようなことから、地震による水害等から人命・財産等を守るため、県及び関係機関は、堤防・護岸等の耐震強化に努める。</p> <p>(1) 河川の整備 ア 堤防・護岸の亀裂・沈下等を早期に発見するため、堤防の伐木、除草を実施し、河川巡視などにより日常の管理を十分行う。 イ 地震に起因する堤防の沈下により生じる浸水被害を防止するため、耐震性の不足している河川構造物等について、緊急度の高いものから順次対策を進める。</p> <p>(2) 農業用排水施設の整備 ため池、排水機場、排水樋門、頭首工及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、老朽化の著しい施設や建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。</p> <p>(3) 海岸保全施設等の整備 <u>海岸保全施設、河川河口の堤防は、いったん地震により被災し、その後、波浪や津波の来襲を受けた場合、地域住民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことが考えられる。このため、次の事項に関する検討を加え、地震や津波に備える。</u> ア 低地盤地域における液状化対策 イ 津波の来襲が予想される地域の海岸保全施設の嵩上げ</p>	<p>イ 橋梁については、緊急通行確保路線上の橋梁や長大橋等、重要な箇所から計画的に耐震対策を推進する。 ウ 冬期間における交通確保についても重要な課題であるため、スノーシェット等の雪寒対策施設についても、<u>耐震性に配慮した整備に努める。</u></p> <p>(3) 港湾・漁港施設の整備 地震が発生し、陸上輸送に重大な支障が生じた場合、緊急物資や復旧用資機材の輸送拠点として、港湾及び漁港施設は重要な役割を果たす。このため、地震に強い港づくりを進めることとし、耐震性の強化に努める。 ア 防災の拠点となる<u>伏木富山港（伏木地区、富山地区、新港地区）、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港</u>については、耐震強化岸壁を整備する（<u>伏木富山港（新湊地区）、魚津港、宮崎漁港、氷見漁港整備済</u>）。 イ 必要に応じて、<u>液状化対策、耐震対策等</u>を行う。 (資料「6-10 港湾施設耐震化の現況」)</p> <p>本県は、急流河川が多く、この河川によって形成された扇状地の上に都市や集落を形成している。このため、一たん破堤すれば、洪水が扇状に拡散し、浸水被害が予想されるため、河川の災害防止は古くから本県の主要課題となってきたところである。 沿岸部は富山湾特有の地形から、<u>寄り廻り波や冬期風浪等による被害を受けやすい。また、津波が発生した場合には重大な災害に結び付く恐れがある。</u> このようなことから、地震による水害等から人命・財産等を守るため、県及び関係機関は、堤防・護岸等の耐震強化及び津波に対する安全性の確保に努める。</p> <p>(2) 農業用排水施設の整備 ため池、排水機場、排水樋門、頭首工及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、<u>耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。</u></p> <p>(「第3節 津波に強い県土づくり」に移行)</p>	<p>・今後の橋梁耐震対策の計画に合わせて修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・耐震化岸壁の整備完了</p> <p>・耐震対策追加</p> <p>・津波対策追加</p> <p>・耐震性に関する記載追加</p> <p>・第3節に移行</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ウ 耐震性の不足している構造物の強化 エ 保安林の指定及び海岸防災林の造成</p> <p>3 土砂災害の防止（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村） 本県は県土の約7割が山地又は丘陵地となっており、近年の都市化の進展もあいまって、丘陵地の開発により傾斜地やがけ地に近接した住家が多くなっている。また、豪雨や豪雪に見舞われやすい条件下にあることや、山地の地質が脆弱であることから、地理的・自然的にも土砂の崩壊が発生しやすい状況となっている。 土砂災害は、発生が事前に予測しにくいこと、発生した場合は一瞬にして多数の死傷者を伴うことなどが特徴である。 このため、国、県及び市町村は、災害の発生が予想される危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。 （資料「3 災害危険地域等に関する資料」参照）</p> <p>(1) 急傾斜地の安全対策 ア 県及び市町村は、日頃から関係機関と連携しながら、既存崩壊防止施設の点検に努める。 イ 豪雨や地震に伴う崩壊により、多数の住民に危害が生ずると想定される危険区域については、県は、今後も関係住民の協力を得ながら「急傾斜地崩壊危険区域」として指定し、地域住民への周知に努める。 ウ 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。</p> <p>(2) 土石流、山地災害、地すべり等の防止 土砂災害の形態としては、地震に起因する人家周辺のがけ崩れ等による一次災害のほか、山地、水源部では、地震による山腹崩壊や地すべりによる崩壊によって河道埋そくを生じ、その後の降雨や融雪などによる土石流が原因となって下流河川の氾濫をひき起こすなどの2次災害が想定される。 ア 土砂災害が発生するおそれのある危険箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。 イ 県及び関係機関は、危険箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や、警戒避難体制の確立など災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。 ウ 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し災害を発生させるため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進めることが必要である</p> <p>(3) 「土砂災害防止法」の推進 土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。</p> <p>第2 ライフライン施設の安全性強化 電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。このため、震災時においても、その機能を発揮できるよう耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。 また、都市整備計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。</p> <p>1 電力施設における震災予防対策（企業局、北陸電力、関西電力） (1) 設備面の対策 電力供給設備においては災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき設計する。 ア 水力発電設備 過去に発生した災害による被害の実態をふまえ、設備の耐震性を確保するため現行の各種設計基準に基づいて設計する。 イ 火力発電設備 機器の耐震は、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「火力発電所の耐震設計指針」に基づいて設計する。 ウ 変電設備 機器の耐震は地震被害により電力の供給に重大な支障をきたさないことを目的に制定された電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計する。 エ 送電設備</p>	<p>1 電力施設における災害予防対策（企業局、北陸電力、関西電力）</p>	<p>・文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(ア) 架空送電設備に使用する支持物は、経済産業省の「電気設備に関する技術基準」で耐えるべき荷重が定められており、これに基づいて設計する。この基準で定められた風圧、着氷雪、電線張力などにより支持物に想定される荷重は、地震荷重より大きいと評価されている。</p> <p>(イ) 地中送電設備に使用する架台は「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計する。ケーブルは可とう性を持つことから、地震に対しては機能に重大な支障が生じない耐震性を確保していると評価されている。</p> <p>オ 配電設備</p> <p>(ア) 配電設備に係る地震力の影響は、氷雪・風圧及び不平均張力による荷重に比べて小さく、後者により設計する。不等沈下や急傾斜地で地すべりが発生する軟弱地面では施設の設置を極力回避し、やむを得ず設置する場合は、必要に応じ、支持物に根かせや敷盤取付による基礎の補強、支線増強による倒壊防止の設計を行う。</p> <p>(イ) 地中設備は一たん被害を受けると復旧に長時間を要するため、基本的には架空線、地中線の特徴を生かした設備形成とし、耐震性を考慮した総合的な都市整備に協調して実施する。</p> <p>カ 通信設備</p> <p>保安用社内専用回線の主な伝送路の多ルート化等を実施する。</p> <p>(2) 体制面の対策</p> <p>災害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。</p> <p>ア 体制の整備</p> <p>(ア) 地震規模による非常体制の発令及び各体制別組織構成・要員の確保等並びに権限・指揮命令系統の確立と周知徹底を行う。</p> <p>(イ) 大規模地震を想定した社内防災訓練を実施するとともに、地方自治体の訓練に参加する。</p> <p>(ウ) 社外応援体制を確立する。</p> <p> a メーカー、施工者、関係会社等の非常呼出し体制の整備、出動体制の確保、応急復旧用資機材の備蓄の依頼、必要により契約の締結</p> <p> b 電力会社間の応援体制の充実</p> <p>(エ) 「非常災害時の従業員行動方針」、「防災カード」の常時携帯により、震災時における対応要領について周知徹底する。</p> <p>イ 情報連絡体制の整備</p> <p>(ア) 地方自治体、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との連携の強化を推進する。</p> <p>(イ) 社内情報連絡体制の強化と徹底を行う。</p> <p> a 就業時間内・外における情報報告ルートの確立</p> <p> b 連絡手段の多様化</p> <p> (a) 衛星通信システムの導入</p> <p> (b) 災害時優先電話の登録</p> <p> (c) ファクシミリ、携帯電話等の配備</p> <p>ウ 資機材・車両等の確保</p> <p>(ア) 災害復旧用資機材を確保する。</p> <p> a 移動変電所の配置</p> <p> b 復旧用車両の燃料確保</p> <p> c 資機材の搬送対策の検討・整備</p> <p>(イ) 災害用車両を整備する。</p> <p> a 災害現場での応援隊サポート及び指揮用サポートカー</p> <p> b 50ヘルツと60ヘルツに切り替えできる高圧発電機車</p> <p>(ウ) 食料、宿泊施設、作業用品、燃料を備蓄（確保）する。</p> <p>(エ) 救護班を確保する。</p> <p>(オ) 非常通信協議会との連携を強化する。</p> <p>エ 広報サービス体制の整備</p> <p>(ア) 災害時に需要者が実施すべき安全措置及び平常時から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。</p> <p>(イ) 各種懇談会等を通じ、安全措置のPRのほか、重要施設を有する需要者に対しては非常用発電設備の設置を適宜呼びかける。</p> <p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境部、日本海ガス、高岡ガス、日本簡易ガス協会北陸支部、(社)富山県エルピーガス協会）</p> <p>ガスは、県民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。</p>	<p>2 ガス施設における災害予防対策（中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部、日本海ガス、高岡ガス、日本コミュニティーガス協会北陸支部、富山県エルピーガス協会）</p>	<p>・名称変更 ・記載方法統一（(社)省略）</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) 都市ガス及び簡易ガス 平常時よりガス施設の災害予防、耐震対策に充分留意し、各種凶面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。</p> <p>ア 耐震性の向上とガス事故防止 (ア) ガス製造設備及び供給所設備 ガスの製造及び貯蔵設備は、厳しい耐震基準に基づく構造物として、震災の影響も受けにくいことが実証されている。これらの設備のさらなる安全性向上のため、次の事項に留意する。</p> <p>a 設備の新・増設にあたっては、ガス事業法に定める耐震設計基準を遵守し、地盤特性や設備の構造に応じた十分な強度の確保、保全に万全を期す。</p> <p>b 設備の定期点検、検査計画に基づく総合的な強度診断を励行し、十分な強度と機能の維持に努める。</p> <p>c ガス製造及び供給の制御用コンピュータ設備は、計測用機器類とともに耐震性向上を推進し、データバックアップの充実に努める。</p> <p>d 原料タンク及びガス貯蔵施設には、遠隔操作機能付き緊急遮断弁を設け、緊急時に備える。</p> <p>e ガスの製造及び供給の維持には、電力や水も不可欠であり、災害時の停電や断水に備え、<u>非常用電源設備の拡充や水源の確保に努める。</u></p> <p>(イ) ガス供給設備（ガス導管等） 新規に埋設する導管は、耐震性に優れ、防食を施した鋼管及びダクタイル鋳鉄管^{*1}又は可とう性、耐震性及び耐食性の高いガス用ポリエチレン管を用い、継手も耐震性に富む素材を用いる。 経年管、即ち既設鋼管ねじ継手^{*2}及びねずみ鋳鉄管^{*3}、印ろう型継手^{*4}等の導管についても、計画的入取替及び他工事の機会をとらえ、積極的に前記の耐震性の高い導管への更新を促進する。</p> <p>(ウ) 需要家設備 ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出する建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安管理者とも平常時より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。 また、一般家庭におけるガス事故防止策としては、ガスメーターに異常流量遮断及び感震遮断機能を有するマイコンメーター^{*5}の設置を促進するほか、ガス消費機器類についても安全機能（不完全燃焼防止機能、立ち消え安全装置、加熱防止（機能）装置）付き機器やガス漏れ警報器の普及促進に努める。</p> <p>イ 防災システム、情報収集システムの充実 地震発生時には、迅速かつ確実な地震規模や被災情報の収集、把握と適切な措置対応が二次災害を未然に防止する。このため、次のシステム、設備の拡充、整備に努める。</p> <p>(ア) 防災システム 地震規模やガス設備被害状況の把握と速やかな対応のため、次の設備を整備拡充する。</p> <p>a 保安設備の遠隔操作 供給所設備及び主要導管設備等は、緊急時遠隔操作によりコントロール可能なシステムの推進に努める。</p> <p>b 地震計の設置と適正配置 供給区域内の地盤特性を考慮し、主要な地点への地震計設置に努める。</p> <p>c 導管網のブロック化 導管網の被災状況に応じて、早期復旧を考慮した効率的なガス遮断を行うためのブロック化の推進に努める。</p> <p>d ガス製造設備の防消火設備等の増強 火災発生を防止し、火災発生そのときはその拡大を阻止するための体制強化、防油堤や防消火設備の増強及び災害要因の除去に努める。</p> <p>e 導管網の圧力と流量監視 導管網の主要な地点に、テレメーター、テレコンを設置し、供給区域内の導管内圧力を監視し、ガバナ^{*6}には、圧力及び流量等の集中監視システムの設置に努め、常時監視体制を充実する。</p> <p>(イ) 通信設備 非常時又は非常事態が予測される場合に、緊急連絡がとれるように、次の設備を設置拡充する。</p>	<p>e ガスの製造及び供給の維持には、電力が不可欠であり、災害時の停電に備え、<u>非常用電源設備の拡充に努める。</u></p>	<p>・ 文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>a 災害時優先電話 b 専用回線電話 c 無線電話 d 固定無線局、移動無線局</p> <p>ウ 災害時にとるべき措置についての広報、周知 ガスの使用者に、災害時にとるべき措置として、ガス栓及びメーターガス栓の閉止を機会あるごとに広報し、この周知に努める。</p> <p>エ 防災体制の整備と教育訓練の実施 災害発生時には、迅速かつ適切な措置が何より大切である。このため、日頃から緊急時における災害対策本部を中心とした組織体制を具体的に定めておき、常に見直しに努めるとともに、万一の事態に即応できるように個々の役割と緊急時になすべき事項について周知徹底及び教育を行う。 また、防災機関等が行う各種訓練には積極的に参加するとともに、次に掲げる自主防災訓練の実施に努める。 (ア) 社員及び関連会社員の非常召集訓練 (イ) 災害予報、警報等の伝達、対応訓練 (ウ) 災害時の情報伝達、連絡（通信）訓練 (エ) 設備の応急措置及び復旧訓練</p> <p>※1 ダクタイル鋳鉄管 鋳物の脆さ（折れ、割れ）を改良する目的で開発された鋳鉄品。 リンやイオウ分等不純物をできる限り除去した溶銑にマグネシウム又はその合金を添加することで、大幅に強靱性を増した鋳鉄管で地盤沈下や地震などの外力にも強い。</p> <p>※2 鋼管ねじ継手 配管工事にねじ切りを行って接合する方法があり、このとき用いる継手をねじ継手という。このねじ切り部分は、その断面積が小さくなるので管体部分に比べ強度が大幅に損われ外力には弱い。</p> <p>※3 ねずみ鋳鉄管 いわゆる鋳物と呼ばれる鋳鉄品で、ダクタイル鋳鉄管が開発された以前（昭和 41 年）まで使われた鋳鉄管。材料組成中の黒鉛分が片状化しているので脆く、曲げや衝撃に弱いので折れや割れが発生しやすい。</p> <p>※4 印ろう型継手 鋳鉄管接合方法の一つとして使われる継手で、管の受け口へ管体を差し込み、その間に麻とセメントや鉛を充て込んで気密を保持している。この接合方法では地盤変動があると継手ゆるみが発生しやすく、最近では気密保持にはゴムリングを用いており、この接合方法は使われない。</p> <p>※5 マイコンメーター ガスメーターにマイコンチップを組み込み、通常使用されるガスの量以上に大量のガスが流れ（ガス漏れ）たり、異常に長時間使用（消し忘れ）すると自動的にガスを遮断するガスメーター。また大きな地震が発生すると、これを感知し遮断する機能もある。</p> <p>※6 ガバナ ガスを広い地域の隅々まで送り届けるため、製造所等からガス導管に高い圧力でガスを送り出すが、各家庭に届けられる前に使用できる圧力（低圧）に調整する装置。 （資料「3-18 都市ガス施設」、「3-19 簡易ガス施設」）</p> <p>(2) LPガス 一般家庭におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、<u>感震機能を備えた安全器具の普及促進に努める</u>ほか、LPガス消費者に対し、震災時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。</p> <p>ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置 販売店等は、鎖がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。</p> <p>イ 感震機能付き安全器具の普及促進 販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメーター又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努める。</p> <p>ウ 消費者に対する周知啓発活動 震災時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが、二次災害を防止するうえで最善の方策であることから、販売店等は、震災時に消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。</p>	<p>(2) LPガス 一般家庭におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、<u>感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努める</u>ほか、LPガス消費者に対し、震災時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。</p> <p>ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置 販売店等は、鎖がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。</p> <p>イ 感震機能付き安全器具の普及促進 販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメーター又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及び <u>Si センサーコンロ*</u>の普及促進に努める。</p> <p>ウ 消費者に対する周知啓発活動 震災時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが、二次災害を防止するうえで最善の方策であり、販売店等は、震災時に消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。</p> <p>※ Si センサーコンロ <u>家庭用ガスコンロに「消し忘れ消火機能」等の安全装置を装着したもの。</u></p>	<p>・文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 上水道施設における震災予防対策（県厚生部、県企業局、市町村） 水道事業者は、震災時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するためには、水道施設の被害を最小限にとどめることが大切である。 このため、平常時においても、震災対策上の各種図面を整備し、施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。</p> <p>(1) 緊急時対策 ア 応急給水及び応急復旧の行動指針を作成する。 イ 応急給水を円滑に実施するため、日頃から自治会等と意見交換を行い、共同訓練等の実施に努める。 ウ 応急対策に活用しやすい水道管路図面を整備する。 エ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間借上げ資機材については、十分事前に協議を行い文書による取り決めをしておく。 また、資機材が水道事業者間で共用できるよう、使用・規格の統一化に努める。 （資料「5-8 応急給水用具等」、「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」）</p> <p>(2) 施設の整備、耐震化 ア 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施する。診断結果を踏まえ、耐震性の低い施設について補強・増強等を行う。 イ <u>送水、配水管は、被害を最も多く受ける施設であり、特に、経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、地震発生時において相当数の被害が発生するものと想定されることから、水道事業者は、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管等に取り替えるとともに、あわせて継手についても伸縮性のある離脱防止型とする。</u> ウ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。 エ 配水池容量は12時間分の給水量を貯留できるよう配水池の拡大に努める。 オ 防災関係部局と連携して、緊急時用貯水槽、大口径配水管を整備し、貯水機能を強化する。 カ <u>震災時に飲料水を確保するため、隣接市町村（一部事務組合を含む。）の水道事業者間において幹線の相互連絡管の整備に努める。</u></p> <p>(3) 予備水源としての井戸、消融雪用井戸の活用 ア 一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。 イ 水道等の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源については、緊急時に使用できるよう定期的な維持管理に努める。 ウ 県及び市町村の管理する道路の消融雪用井戸については、管理者と協議のうえ取水可能量、飲用の適否を調査するとともに、取水のための可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等を整備する。</p> <p>(4) 情報連絡体制 震災時には、可能な限り早期に危機管理体制を確立することが求められる。このため、緊急時の通信手段の確保が重要である。県及び水道事業者は、広域通信網及び回線の二重化等によるバックアップシステムの整備を推進するとともに、管路等の重要な施設の情報のデータベース化及びオンライン化に努める。</p> <p>(5) 防災訓練 水道事業者は、防災関係機関が行う各種訓練に積極的に参加するとともに、自主防災訓練の実施に努める。</p> <p>4 下水道施設における災害予防対策（県土木部、市町村） 既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造を調査し、耐震性診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。 新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。</p> <p>(1) 処理場・ポンプ場 ア 土木施設は、想定される地震により機能を損なう程の破損に至らないよう、液状化対策を含めた耐震構造とする。 イ 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継ぎ手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入する。 ウ 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないよう支持及び固定し耐震対策を実施する。 エ 電気設備は、管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を実施する。</p> <p>(2) 管路施設 ア 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や軌道横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継ぎ手</p>	<p>3 上水道施設における災害予防対策（県厚生部、県企業局、市町村）</p> <p>イ <u>送水、配水管は、被害を最も多く受ける施設であり、新設・更新に際しては、耐震性の高い管路を採用する。また、石綿セメント管、鋳鉄管（ダクタイル鋳鉄管は含まない。）、硬質塩化ビニル管（TS継手）等、耐震性の低い管路について、耐震性の高い管路に取り替える。</u></p> <p>カ <u>震災時に飲料水を確保するため、基幹管路のループ化や二重化、隣接市町村（一部事務組合を含む。）の水道事業者間における相互連絡管の整備等、バックアップ機能の確保に努める。</u></p>	<p>・文言修正</p> <p>・厚労省の「管路の耐震化に関する検討会報告書」により明示されている耐震性の低い管路の追加</p> <p>・東日本大震災において、用水供給事業の幹線管路の破損により、広範囲にわたり長期断水した事例から、管路の二重化の重要性が指摘されているため</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>を設置し免震構造とする。 さらに、特に重要な幹線については施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。</p> <p>イ マンホール及び取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所において必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性伸縮取付管を設置する。</p> <p>ウ 橋梁（水管等）は、想定する地震力に耐えうる構造とするとともに、管路には可とう性伸縮継ぎ手を設置する。</p> <p>(3) 施設の点検等 ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。 イ 下水道台帳は、災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。また、システム化されていない場合は、代替性の確保のため下水道台帳の分散保管を図る。 ウ 応急復旧マニュアルを整備する。</p> <p>(4) 応急復旧のための体制整備 応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。 ア 下水道担当部局の防災組織、配備体制 地域防災計画に基づく災害対策本部の下位組織として、下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう、体制を整備する。 イ 民間企業との協力体制 応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者等、民間業者との協力体制を整備する。 ウ 他地方公共団体との相互応援体制 震災時の役務及び機材等の提供について、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。</p> <p>エ 応急対策用機器及び資機材 震災時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。</p> <p>オ 防災訓練 震災時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。</p> <p>(5) ライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡体制の強化 災害時におけるライフライン機関相互及び他の防災機関との情報連絡の混乱を防止し、的確な状況把握や指示ができるよう、情報連絡体制を整備する。 ア 連絡担当窓口及び責任者の設置 各関係機関に連絡担当窓口及び責任者を設置して、全て連絡窓口を通して連絡を行うものとする。また、連絡責任者は、事務連絡を総括し、情報の整理、管理を行う。 イ 連絡方法 情報連絡は、一般電話、高度情報通信ネットワークで行い、必要に応じて、各種専用電話を利用する。また、直接連絡が不可能な時は、他機関を経由する方法で連絡する。 ウ 連絡内容の統一と書式化 震災対策に必要な情報、被害報告及び応急措置に関する情報等の収集、伝達を迅速かつ正確に行うため、あらかじめ、報告内容等を選択できる書式を定め、各機関で常備し、連絡は相互にこの書式を用いて行う。</p> <p>5 通信施設における災害予防対策（NTT西日本、<u>NTTドコモ北陸</u>） 震災時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、専用通信、放送等の施設の安全性確保に努める。</p> <p>(1) 公衆通信 震災時においても、通信が確保できるよう設備の耐震・耐火化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。 ア 耐震対策 (ア) 大規模地震にも耐えうる通信ビル及び鉄塔の耐震対策を実施する。 (イ) 発電装置は、給水、燃料配管のフレキシブル^{*1}、トレンチ化^{*2}等の対策により耐震性を強化する。 (ウ) 地下管路は、管路継ぎ手、マンホール取付けに耐震対策を実施する。 (エ) 事務室設置のシステム、端末設備は、転倒防止及び転落防止対策を実施し、災害発生後のサービス提供を可能とする。また、重要な社内システムの電源は、無停電化する。 イ 津波対策</p>	<p>ウ 他地方公共団体との相互応援体制 震災時の役務及び機材等の提供について、「<u>下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール</u>」に基づき、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。</p> <p>5 通信施設における災害予防対策（NTT西日本、<u>NTTドコモ</u>）</p>	<p>・ブロック支援体制構築</p> <p>・社名変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>海岸線に近い局舎においては水防扉、水防板の設置及び下水管、マンホール、とう道※³からの局舎内への浸水防止対策を実施する。</p> <p>ウ 防火及び危険物に対する対策 (ア) 通信機械室での火気使用を禁止するとともに、防火シャッター、防火扉、防火壁の整備により速やかに対策を実施する。 (イ) 通信機械室で取り扱う揮発性及び危険物は、取扱方法、保管方法を徹底する。</p> <p>エ 通信網の防災対策 (ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。 (イ) 地中設備は、アクセス系ケーブル※⁴の地中化を推進する。 (ウ) 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。 (エ) 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。</p> <p>オ 防災機器の整備 (ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。 (イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。</p> <p>カ 防災に関する訓練 災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、次の訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。 (ア) 災害予報及び警報伝達の訓練 (イ) 災害時における通信の疎通訓練 (ウ) 設備の災害応急復旧訓練 (エ) 職員の非常召集訓練</p> <p>※1 フレキシブル化 地震による管路の振動を、自在継ぎ手で吸収可能な弾力性のある配管系統にすること</p> <p>※2 トレンチ化 ケーブル、管路等を固定せずに、配管溝を設け設置する方式にすること</p> <p>※3 とう道 ケーブルの収容及び保守作業空間を確保するため、地中に構築されたコンクリート構造物</p> <p>※4 アクセス系ケーブル 交換局からビル、住宅等の建物までの通信ケーブル</p> <p>(2) 専用通信 専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、J R、道路公団さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。 ア 耐震性の強化 局舎及び装置等の耐震性を強化する。 イ 伝送路の強化 通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。 ウ 装置・機材の充実 予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。 エ 定期点検の実施 施設、装置の定期的な点検を実施する。 オ 防災訓練等の実施 平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。</p> <p>第3 廃棄物処理施設の安全性強化 し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の震災による被害を最小限に止めるとともに、震災時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。 このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努めるとともに、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化に努める。 県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。 1 処理施設の耐震性強化（県生活環境文化部、市町村）</p>	<p>海岸線に近い局舎においては水防扉、水防板の設置及び下水管、マンホール、とう道※³からの局舎内への浸水防止対策を実施する。</p> <p>ウ 防火及び危険物に対する対策 (ア) 通信機械室での火気使用を禁止するとともに、防火シャッター、防火扉、防火壁の整備により速やかに対策を実施する。 (イ) 通信機械室で取り扱う揮発性及び危険物は、取扱方法、保管方法を徹底する。</p> <p>エ 通信網の防災対策 (ア) 信頼性の高い伝送路を構築するため、主要な伝送路は多ルート構成、若しくはループ構成とし、主要な中継交換機は分散設置を行う。 (イ) 地中設備は、アクセス系ケーブル※⁴の地中化を推進する。 (ウ) 電話輻輳時における災害復旧機関の通信を確保するため、災害時優先電話の適用範囲の改善を行い、指定公共機関の責任者自宅まで拡大する。 (エ) 全国からの安否確認、見舞電話による電話の輻輳を防止するため、ボイスメールによる全国利用型の伝言ダイヤルサービス（災害用伝言ダイヤル「171」）を提供する。</p> <p>オ 防災機器の整備 (ア) 交換局、伝送路、電源の各種被災に対応できる非常用無線装置、移動用電源車、応急復旧ケーブルなどの災害対策機器及び応急復旧資材の確保に努める。 (イ) 非常用衛星通信装置（ポータブル衛星・超小型衛星通信装置）の配備に努める。</p> <p>カ 防災に関する訓練 災害時に備え、平時から復旧員の確保、設備の復旧を円滑、速やかに行うため、次の訓練の実施に努めるとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。 (ア) 災害予報及び警報伝達の訓練 (イ) 災害時における通信の疎通訓練 (ウ) 設備の災害応急復旧訓練 (エ) 職員の非常召集訓練</p> <p>※1 フレキシブル化 地震による管路の振動を、自在継ぎ手で吸収可能な弾力性のある配管系統にすること</p> <p>※2 トレンチ化 ケーブル、管路等を固定せずに、配管溝を設け設置する方式にすること</p> <p>※3 とう道 ケーブルの収容及び保守作業空間を確保するため、地中に構築されたコンクリート構造物</p> <p>※4 アクセス系ケーブル 交換局からビル、住宅等の建物までの通信ケーブル</p> <p>(2) 専用通信 専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、J R、道路公団さらに電力・ガス会社、私鉄等において専用通信が設置されており、各機関は次の点に留意し、防災対策を推進する。 ア 耐震性の強化 局舎及び装置等の耐震性を強化する。 イ 伝送路の強化 通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。 ウ 装置・機材の充実 予備電源、移動無線、可搬型無線機等資機材の整備充実に努める。 エ 定期点検の実施 施設、装置の定期的な点検を実施する。 オ 防災訓練等の実施 平素から関係者による防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。</p> <p>第3 廃棄物処理施設の安全性強化 し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の震災による被害を最小限に止めるとともに、震災時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物が適正に処理されることが必要である。 このため、市町村は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努めるとともに、廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。 県は、被災状況により、広域的な処理が必要な場合を想定し、廃棄物処理の協力体制を整備する。 1 処理施設の耐震性強化（県生活環境文化部、市町村）</p>	<p>備考</p> <p>・「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月厚生省）に基づく修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) 一般廃棄物処理施設 処理施設は、建設時の耐震設計基準に基づいて建設されているが、市町村は、既設の処理施設について、耐震性等の調査を実施するとともに、必要に応じて耐震化、不燃・堅牢化に努める。 また、今後、建設する施設については、<u>し尿処理施設構造指針</u>等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、<u>不燃・堅牢化</u>に努める。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設の管理者は、中間処理施設、最終処分場、保管施設の耐震性を調査し、必要な耐震化、<u>不燃・堅牢化</u>に努める。</p> <p>2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備 市町村は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。</p> <p>(2) ごみ、<u>がれき等の一時保管場所</u>の確保 震災時においては、ごみ、<u>がれき</u>などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ<u>運搬経路</u>、住居地域を考慮したごみ、<u>がれき等の一時保管場所</u>を確保しておく。</p> <p>(3) 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保 市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。</p> <p>3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部） 県は、し尿、ごみ、<u>がれき</u>等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、<u>市町村、近県及び関係団体</u>を含めた協力体制を整備する。 <small>（資料「9-10 し尿処理施設一覧」、「9-11 ごみ処理施設一覧」）</small></p> <p>第4 危険物施設等の安全性の確保</p> <p>1 危険物施設（県知事政策室、市町村） 地震により、危険物施設から、火災や危険物の流出が発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。 このため、県及び市町村は、立入検査により危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、<u>漏えい</u>等の防止に努める。 また、指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う施設については、市町村火災予防条例の規定に基づき指導する。 なお、石油コンビナート地域の危険施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく富山県石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。</p> <p>(1) 保安確保の指導 県及び市町村は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。</p> <p>(2) 危険物取扱者に対する保安教育 県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。</p> <p>(3) 危険物輸送の安全化 県、市町村及び警察は、危険物積載走行車両の転倒、転落や危険物の落下、流出等の未然防止を図り、また、標識の表示状況、消火器の設置状況の確認を行うため、常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、構造設備等の保安管理の徹底、危険物取扱者等の保安意識の徹底に努める。</p> <p>(4) 施設の保全及び耐震性の強化 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努めるとともに、特に屋外タンク貯蔵所にあつては、必要に応じ地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。</p> <p>(5) 自主防災体制の確立 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。 また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。</p> <p>(6) 防災資機材の備蓄 危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。</p>	<p>(1) 一般廃棄物処理施設 処理施設は、建設時の耐震設計基準に基づいて建設されているが、市町村は、既設の処理施設について、耐震性等の調査を実施するとともに、必要に応じて耐震化、<u>不燃・堅牢化等</u>に努める。 また、今後、建設する施設については、<u>ごみ処理施設構造指針</u>等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、<u>不燃・堅牢化等</u>に努める。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設 産業廃棄物処理施設の管理者は、中間処理施設、最終処分場、保管施設の耐震性を調査し、必要な耐震化、<u>不燃・堅牢化等</u>に努める。</p> <p>2 し尿、ごみ等の処理体制の整備（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備 市町村は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、あらかじめ応急復旧に必要な資機材を準備しておくとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練を実施する。</p> <p>(2) ごみ、<u>災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等の確保</u> 震災時においては、ごみ、<u>災害廃棄物</u>などの廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市町村は、あらかじめ<u>発生量や運搬経路</u>、住居地域を考慮したごみ、<u>災害廃棄物等の一時保管場所や最終処分場等</u>を確保しておく。</p> <p>(3) 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保 市町村は、家屋の倒壊、断水等により便所が使用できなくなるため、避難所等に仮設（簡易）トイレの確保に努める。</p> <p>3 広域的な協力体制の整備（県生活環境文化部） 県は、し尿、ごみ、<u>災害廃棄物</u>等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、<u>国、近県、市町村及び関係団体</u>を含めた協力体制を整備する。 <small>（資料「9-10 し尿処理施設一覧」、「9-11 ごみ処理施設一覧」）</small></p> <p>第4 危険物施設等の安全性強化</p> <p>1 危険物施設（県知事政策局、市町村） 地震により、危険物施設から、火災や危険物の流出が発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。 このため、県及び市町村は、立入検査により危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、<u>流出</u>等の防止に努める。</p>	<p>・指針の名称修正</p> <p>・災害基本計画の表現に統一（がれき→災害廃棄物） ・H10.10.22 環衛第 86 号による修正 ・震災廃棄物対策指針による修正</p> <p>・災害基本計画の表現に統一 ・国を追加</p> <p>・文言修正 ・組織変更</p> <p>・消防庁の表記の変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(資料「3-17 危険物施設」)</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（県生活環境文化部） 高圧ガスを大量に製造又は消費している事業所等は、施設が災害の原因になるような損傷を受けないように施設の耐震化を推進するとともに、損傷を受けた場合でも災害の拡大防止のための措置を講じ、周辺住民に被害を与えないように努める。</p> <p>(1) 高圧ガス設備の耐震性の強化 大規模な地震の発生時には、高圧ガス施設も損傷を受けるおそれがあるので、地震の大きさや被害等を考慮して、貯槽^{※1}、塔槽類^{※2}、加熱炉及び回転機器^{※3}等の主要設備の経年劣化に伴う、耐震性能の低下の有無や、附属する配管の伸縮可とう性を再点検するなど耐震性強化に努める。</p> <p>(2) 計装設備の耐震対策 プロセス計器^{※4}部分、接続部（ネジ込み）の強度を検討し、計装パネル^{※5}等の転倒防止措置を講ずるとともに、計器用エア配管^{※6}の立ち上がり、立ち下がり部は伸縮可とう性をもたせる。また、コントロールバルブはフェイルセーフ機構^{※7}にするなど耐震性強化に努める。</p> <p>(3) 防消火設備の耐震対策 防火水槽は、耐震性をもたせ、分散を図る。また、ポンプ廻りの配管及び埋設配管の取付部は、伸縮可とう性をもたせるとともに、配管のループ^{※8}、ブロック化を図り、災害時の機能確保に努める。</p> <p>(4) 通信設備の確保 緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法で緊急連絡がとれるよう体制を整備し、伝達手段を確保する。</p> <p>(5) 運転の緊急停止対策 石油精製工場、化学工場においては、重要機器については機器保護緊急停止が自動的に行われるが、全装置の緊急停止は手動操作によって行われている。このため、これらの事業所においては感震器と連動して危険度等に応じた自動遮断システムの導入を推進する。</p> <p>(6) 防災活動対策 地震による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、これを周知させるための定期的な操作訓練及び防災訓練の実施により、災害の予防に努める。</p> <p>(資料「3-20 高圧ガス製造、貯蔵、販売所」)</p> <p>※1 貯槽 高圧ガスの貯蔵設備であって、地盤面に対して移動することができないもので安全弁、液面計、緊急等遮断弁等の付属品が設置されている。高圧ガス保安法では、この貯槽には、基礎、支柱及びアンカーボルト等は耐震設計基準で設計するよう義務づけている。</p> <p>※2 塔槽類 石油化学工場や化学工場等に設置されている反応、分離精製、蒸留等を行う高圧ガス設備の総称で高圧、高温状態で運転されている。高圧ガス保安法では、貯槽と同様耐震設計基準で設計するよう義務づけている。</p> <p>※3 回転機器 液化ガスを移送するポンプ、気化ガスを圧縮する圧縮機等が回転機器であり、耐震対策として基礎は本体と駆動体を同一にし、さらに遠隔停止可能にするよう設置されている。</p> <p>※4 プロセス計器 石油化学工場や化学工場での反応、精製等の行程は目視で監視し、管理することは不可能であり、圧力、温度等を測定することによってその行程の状態を把握し、管理している。この圧力計、温度計等をプロセス計器という。</p> <p>※5 計装パネル 製造工程の状態を測定したプロセス計器の表示盤（パネル）をいう。</p> <p>※6 計器用エア配管 可燃ガス等を使用する行程で、ガスの流量又は圧力等のコントロールバルブを調整するには、この区域では可燃ガスが滞留するおそれがあるため電気を使用できず、圧縮空気を使用している。この圧縮空気の配管が計器用エア配管である。</p> <p>※7 フェイルセーフ機構 設備の一部に故障や誤作動があっても、安全な方に作動する仕組み。</p> <p>※8 ループ化 防消火用の散水配管を環状（ループ状）に連結し、地震時にその一部が破損した場合、他方から水を供給するなどして散水できるよう相互に供給を確保する方法で、地震時に火災が発生しやすい区域には有効である。</p> <p>3 毒物劇物取扱施設（県生活環境文化部、県厚生部） (1) 毒物劇物取扱施設における予防対策 地震により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、震災予防対策を講じなければならない。このため、県は、毒物劇物取扱施設の取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を行って</p>	<p>(5) 運転の緊急停止対策 化学工場等においては、重要機器については機器保護緊急停止が自動的に行われるが、全装置の緊急停止は手動操作によって行われている。このため、これらの事業所においては感震器と連動して危険度等に応じた自動遮断システムの導入を推進する。</p> <p>(6) 防災活動対策 地震又は津波による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、これを周知させるための定期的な操作訓練及び防災訓練の実施により、災害の予防に努める。</p> <p>※2 塔槽類 石油化学工場や化学工場等に設置されている反応、分離精製、蒸留等を行う高圧ガス設備の総称で高温、高圧状態で運転されている。高圧ガス保安法では、貯槽と同様、耐震設計基準で設計するよう義務づけている。</p> <p>※3 回転機器 液化ガスを移送するポンプ、気化ガスを圧縮する圧縮機等があり、耐震対策として基礎は本体と駆動体を同一にし、さらに遠隔停止可能にするよう設置されている。</p> <p>※4 プロセス計器 石油化学工場や化学工場等での反応、精製等の工程は目視で監視し、管理することは不可能であり、圧力、温度等を測定することによってその工程の状態を把握し、管理している。この圧力計、温度計等をプロセス計器という。</p> <p>※6 計器用エア配管 可燃ガス等を使用する工程で、ガスの流量又は圧力等のコントロールバルブを調整する場合、この区域には可燃ガスが滞留するおそれがあり電気が使用できないため、圧縮空気を使用している。この圧縮空気の配管が計器用エア配管である。</p> <p>(1) 毒物劇物取扱施設における予防対策 地震又は津波により毒物劇物多量保有施設の損傷があった場合には、周辺地域に重大な影響を及ぼすことになるため、震災予防対策を講じなければならない。このため、県は、毒物劇物取扱施設の取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物取締法に基づいて、監視指導を</p>	<p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>る。 毒物劇物取扱施設であって、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令により<u>予防対策が指導</u>されている。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。 ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。 イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止<u>規程を制定させる等の自主災害防止対策を推進する。</u> (資料「3-22 毒物劇物製造、販売所等」)</p> <p>(2) 学校における予防対策 学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して地震による被害が拡大されるおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。 ア 化学薬品類の容器及び収納棚等の転倒落下の防止 イ 容器の破損等による化学薬品類の飛散の防止 ウ 混合混触発火性物品の近接貯蔵の禁止 エ 化学薬品類の収納場所の整理整頓及び在庫管理の徹底 オ 初期消火用資機材の整備</p> <p>第5 地盤の液状化対策の推進 近年、臨海部の埋立地においても都市施設が建設されるなど、液状化による被害発生の危険性も増えている。このため、県及び市町村等は、地盤の液状化による影響調査を進めるとともに、耐震基準の適用や各種対策工法の普及に努める。</p> <p>1 調査研究の推進（県知事政策室） 県では、平成6年度から実施してきた「地震調査研究」において、地盤の液状化危険度についても<u>調査し、第1章第4節の被害想定の中の図6（「液状化判定結果図」）のとおりまとめたところがある。</u></p> <p>2 液状化に関する知識の普及啓発（県知事政策室、市町村） 県及び市町村は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、県民に対し、地盤の液状化に関する知識の普及に努める。</p> <p>3 地盤改良、液状化対策工法の推進（県土木部、市町村） 県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。また、<u>建築物については、次のとおり建築主、設計者、施工者を指導する。</u></p> <p>(1) <u>個人住宅等の小規模建築物</u> 建物の基礎は鉄筋で補強し、根入れを深くする。 (2) <u>構造設計が必要な比較的大規模な建築物</u> 地盤改良、基礎杭の打設、設備配管接続部のフレキシブル化等、液状化被害を最小限に抑える対策を実施する。</p>	<p>行っている。 毒物劇物取扱施設であって、消防法又は高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法令に<u>定める技術上の基準の遵守を指導</u>している。また、前二法により規制を受けない施設については、次の事項を重点として立入指導を強化する。 ア 毒物劇物屋外貯蔵タンクについては、事故時の流出を防止するため防液堤あるいは貯留槽等の設置措置を推進する。 イ 毒物劇物の多量保有施設については、保有する毒物又は劇物に応じた危害防止<u>規定の制定等の自主災害防止対策を推進する。</u> (資料「3-22 毒物劇物製造、販売所等」)</p> <p>(2) 学校における予防対策 学校においては、理科実験等に使用する化学薬品などの毒劇物を所有しており、これらの化学薬品類の漏えいにより、火災や有毒ガスが発生して地震又は津波による被害が拡大するおそれがあるため、次の措置を講じるとともに、取扱要領の作成や管理責任者の選定を行い、化学薬品類の保管の適正化と事故防止に努めるものとする。</p> <p>1 調査研究の推進（県知事政策局） 県では、平成6年度から実施してきた「地震調査研究」において、地盤の液状化危険度についても調査を実施している（巻末図5. 1、5. 2、5. 3）。</p> <p>2 浅部の地盤データの収集とデータベース化（県関係部局、市町村） 県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、<u>浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>3 液状化に関する知識の普及啓発（県知事政策局、市町村） 県及び市町村は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、県民に対し、<u>地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発に努める。</u></p> <p>4 地盤改良、液状化対策工法の推進（県土木部、市町村） 県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。また、民間の建築物については、<u>液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。</u> (削除)</p>	<p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・組織変更 ・文言修正</p> <p>・防災基本計画修正による追加</p> <p>・組織変更</p> <p>・普及内容追加</p> <p>・表現の簡略化</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>第3節 津波に強い県土づくり</p> <p>津波災害による被害を軽減するためには、海岸保全施設の整備を進めるとともに、津波に強いまちの形成を進める必要がある。また、避難関連施設の整備を進めるとともに、併せて建築物の安全化を図るほか、ライフライン施設等の機能や、危険物施設等の安全確保を図る必要がある。</p> <p>第1 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 海岸保全施設の基本的考え方 国、県及び市町村は、一定程度の津波の高さに対応した海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、<u>地震・津波発生後の防御機能の維持のため、耐震点検・津波に対する耐力点検や補強による耐震性・津波耐力の確保を図るものとする。</u> また、国、県及び市町村並びに施設管理者は、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用するものとする。 さらに、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。</p> <p>2 海岸保全施設等の整備 海岸保全施設、河川河口の堤防は、いったん地震により被災し、その後、波浪や津波の来襲を受けた場合、地域住民の生命・財産に重大な被害を及ぼすことが考えられる。また、越流した場合でも、倒壊までの時間を長くする、あるいは全壊に至る可能性を減らすため、次の事項に関する検討を加え、地震や津波に備える。 ア 耐震性の不足している建造物の強化 イ 低地盤地域における液状化対策 ウ 一定の津波の高さに対応した海岸保全施設の整備（嵩上げ、粘り強い構造） エ 保安林の指定及び海岸防災林の造成</p> <p>第2 津波に強いまちづくり</p> <p>1 津波に強いまちの形成 (1) 徒歩避難を原則とした対策の構築 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、本県においては、東日本大震災のような海溝型の地震による津波は、文献調査において確認されていないものの、発生確率の極めて低い3～5千年程度の周期で発生する呉羽山断層帯の海域部を震源とする地震が発生した場合、津波の規模は海溝型地震と異なるものの、短時間で津波が到達</p>	<p>・防災基本計画の修正により「津波に強い県土づくり」を追加</p> <p>・津波に対する耐力に関する記述追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>することが予想されることから、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、場所によっては津波到達時間が極めて短いこと、地形的条件や土地利用の実態など地域の実情によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。</p> <p>国及び県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、その結果を踏まえ、県及び市町村は津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。また、例えば港湾の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画すること等を通じて、総合的な施設整備に努めるものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行なわれるよう配慮するものとする。</p> <p>(2) 地域防災計画の都市計画等との連携 県及び市町村は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成など、本県の津波の特徴を踏まえたまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定 県及び市町村は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性の低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。</p> <p>市町村は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>津波災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市町村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</p> <p>(4) 減災のための総合的な取組みの推進 国、県及び市町村は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨界工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携の下、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進めるものとする。</p> <p>国土交通省、県及び市町村は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。</p> <p>国土交通省、県及び市町村は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p>	<p>・本県の特徴を踏まえたまちづくりの観点追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p>2 避難関連施設の整備</p> <p>(1) 避難場所の整備 <u>県及び市町村は、避難場所の整備にあたり、津波シミュレーション調査の結果や富山県の津波の特徴を踏まえ、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。</u> <u>市町村等は、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。</u> <u>また、緊急避難場所は、災害時には、自衛隊や消防機関などの活動拠点となることが多いことから、県、市町村、関係機関間であらかじめ、住民と防災関係機関が活用する場所の配置方針等の作成に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 避難路、避難階段等の整備 <u>国、県及び市町村は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するものとする。</u></p> <p>3 建築物の安全化 <u>国、県及び市町村並びに施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。</u> <u>国、県及び市町村は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進するものとする。</u></p> <p>4 ライフライン施設等の機能の確保 <u>ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、国、県、市町村及びライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u> <u>ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行なうものとする。</u> <u>国、県及び市町村は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。</u> <u>国、公共機関、県及び市町村においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。</u></p> <p>5 危険物施設等の安全確保 <u>国、県及び市町村は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。</u></p> <p>6 災害応急対策等への備え <u>国、公共機関、県及び市町村は、津波が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行なうための備えを平常時より十分行なうとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。</u></p>	<p>・緊急避難場所における住民と防災関係機関の配置方針追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3節 防災活動体制の整備</p> <p>同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生など、発災時直後から次々に起きる地震災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。</p> <p>この使命を遂行するためには、震災対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。本県の地震防災の体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>対策の体系</p>	<p>第4節 防災活動体制の整備</p> <p>同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生など、発災時直後から次々に起きる地震・津波災害に迅速、的確に対応し、被害を最小限にとどめるには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に発揮することが重大な使命である。</p> <p>この使命を遂行するためには、災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、情報収集や避難誘導、救助・救急活動が広域的にしかもできるかぎり早急に行える体制を確立することが必要である。本県の地震・津波防災の体制づくりとして、今後も防災拠点施設や防災活動の拠点となる庁舎等を整備するとともに、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制や航空防災体制の整備強化、さらには、相互応援体制の整備等による陸・海・空それぞれにおいて相互連携した広域的な支援体制を充実させるなど、防災活動体制の整備に努めるものとする。</p> <p>対策の体系</p>	<p>・文言修正</p> <p>・業務継続体制の確保や防災基本計画修正による項目の追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 防災拠点施設の整備 県は、広域的な災害時において、災害対策本部のバックアップ機能やヘリポート等を備えた、応援の後方支援基地として、また、平常時においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設を整備する。 また、市町村は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。</p> <p>1 県の防災拠点施設の整備（県知事政策室） 県は、大規模な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する<u>防災拠点施設</u>を整備する。 (1) 防災拠点施設の役割・機能 ア 災害時における役割・機能 (ア) <u>救助資機材・物資等の供給</u> (イ) <u>物資の輸送、集積、配給基地</u> (ウ) <u>緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</u> (エ) 災害対策本部の代替機能 イ 平常時における役割・機能 <u>自主防災防災組織、自治体職員の研修センター</u></p> <p>2 富山県警察装備センター（県警察本部） 県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。 また、同センターを災害時における機動隊、広域緊急援助隊の集結拠点とする。</p> <p>3 国土交通省北陸地方整備局富山防災センター（北陸地方整備局） <u>北陸地方整備局は、平成15年度に全面供用開始した富山防災センターを北陸地方整備局西部地区の河川・道路など公共土木施設の災害復旧活動の防災拠点とする。また、同センターを地方自治体との連携により、災害対応を行うための支援基地として用いる。</u></p> <p>(機能・設備) ア 水防資機材の備蓄や災害対策車両基地 イ 災害発生時の情報の収集及び発信の基地 ウ 災害や防災技術に関する研究開発と災害対策の訓練研修機能 エ 普及啓発機能として、<u>防災学習の場となる「防災ナビルーム」が設けられている。</u></p> <p>(3) 建設計画 <u>平成13年一部供用開始、平成15年度全面供用開始</u></p> <p>4 市町村の防災拠点施設の整備（市町村） 市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、市においては、地域防災拠点施設とともに県の整備する防災拠点施設に準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。 (1) 地域防災拠点施設の役割 ア 災害時における役割・機能 (ア) 市町村等の現地活動拠点 (イ) 自主防災活動の拠点 (ウ) 応援部隊の活動拠点 (エ) 避難施設 イ 平常時 (ア) 自主防災組織等の研修、訓練場 (イ) 住民の憩いの場 (2) 地域防災拠点施設の施設設備（例示）</p>	<p>1 富山県広域消防防災センター（県知事政策局） 県は、大規模な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また平常時においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「<u>富山県広域消防防災センター</u>」を整備する。 (1) 防災拠点施設の役割・機能 ア 災害時における役割・機能 (ア) <u>備蓄機能等</u> <u>・呉羽山断層帯被害想定調査を踏まえた食料、生活必需品の追加備蓄や、緊急用資機材等を保管するための備蓄倉庫</u> <u>・飲料水等を確保するための耐震性貯水槽</u> (イ) <u>輸送拠点機能</u> <u>・応援物資及び備蓄物資の荷捌場（グラウンド、屋内訓練場）</u> <u>・臨時ヘリポート、トラック待機場（放水訓練場）</u> (ウ) <u>受援機能</u> <u>・緊急消防援助隊、広域緊急援助隊、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</u> (エ) 災害対策本部の代替機能 イ 平常時における役割・機能 <u>・防災関係者の研修の場</u> <u>・県民の防災教育の場</u></p> <p>北陸地方整備局は、<u>管内西部地区の災害に対して、速やかに災害現地で災害活動を行うための防災拠点として富山防災センターを設置し、必要な災害対策機械を配備する。同センターは、被災自治体からの要請により、災害対策機械を派遣し、自治体と協力して災害対応を行うための支援基地となる。</u></p> <p>(機能) ア <u>災害復旧に必要な資機材の備蓄、災害対策用機械の基地</u> イ <u>災害発生時の情報の収集、発信基地</u> ウ <u>災害対策の訓練、研修機能</u></p> <p>市町村は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。なお、<u>市町村</u>においては、地域防災拠点施設とともに県の整備する防災拠点施設に準じた役割、機能を有する施設の整備に努めるものとする。</p>	<p>・富山県広域消防防災センター整備による修正</p> <p>・記載内容修正</p> <p>・文言修正</p>

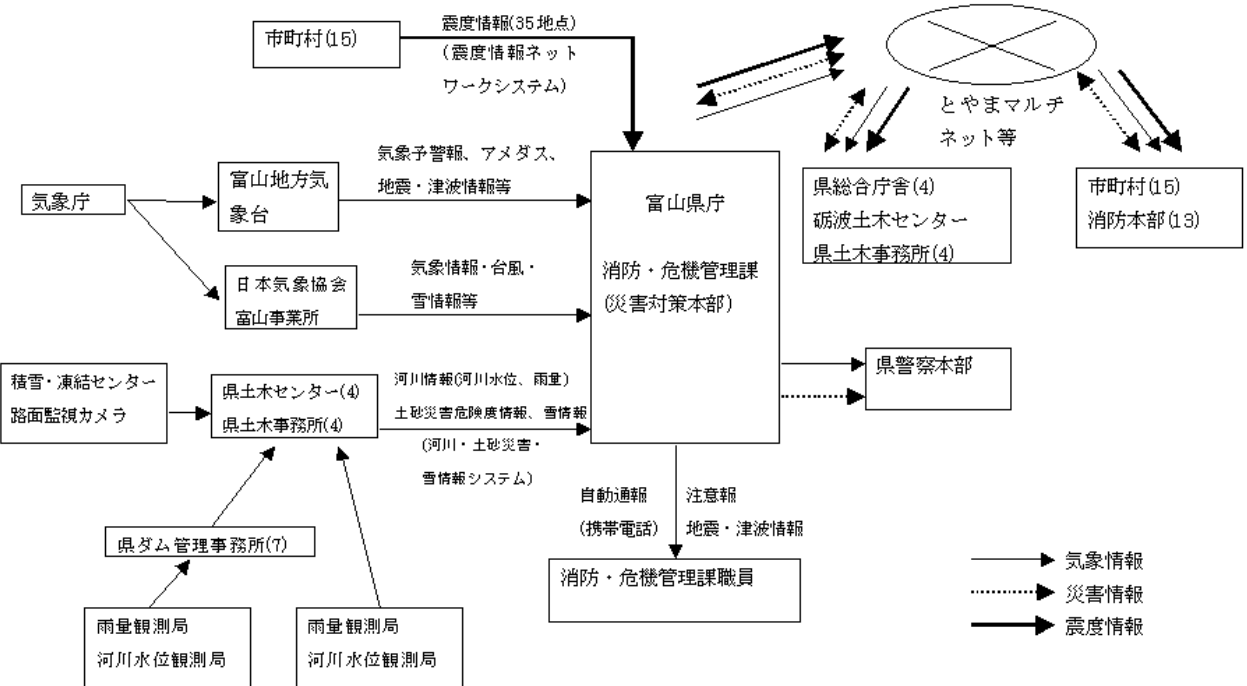
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ア 情報連絡室 イ 医療救護室 ウ 備蓄倉庫 エ 研修室 オ 耐震性貯水槽 カ 広場</p> <p>第2 救出救助用資機材の整備（自衛隊、北陸地方整備局、県土木部、県警察本部、市町村、日本赤十字社富山県支部） 県・市町村及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・酸素呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材等救出救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておくものとする。 なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておくものとする。 （資料「4-17 警察災害警備用装備資機材」 「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」 「4-22 国土交通省富山防災センターの装備資機材」 「5-8 応急給水用具等」 「5-11 日本赤十字社富山県支部災害救護装備状況」）</p> <p>第3 通信連絡体制の整備 県をはじめとした防災関係機関は、震災時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星携帯電話等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化の推進に努める。 また、緊急情報連絡体制を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。 さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図る</p> <p>1 通信連絡系統 県災害対策本部を中心とした通信連絡系統については、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">通信連絡系統図</p> <p>（資料「14-8 防災関係機関連絡先一覧表」）</p> <p style="text-align: center;">【凡例】 ———— 有線又は口頭 - - - - - 無線</p>	<p>5 陸上自衛隊富山駐屯地の充実（自衛隊） <u>自衛隊は、大規模災害時における救援活動を速やかに実施するため、その活動の拠点施設となる富山駐屯地の機能強化に努めるものとする。</u> <u>ア 自衛隊の本県における重要な活動拠点としての機能強化</u> <u>イ 大量の救援物資の輸送や迅速な人命救助の観点から大型ヘリコプターの活用など機能強化</u></p> <p>第3 通信連絡体制の整備</p> <p>さらに、災害情報の通信及び広報手段として、インターネット、地上デジタル放送や携帯端末をはじめとするITの積極的な活用を図る。</p>	<p>・項目追加</p> <p>・文言修正</p>

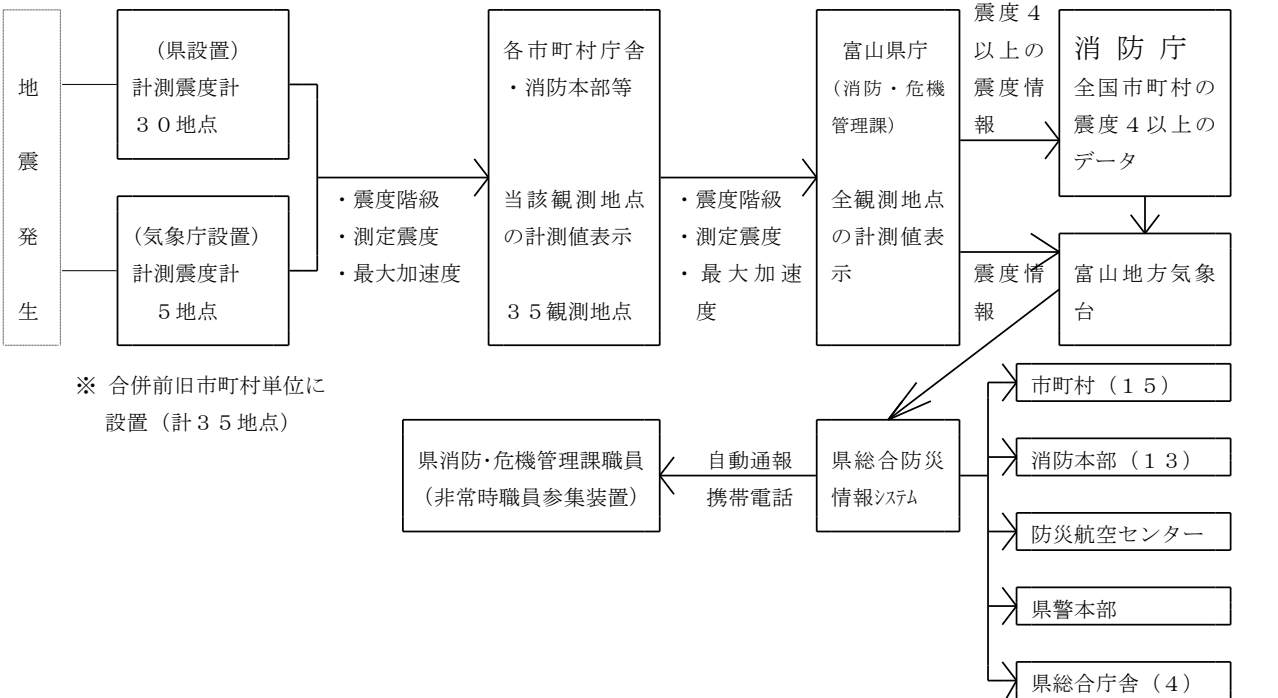
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 通信連絡手段（全防災関係機関）</p> <p>通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。</p> <p>有線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入電話 専用線電話 <p>無線電話</p> <ul style="list-style-type: none"> 県防災行政無線（対象：県、市町村、消防本部等） 防災相互無線（466.775MHz）（対象：市町村） 防災相互無線（158.35MHz）（対象：石油コンビナートを所管する消防本部、特定事業所等） 携帯電話、自動車電話 <p style="text-align: center;">無線通信ネットワーク図</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> —— 県防災行政無線 —— 市町村防災行政無線 —— 防災相互無線 —— 消防防災無線 —— 国土交通省回線 —— 中央防災無線（緊急連絡用回線） 		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 通信連絡体制の整備充実（県知事政策室、市町村）</p> <p>(1) 県防災行政無線（富山県高度情報通信ネットワーク） 高度情報通信ネットワークは、災害時における基幹的な重要通信施設であり、震災時においても、その機能を十分発揮できるように通信施設の耐震性をさらに強化するとともに、非常用電源設備を配置し、電気の安定供給を図るなど、停電対策を講ずるものとする。 （資料「7-1 富山県高度情報通信ネットワーク整備状況」「7-2 富山県高度情報通信ネットワーク系統図」）</p> <p>(2) 県総合防災情報システム 平成17年9月から稼働した県総合防災情報システムにより、各防災関係機関に対して、気象情報、河川情報、土砂災害危険度情報等の災害関連情報を一元的に、また、GIS（地理情報システム）を活用し、視覚的にわかりやすい情報提供に努める。 県民に対しては、インターネット及び携帯電話（富山防災WEBページ）やケーブルテレビ（各局の防災チャンネル）を通じて、災害や防災の情報の提供に努める。</p> <p style="text-align: center;">富山県総合防災情報システム</p>  <p>(3) 震度情報ネットワークシステム 県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に計測震度計を設置し、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する震度情報ネットワークシステムを平成9年4月1日より運用している。 また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、県総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部や各総合庁舎等に提供している。</p> <p style="text-align: center;">富山県震度情報ネットワーク</p>	<p>3 通信連絡体制の整備充実（県知事政策局、市町村）</p> <p>(3) 震度情報ネットワークシステム 県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に計測震度計を設置し、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する震度情報ネットワークシステムを平成9年4月1日より運用しているが、<u>機器の老朽化や送信遅延等により初動対応に遅れが生じること等のないよう、平成21年にシステムの更新を図った。</u> また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、県総合防災情報システムを利用し、各市町村・消防本部や各総合庁舎等に提供している。</p>	<p>・組織変更</p> <p>・システムの更新</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
 <p>※ 合併前旧市町村単位に設置（計35地点）</p> <p>(4) 市町村防災行政無線の整備促進。 市町村が使用する防災行政無線には、次の3種類がある ア 被害状況を把握するため、市町村役場と災害現場との間の通信を行う移動系無線 イ 地震情報や災害情報等の周知徹底を図るため、市町村役場と屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機とを結ぶ同報系無線 ウ 市町村、消防機関等の防災関係機関とライフラインや医療機関等の生活関連機関の相互通信を行う地域防災無線 本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もある。県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。</p> <p>なお、市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。 (資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)</p> <p>(5) 非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、携帯電話、自動車電話等の整備充実に努める。また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。 消防機関は、今後の消防・救急無線の高度化を図り、過密な電波環境へ対応するため、デジタル化に係る準備を進めるものとする。 (資料「7-4 富山県消防無線配置図」「7-5 富山県防災相互通信無線局」「7-7 富山県非常通信用無線局」「7-8 富山地区非常通信協議会構成員名簿」)</p> <p>(6) 地震・津波情報を瞬時に伝達するシステムへの対応 今後、国において住民に必要情報を瞬時かつ一斉に伝送する全国瞬時警報システム（J-ALERT）が導入されたときは、県・市町村は同システムに対応した体制を確保するものとする。</p>	<p>消防庁 全国市町村の震度4以上のデータ</p> <p>富山地方気象台</p> <p>市町村（15）</p> <p>消防本部（13）</p> <p>防災航空センター</p> <p>県警本部</p> <p>県総合庁舎（4）</p> <p>ウ 市町村、消防機関等の防災関係機関とライフラインや医療機関等の生活関連機関の相互通信を行う地域防災無線 本県の整備率は、全国平均を上回っているものの、まだ整備されていない市町村もあるため、整備率の向上に努めるとともに、防災行政無線の整備にあたっては、デジタル化を推進する。 県は、市町村防災行政無線の整備を促進する。 なお、市町村は、災害時に避難場所となる学校や救援物資の物流拠点となる施設との通信ネットワークにも配慮し整備に努めるものとする。 (資料「7-3 市町村防災行政無線施設設置状況」)</p> <p>(5) 非常通信体制の強化 県は、県防災行政無線のほか、防災相互無線、衛星携帯電話、携帯電話等の整備充実に努める。また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関やアマチュア無線連盟などの非常通信協議会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信協議会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。 消防機関は、今後の消防・救急無線の高度化を図り、過密な電波環境へ対応するため、デジタル化を推進するものとする。</p> <p>(6) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用 県は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地震、津波等の緊急情報を受信した</p>	<p>・消防庁から富山気象台への送信削除</p> <p>・防災行政無線の整備率向上及びデジタル化の推進</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備</p>

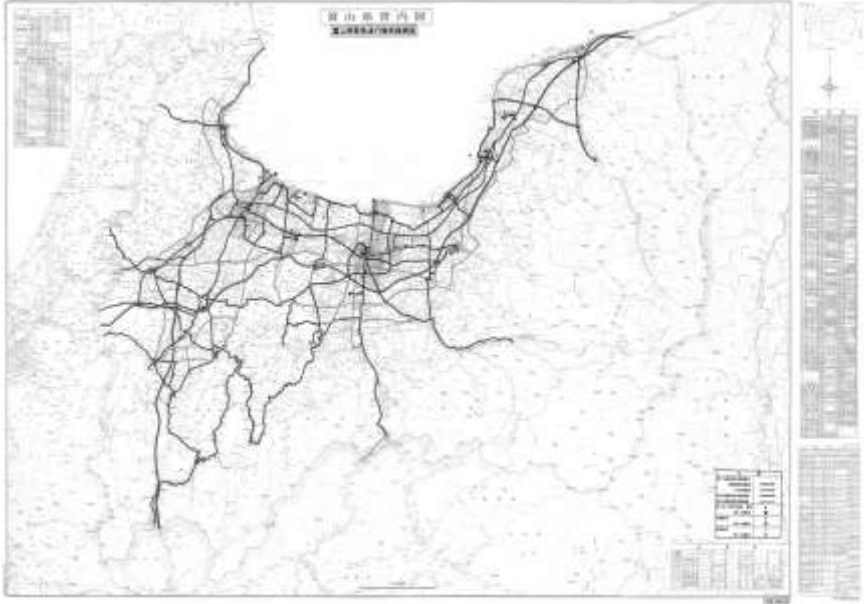
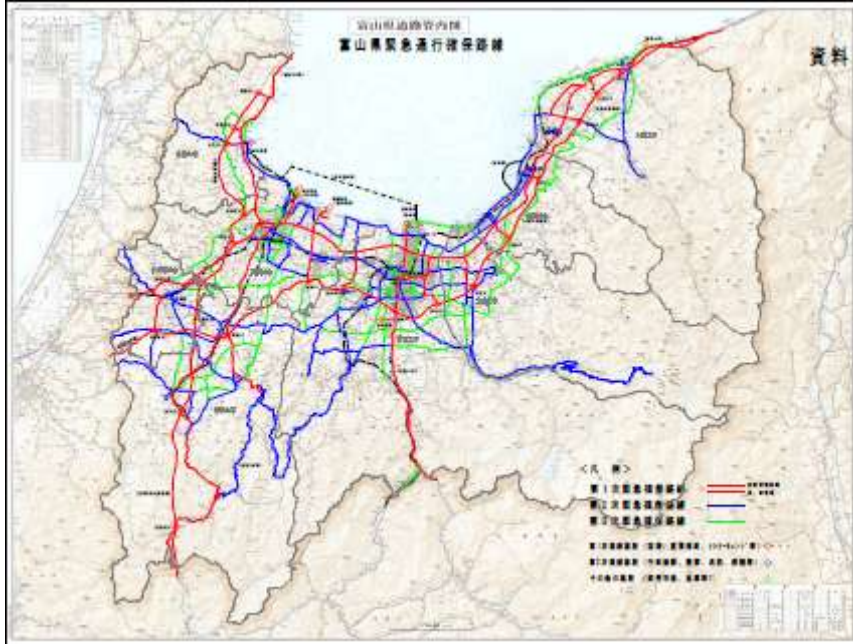
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																		
<p>4 通信訓練、研修会の実施等（全防災関係機関） 震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的 に実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施する ものとする。</p> <p>第4 緊急輸送ネットワークの整備 災害に強い都市づくりを推進するためには、物資の輸送拠点施設を確保するとともに、施設の代替性、 補完性を平時から確保しておくことが必要である。このため、県は物資等の輸送拠点施設をあらかじめ指 定しておくとともに、国、市町村及び関係機関と連絡を密にし、震災時に都市機能が麻痺しないように、 施設の代替性の確保や多重化を推進する。</p> <p>1 輸送拠点施設の確保（県関係部局） 県は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積 み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、震災時には輸送拠点施設、輸送機関 と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。 なお、被害の状況により、あらかじめ指定していた輸送拠点施設が確保できない場合又は被災地へ のアクセス、道路の被害状況、予想される物資の量や規模を勘案して、他に適切な施設がある場合は、 その施設を輸送拠点施設として選定し関係機関へ連絡するものとする。 また、災害時には、輸送拠点施設において、救援物資の受入れ・管理・仕分け・搬出の業務や、災 害対策本部、輸送機関との連絡が円滑に行われるよう、体制の整備に努める。</p> <p style="text-align: center;">県内における主な輸送拠点施設</p> <table border="1" data-bbox="112 1291 1261 1978"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">陸上輸送拠点施設</td> <td>富山市中央卸売市場</td> <td>富山市掛尾町500</td> </tr> <tr> <td>高岡市地方卸売市場</td> <td>高岡市下黒田777</td> </tr> <tr> <td>富山産業展示館</td> <td>富山市友杉1682</td> </tr> <tr> <td>富山県総合体育センター</td> <td>富山市秋ヶ島183</td> </tr> <tr> <td>富山県産業創造センター</td> <td>高岡市二塚322-5</td> </tr> <tr> <td>富山県空港スポーツ緑地</td> <td>富山市秋ヶ島287</td> </tr> <tr> <td>富山県トラック協会総合グラウンド</td> <td>射水市水戸田3丁目9-1</td> </tr> <tr> <td>トキ運輸(株)(小杉流通センター)</td> <td>射水市流通センター青井谷2-1-1</td> </tr> <tr> <td>〃 (小矢部倉庫)</td> <td>小矢部市平桜字山畔1806-4</td> </tr> <tr> <td>センコー(株)(富山PDセンター)</td> <td>射水市流通センター水戸田2-2-1</td> </tr> <tr> <td>富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)</td> <td>上市町久金新字下池田319-1</td> </tr> <tr> <td>日本通運(株)(新港1・3号倉庫)</td> <td>射水市堀江千石7-1</td> </tr> <tr> <td>〃 (新庄倉庫11号)</td> <td>富山市新庄市字銀座295-1</td> </tr> <tr> <td>魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)</td> <td>魚津市住吉字野毛3956-12</td> </tr> <tr> <td>(株)日立物流(富山物流センター(1))</td> <td>上市町久金新字道下297-2</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	所 在 地	陸上輸送拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町500	高岡市地方卸売市場	高岡市下黒田777	富山産業展示館	富山市友杉1682	富山県総合体育センター	富山市秋ヶ島183	富山県産業創造センター	高岡市二塚322-5	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ヶ島287	富山県トラック協会総合グラウンド	射水市水戸田3丁目9-1	トキ運輸(株)(小杉流通センター)	射水市流通センター青井谷2-1-1	〃 (小矢部倉庫)	小矢部市平桜字山畔1806-4	センコー(株)(富山PDセンター)	射水市流通センター水戸田2-2-1	富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新字下池田319-1	日本通運(株)(新港1・3号倉庫)	射水市堀江千石7-1	〃 (新庄倉庫11号)	富山市新庄市字銀座295-1	魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉字野毛3956-12	(株)日立物流(富山物流センター(1))	上市町久金新字道下297-2	<p>ときは、直ちに関係機関にその内容を伝達するものとする。市町村は、同システムにより、地震、 津波等の緊急情報を受信したときは、直ちに関係機関及び住民にその内容を伝達するものとし る。</p> <p><u>(7) 緊急地震速報受信システムの整備</u> 緊急地震速報は、震源からの距離によって、地震の揺れが起こる数秒から数十秒前に事前に知 らせる事が可能となるため、この間に身の安全を取ることができる。 このため、県及び市町村は、学校等の公共施設への緊急地震速報受信システムの整備に努め、 児童生徒や施設利用者の安全の確保を図るものとする。</p> <p>第4 業務継続体制の確保 県、市町村等の防災関係機関は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継 続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制 と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務 継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続 的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた 体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。</p> <p>第5 緊急輸送ネットワークの整備</p>	<p>・緊急地震速報受信システ ムの整備追加</p> <p>・防災基本計画修正に伴う 修正</p> <p>・構成変更</p>
区 分	名 称	所 在 地																																		
陸上輸送拠点施設	富山市中央卸売市場	富山市掛尾町500																																		
	高岡市地方卸売市場	高岡市下黒田777																																		
	富山産業展示館	富山市友杉1682																																		
	富山県総合体育センター	富山市秋ヶ島183																																		
	富山県産業創造センター	高岡市二塚322-5																																		
	富山県空港スポーツ緑地	富山市秋ヶ島287																																		
	富山県トラック協会総合グラウンド	射水市水戸田3丁目9-1																																		
	トキ運輸(株)(小杉流通センター)	射水市流通センター青井谷2-1-1																																		
	〃 (小矢部倉庫)	小矢部市平桜字山畔1806-4																																		
	センコー(株)(富山PDセンター)	射水市流通センター水戸田2-2-1																																		
	富山倉庫(株)(富山東1号倉庫)	上市町久金新字下池田319-1																																		
	日本通運(株)(新港1・3号倉庫)	射水市堀江千石7-1																																		
	〃 (新庄倉庫11号)	富山市新庄市字銀座295-1																																		
	魚津海陸運輸倉庫(株)(魚津海陸 物流事業協同組合第1倉庫)	魚津市住吉字野毛3956-12																																		
	(株)日立物流(富山物流センター(1))	上市町久金新字道下297-2																																		

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）	備考																						
	<table border="1"> <tr> <td>〃（富山物流センター(2)）</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>荻布倉庫(能町1号、2号、3号、4号倉庫)</td> <td>高岡市荻布川開696-1</td> </tr> <tr> <td>〃（能町）21号、221号、222号、23号、24号</td> <td>高岡市鷺北新321</td> </tr> <tr> <td>第一倉庫(富山第1号倉庫)</td> <td>入善町上飯野343</td> </tr> </table>	〃（富山物流センター(2)）	〃	荻布倉庫(能町1号、2号、3号、4号倉庫)	高岡市荻布川開696-1	〃（能町）21号、221号、222号、23号、24号	高岡市鷺北新321	第一倉庫(富山第1号倉庫)	入善町上飯野343																
〃（富山物流センター(2)）	〃																								
荻布倉庫(能町1号、2号、3号、4号倉庫)	高岡市荻布川開696-1																								
〃（能町）21号、221号、222号、23号、24号	高岡市鷺北新321																								
第一倉庫(富山第1号倉庫)	入善町上飯野343																								
	<table border="1"> <tr> <td>(株)スリー・ティ(トナミ倉庫)</td> <td>砺波市鷹栖1913</td> </tr> <tr> <td>東砺倉庫(小矢部倉庫)</td> <td>小矢部市浅地字浄土寺175-2</td> </tr> <tr> <td>(株)中央倉庫(A号倉庫)</td> <td>射水市橋下条1926-4</td> </tr> <tr> <td>〃(B号倉庫)</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>京神倉庫(北陸流通センターA号倉庫)</td> <td>砺波市大字西中631-6</td> </tr> <tr> <td>八島合名会社(三ヶ新1号)</td> <td>射水市庄西町2</td> </tr> <tr> <td>伊勢湾海運(富山5号倉庫)</td> <td>射水市鷺塚150-1</td> </tr> <tr> <td>協同組合富山トラック輸送センター(第2倉庫)</td> <td>富山市上野字340-2</td> </tr> <tr> <td>伏木海陸運送(第1CFS)</td> <td>高岡市石丸705-4</td> </tr> <tr> <td>(株)島田産業(第2号倉庫)</td> <td>富山市婦中町板倉字馬渡り398-7</td> </tr> <tr> <td>大興運輸倉庫(1号倉庫)</td> <td>富山市金山新中359</td> </tr> </table>	(株)スリー・ティ(トナミ倉庫)	砺波市鷹栖1913	東砺倉庫(小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺175-2	(株)中央倉庫(A号倉庫)	射水市橋下条1926-4	〃(B号倉庫)	〃	京神倉庫(北陸流通センターA号倉庫)	砺波市大字西中631-6	八島合名会社(三ヶ新1号)	射水市庄西町2	伊勢湾海運(富山5号倉庫)	射水市鷺塚150-1	協同組合富山トラック輸送センター(第2倉庫)	富山市上野字340-2	伏木海陸運送(第1CFS)	高岡市石丸705-4	(株)島田産業(第2号倉庫)	富山市婦中町板倉字馬渡り398-7	大興運輸倉庫(1号倉庫)	富山市金山新中359		
(株)スリー・ティ(トナミ倉庫)	砺波市鷹栖1913																								
東砺倉庫(小矢部倉庫)	小矢部市浅地字浄土寺175-2																								
(株)中央倉庫(A号倉庫)	射水市橋下条1926-4																								
〃(B号倉庫)	〃																								
京神倉庫(北陸流通センターA号倉庫)	砺波市大字西中631-6																								
八島合名会社(三ヶ新1号)	射水市庄西町2																								
伊勢湾海運(富山5号倉庫)	射水市鷺塚150-1																								
協同組合富山トラック輸送センター(第2倉庫)	富山市上野字340-2																								
伏木海陸運送(第1CFS)	高岡市石丸705-4																								
(株)島田産業(第2号倉庫)	富山市婦中町板倉字馬渡り398-7																								
大興運輸倉庫(1号倉庫)	富山市金山新中359																								
海上輸送拠点施設	<table border="1"> <tr> <td>伏木富山港</td> <td>高岡市伏木地区 射水市新湊地区 富山市富山地区</td> </tr> <tr> <td>魚津港</td> <td>魚津市港町</td> </tr> <tr> <td>氷見漁港</td> <td>氷見市中央町～比美町</td> </tr> <tr> <td>宮崎漁港</td> <td>朝日町宮崎</td> </tr> </table>	伏木富山港	高岡市伏木地区 射水市新湊地区 富山市富山地区	魚津港	魚津市港町	氷見漁港	氷見市中央町～比美町	宮崎漁港	朝日町宮崎																
伏木富山港	高岡市伏木地区 射水市新湊地区 富山市富山地区																								
魚津港	魚津市港町																								
氷見漁港	氷見市中央町～比美町																								
宮崎漁港	朝日町宮崎																								
航空輸送拠点施設	富山空港	富山市秋ヶ島30																							
<p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） 道路は、震災時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っている。このため、県、市町村等は、<u>陸上・海上・航空の輸送拠点施設に配慮し、広域的なダブルネットワークの形成、都市内幹線道路ネットワークの形成等、主要な幹線道路の整備を促進し、より効果的な道路ネットワークを構築するとともに、災害時の緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり指定する。</u></p> <p>(1) 第1次緊急通行確保路線 県内外の広域的な輸送に不可欠な、<u>北陸、東海北陸及び能越自動車道、一般国道（指定区間）、一般国道と自動車道インターチェンジ及び輸送拠点（空港、港湾、卸売市場、トラックターミナル等）とを結ぶ幹線道路</u></p> <p>(2) 第2次緊急通行確保路線 第1次路線とネットワークを構成し、市町村対策本部、警察署、消防署等の市町村の防災活動拠点となる施設を相互に接続する幹線道路</p> <p>(3) 第3次緊急通行確保路線 上記路線を相互に補完する幹線道路 今後、緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワーク化を図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として、河川敷を利用した緊急交通路の<u>整備・活用</u>、高速自動車道への緊急乗入路の<u>検討もあわせて進める</u>。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワークの強化に努める。（資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」）</p>		<p>道路は、震災時において、救援物資の輸送等重要な役割を担っていることから、<u>広域的なネットワークや陸上・海上・航空の輸送拠点と防災拠点間の連絡、それらを相互に補完するネットワークに配慮し、災害時に指定される緊急交通路の候補となる緊急通行確保路線を次のとおり指定する。</u></p> <p>(1) 第1次緊急通行確保路線 県内外の広域的な輸送に不可欠な、<u>北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路</u></p> <p>(2) 第2次緊急通行確保路線 第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市町村対策本部や<u>主要な防災拠点（行政機関、主要駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路。</u></p> <p>(3) 第3次緊急通行確保路線 上位路線を相互に補完する幹線道路。</p> <p>緊急通行確保路線の指定にあたっては、各市町村が実施するきめ細かい災害復旧活動を支援する観点から、市町村が指定する緊急交通路の候補となる路線とネットワークを図るよう調整するものとする。また、防災対策道路として河川敷を利用した緊急交通路の<u>活用</u>や高速自動車道への緊急乗入路についても<u>必要に応じて検討する</u>。なお、各々の道路整備状況により適宜見直しを行い、ネットワーク強化に努める。（資料「6-1-2 緊急通行確保路線名」）</p>	・文言修正																						

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>緊急通行確保路線図</p>  <p>3 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部） 港湾・漁港施設は、震災時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。 このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。</p> <p>4 緊急航空路の確保（県知事政策室、県土木部、県警察本部、市町村） 空港は、震災時においても、その機能が発揮できるよう安全性確保に努める。 また、震災時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送等を迅速に行う必要があることから、ヘリポートの整備を推進するとともに、各地域に場外離着陸場を確保する。 （資料「6-8 空港施設の現況」、「8-9 場外離着陸場一覧」）</p> <p>5 緊急輸送車両等の確保（県経営管理部） 県は、県保有車両等を把握しておくとともに、車両等が不足した場合に備え、必要に応じて、関係機関と協定を締結するなど、災害時において車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。 （資料「8-1 県有車両車種別」 「8-3 一般乗合旅客自動車運送事業者及び保有車両」 「8-4 一般貸切旅客自動車運送事業者及び保有車両」）</p> <p>第5 航空防災体制の強化 震災に的確に対応していくため、上空からの消火や救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域のかつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。</p>	<p>緊急通行確保路線図</p>  <p>なお、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。</p> <p>3 緊急海上輸送路の確保（県土木部、県農林水産部） 港湾・漁港施設は、震災時には救援物資、応急復旧資材及び人員の広域輸送基地（ふ頭）又は物流拠点として重要な役割を果たす。 このため、県は、伏木富山港、魚津港、氷見漁港、宮崎漁港を防災の拠点として指定するとともに、今後、さらに拠点港相互の代替性の確保のほか、場外離着陸場の確保など物流拠点としての整備に努める。 また、震災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関及び関係企業等と連携し、震災時の港湾機能の維持・継続について検討するものとし、その検討に基づき、港湾の漂流物等の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保等について協議するものとする。</p> <p>4 緊急航空路の確保（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p>	<p>・情報の更新</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・組織変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>1 航空防災活動のための環境整備（県知事政策室、県警察本部、市町村） 震災時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」が、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センターや県警航空隊の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の整備や広域即応体制の強化に努める。</p> <p>(1) 離着陸場の整備推進 ヘリコプターを消防防災活動に有効に活用するためには、ヘリポートのほか県内各地に臨時的に離発着する飛行場以外の離着陸場（場外離着陸場）が必要であることから、県及び市町村は活動に適した場所をあらかじめ確保又は整備するものとする。 ア 避難場所及び防災活動拠点施設若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備 イ 救急活動において、搬送先である高次医療施設等敷地内（施設の屋上を含む）若しくはその付近での離着陸場の確保又は整備 ウ 交通遠隔地や震災時に交通の途絶が予想される地域での離着陸場の確保又は整備 （資料「8-9 場外離着陸場一覧」）</p> <p>(2) 震災時の広域即応体制の整備 震災時において、他県市からのヘリコプター等の応援が円滑に行われるよう、全国に配備されているヘリコプターの運航情報や県内を含む全国各地の場外離着陸場の位置、面積、使用条件等をオンラインで結ぶネットワーク「ヘリコプター運航管理システム」を活用する。 また、消防防災、警察、自衛隊及び海上保安部の各ヘリコプターを災害時において効果的に運用するため、それぞれの役割分担と緊密な連携方策を協議する組織を設置する。 さらに、ヘリコプターが上空から迅速かつ的確な活動を展開するため、県及び市町村等は防災の活動拠点となる庁舎や避難所となる学校、公的病院等の屋上に番号等を付すなど、建物の識別標示を行う。 （資料「8-7 全国の消防防災ヘリコプターの配備状況」、「8-8 自衛隊ヘリコプター諸元」）</p> <p>(3) 広域的な救急搬送システムの整備 消防防災ヘリコプターに装備の緊急医療用ベッドを有効に活用し、救命効果を高めていくため、医療機関との連携体制のとれた「救急搬送システム」を整備する。</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県知事政策室、市町村） 防災航空センターは、地震発生時に、災害状況の把握や負傷者の救急搬送、水・医薬品等の物資搬送、医師・救助隊員等の人員輸送など、幅広い消防防災活動を迅速に実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。</p> <p>(1) 緊急運航要請 消防防災ヘリコプターの緊急運航要請を必要とする市町村等は、「富山県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」により防災航空センターに要請する。なお、防災航空センターは、要請のいとまがないと認めるときは要請を待たないで緊急運航をする。（要請の手続きの流れは次図のとおり）</p>	<p>第6 航空防災体制の強化</p> <p>1 航空防災活動のための環境整備（県知事政策局、県警察本部、市町村） 震災時において消防防災ヘリコプター「とやま」や県警ヘリコプター「つるぎ」が、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センターや県警航空隊の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。 (1) 離着陸場の確保・整備</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県知事政策局、市町村）</p>	<p>・構成変更</p> <p>・組織変更等</p> <p>・文言修正</p> <p>・組織変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) 受入れ態勢 消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請した市町村等は、防災航空センターと密接な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入れ態勢を整える。 ア 離着陸場所及び安全対策の確保 イ 傷病者等の病院等への搬送手配 ウ 空中消火用水利、空中消火基地の確保 エ その他必要な事項</p> <p>(3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用 ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。 また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信する。</p> <p>3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制（県警察本部） 警察航空隊は、地震発生時において、被災状況の早期把握や広域交通規制、避難誘導、人命救助など、幅広い警察活動を実施していくため、緊急時に備えた出動態勢を常に整えておくものとする。</p> <p>(1) 緊急運航 地震等の災害の発生を認知した運用責任者は、出動の必要があると認めるときは警察航空隊に対し出動を指示し、緊急運航を行う。勤務時間外の場合は、航空隊員を非常招集する。 (出動の流れは次図のとおり)</p>  <pre> graph LR A[災害発生] --> B[110番通報] A --> C[各警察署] B --> D[通信指令室] C --> E[①事案内容速報] D --> E E --> F[②出動要否決定] F --> G[運用責任者] G --> H[③出動指示] G --> I[⑥災害状況等報告] G --> J[⑦活動内容報告] H --> K[警察航空隊] K --> L[④出動可否決定] L --> M[現場] M --> N[⑤出動] I --> O[災害警備本部長] J --> O </pre> <p>(2) 大規模災害発生時における警察航空機の広域運用 震度5強以上の地震による大規模な災害が発生した場合は、各都道府県警察間の申し合わせにより、隣接・近接都道府県の警察航空機等が応援派遣される。</p> <p>(3) ヘリコプターテレビ電送システムの活用 ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害警備本部及び県災害対策本部へ伝送するとともに、衛星通信を利用して警察庁、総理官邸へ送信する。</p> <p>第6 相互応援体制の整備 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、<u>広範囲の都道府県等との応援協定の締結を推進する。</u></p> <p>また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 なお、県は、消防組織法第24条の3に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の<u>受援計画</u>を策定し、応援部隊の受入体制を整える。</p> <p>県では、現在、次のとおり協定等を締結している。</p> <p>1 国の機関等との相互協力（北陸地方整備局、県土木部） 国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県土木部、岐阜県建設管理局及び中日本高速道路(株)金沢支社保全・サービス部とは、平成10年3月31日に「災害時の相互協力に関する申合せ」を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p>	<p>(3) ヘリコプターテレビ電送システム等の活用 ヘリコプターテレビ電送システムにより、被災現場の映像等をリアルタイムで災害対策本部へ伝達するとともに、衛星通信を利用して、消防庁、総理官邸へ送信する。 また、谷あい等のため、直接、電波が届かない場合には、消防庁より貸与された可搬型自動追尾受信装置により、映像を送信するとともに、<u>イリジウム衛星電話を活用し、情報伝達を行う。</u></p> <p>第7 相互応援体制の整備 県は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第74条の規定による応援要請に関し、あらかじめ国及び隣接県をはじめ、<u>大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との応援協定の締結を推進する。</u> また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 なお、県は、消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合の<u>受援計画（平成19年3月）</u>を策定し、応援部隊の受入体制を整えている。 <u>さらに、防災関係機関等と災害時における協定を締結するなどの連携体制を整備する。</u> 県では、現在、次のとおり協定等を締結している。</p> <p>1 国の機関等との相互協力</p>	<p>・イリジウム衛星電話の活用を追加</p> <p>・構成変更</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・条項修正</p> <p>・関係機関との連携を追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 地方公共団体間の相互応援（県知事政策室）</p> <p>(1) 都道府県間の相互応援</p> <p>ア 全国都道府県の災害時応援</p> <p>全国知事会では、平成8年7月18日、「<u>全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定</u>」を締結し、各ブロック知事会又は都道府県間で個別に締結している災害時の相互応援協定では対応できない場合の<u>全国知事会の調整の下に行われる広域応援について必要な事項を定めている。</u> <small>（資料「12-6-1 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」）</small></p> <p>イ 9県1市の災害時応援</p> <p>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成7年11月14日、「<u>災害応援に関する協定書</u>」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。 <small>（資料「12-6-2 災害応援に関する協定書、災害応援に関する協定実施細則」）</small></p> <p>ウ 新潟県との災害時応援</p> <p>県は、新潟県と平成7年8月24日、「<u>災害時の相互応援に関する協定書</u>」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。 <small>（資料「12-8 災害時の相互応援に関する協定書」）</small></p> <p>エ 石川県・福井県との災害時応援</p> <p>県は、石川県及び福井県と平成7年10月27日、「<u>北陸三県災害相互応援に関する協定</u>」を締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供等について定めている。 <small>（資料「12-7 北陸三県災害相互応援に関する協定」）</small></p> <p>(2) 市町村間の相互応援</p> <p>市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内及び県外の市町村との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。また、<u>阪神・淡路大震災後、県外の市町村との相互応援協定書を締結する例も増えている。</u> <small>（資料「12-5 県及び市町村等の応援協定締結状況」）</small></p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部署、各防災関係機関）</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p> <p>県は、<u>災害時において、防災関係機関の円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結している。</u></p> <p>ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約</p> <p>昭和35年4月1日、日本赤十字社富山県支部と「<u>災害救助法による救助等に関する委託協定書</u>」を締結し、医療、助産、死体の処理（洗浄、縫合等）についての委託業務の範囲、費用の負担等</p>	<p>修正案（変更部分のみ記載）</p> <p>(1) 自衛隊との連携（<u>自衛隊</u>、県知事政策局）</p> <p>県と自衛隊は、<u>おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。</u> <u>県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。</u> <u>県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。</u></p> <p>(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部）</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「<u>災害時の相互協力に関する申し合わせ</u>」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援（県知事政策局）</p> <p>(1) 都道府県間の相互応援</p> <p>ア 全国都道府県の災害時応援</p> <p>全国知事会では、<u>東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、広域応援に必要な事項について、①カバー（支援）県やブロック間応援の体制の確立、②各都道府県東京事務所からの職員の応援などによる全国知事会の体制と機能の強化、③都道府県間の連携を強め自律的な支援が可能となる体制構築など、広域応援について必要な事項を定めている。</u> <small>（資料「12-6-1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」）</small></p> <p>イ 9県1市の災害時応援</p> <p>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市は、昭和52年3月31日に締結された協定を見直し、平成19年7月26日、「<u>災害時等の応援に関する協定書</u>」を改めて締結し、資機材、物資等の提供、職員の派遣等について定めている。 <u>さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国知事会の体制と調和のとれた広域応援体制を整備する。</u> <small>（資料「12-6-2 災害時等の応援に関する協定書」）</small></p> <p>(2) 市町村間の相互応援</p> <p>市町村は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、県内市町村をはじめ、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。 また、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 現在、県内市町村間においては、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定書が締結されている。</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部署、各防災関係機関）</p> <p>(1) 県と防災関係機関との相互協力</p> <p>災害時には、<u>防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、県は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との協定の締結を推進する。</u> <u>県では、現在、次のとおり協定を締結している。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊との連携を追加 ・（1）追加に伴う項目立て ・申し合わせの改訂 ・組織変更 ・協定見直し ・協定見直し ・防災基本計画修正による修正 ・不要な状況説明削除 ・防災関係機関との協定締結の推進を追加

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>について定めている。 <small>（資料「12-10 災害救助法による救助又は応援の実施委託協定書」）</small></p> <p>イ 日本放送協会、民間放送各社との協定 災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる放送各社と締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。</p> <p>（ア）日本放送協会富山放送局（昭和39年4月14日締結） （イ）北日本放送株式会社（昭和39年4月14日締結） （ウ）富山テレビ放送株式会社（昭和50年2月28日締結） （エ）富山エフエム放送株式会社（昭和60年3月27日締結） （オ）株式会社チューリップテレビ（平成2年9月28日締結）</p> <p><small>（資料「12-3 災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」）</small></p> <p>ウ ケーブルテレビ協議会との協定 災害発生時の通信設備の優先利用等に関して、富山県ケーブルテレビ協議会と協定を締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。（平成17年6月8日締結）</p> <p>エ 電力会社等との協定 災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めている。</p> <p>（ア）富山県警察本部（昭和38年9月7日締結） （イ）富山地方鉄道株式会社（昭和39年9月9日締結） （ウ）北陸電力株式会社（昭和39年11月16日締結） （エ）関西電力株式会社北陸支社（昭和39年11月18日締結） （オ）西日本旅客鉄道株式会社（昭和62年4月1日締結）</p> <p>オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定 県と富山県医薬品卸業協同組合とは、平成9年12月17日に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。 <small>（資料「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」）</small></p> <p>カ （社）プレハブ建築協会との協定 県と（社）プレハブ建築協会とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。 <small>（資料「12-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」）</small></p> <p>キ （社）富山県警備業協会との協定 県と（社）富山県警備業協会とは、平成9年4月28日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。 <small>（資料「12-17 災害時における交通誘導業務に関する協定書」）</small></p> <p>ク （社）富山県医師会との協定 県と（社）富山県医師会とは、平成12年4月1日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する（社）富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。 <small>（資料「12-18 災害時における医療救護に関する協定」）</small></p> <p>ケ （社）富山県建設業協会との協定 県と（社）富山県建設業協会とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。 <small>（資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」）</small></p>	<p><small>（資料「12-24 通信設備の優先利用等に関する協定書」）</small></p> <p>エ 電力会社等との協定等 災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めている。</p> <p>（ア）富山県警察本部（昭和38年9月7日締結） （イ）富山地方鉄道株式会社（昭和39年9月9日締結） （ウ）北陸電力株式会社（昭和39年11月16日締結） （エ）関西電力株式会社北陸支社（昭和39年11月18日締結） （オ）西日本旅客鉄道株式会社（昭和62年4月1日締結）</p> <p><u>更に、県と北陸電力株式会社とは、平成23年8月17日に「災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設利用に関する確認書」を締結し、地震、津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。</u> <small>（資料「12-37 災害時における伏木富山港（新湊地区）の施設使用に関する確認書」）</small></p> <p>ケ （社）富山県建設業協会等との協定 県と（社）富山県建設業協会とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の県が管理する公共土木施設の応急対策業務の実施について取り決めている。 <u>更に、県と（社）富山県建設業協会、富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成19年3月29日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。</u> <small>（資料「12-19 災害時における応急対策業務に関する基本協定」）</small></p>	<p>・資料追加</p> <p>・確認書締結</p> <p>・字句修正</p> <p>・協定締結</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>コ 住宅金融公庫との協定 県と住宅金融公庫北陸支店とは、平成17年3月15日に「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。 （資料「12-20 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」）</p> <p>サ (社)日本自動車連盟中部本部富山支部との協定 県と(社)日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成17年6月3日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。 （資料「12-21 災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」）</p> <p>シ (社)富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定 県と(社)富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。 （資料「12-22 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」）</p> <p>ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協定 県とNPO法人全国災害救助犬協会とは、平成17年6月8日に「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時の行方不明者の捜索、救助のための災害救助犬の出動について取り決めている。 （資料「12-23 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」）</p> <p>セ (社)富山県産業廃棄物協会との協定 県と(社)富山県産業廃棄物協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について取り決めている。 （資料「12-24 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」）</p> <p>ソ (社)富山県構造物解体協会との協定 県と(社)富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。 （資料「12-25 地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」）</p> <p>タ 富山県環境保全協同組合との協定 県と富山県環境保全協同組合とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について取り決めている。 （資料「12-26 地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」）</p> <p>チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定 県と県内各放送事業者とは、平成17年12月26日に「富山県消防防災ヘリコプターからの映像提供に関する協定」を締結し、大規模災害発生時又は発生の恐れがある場合に、県の防災ヘリからの映像の各放送事業者への提供について取り決めている。</p>	<p>(資料「12-32-1 県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」)</p> <p>コ 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）との協定 県と住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）北陸支店とは、平成17年3月15日に「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。 （資料「12-22 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定」）</p> <p>(資料「12-23 災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」)</p> <p>(資料「12-25 災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」)</p> <p>(資料「12-26 災害時における災害救助犬の出動に関する協定」)</p> <p>(資料「12-27 地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」)</p> <p>(資料「12-28 地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」)</p> <p>(資料「12-29 地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」)</p> <p>(資料「12-30 富山県消防防災ヘリコプターからの映像の提供に関する協定書」)</p> <p>ツ (株)ローソンとの協定 県と(株)ローソンとは、平成18年8月9日に「富山県と株式会社ローソンとの包括的連携に関する協定書」を締結し、更に、平成19年11月27日に「災害救援物資の供給等に関する協定書」を締結し、災害時における物資の供給等に係る手続きについて取り決めている。 （資料「12-31-1 富山県と株式会社ローソンとの包括的連携に関する協定書」） （資料「12-31-2 災害救援物資の供給等に関する協定書」）</p> <p>テ (社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定 県と(社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成19年4月12日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。 （資料「12-33 災害時における応急対策業務に関する協定」）</p> <p>ト (社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(社)富山県緑化造園土木協会との協定 県と(社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(社)富山県緑化造園土木協会とは、平成20年3月21日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。 （資料「12-34 災害時における応急対策業務に関する協定」）</p>	<p>・名称変更</p> <p>・資料番号修正（重複）</p> <p>・資料番号修正（重複）</p> <p>・資料番号繰下げ（以下同様）</p> <p>・資料追加 ・協定書締結（以下同様）</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(2) 防災機関間の相互協力 防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑な協力が得られるよう、次のとおり協定を締結し、あるいは相互協力について定めている。</p> <p>ア 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部との相互協力 日本赤十字社富山県支部と伏木海上保安部は、昭和58年10月31日、「応援救護に関する協定」を締結し、救護班の派遣、医薬品、救護物資及び傷病者の海上輸送について定めている。 （資料「12-12 日本赤十字社富山県支部長と伏木海上保安部長との応援救護に関する協定」）</p> <p>イ 電力会社間の相互協力 北陸電力及び関西電力は、各電力会社及び電源開発株式会社と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。 また、「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社間において締結された「二社融通電力受給契約」に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施することとしている。</p> <p>ウ ガス会社間の相互協力 （社）日本ガス協会及び（社）日本簡易ガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。</p> <p>エ 水道事業体相互間の協力 日本水道協会富山県支部では、「水道災害相互応援要綱」を定め、水道施設の被害を受けた場合における住民への応急給水と施設の応急復旧のための支部内の相互応援について定めている。</p> <p>4 公共的団体等の協力（市町村） 市町村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。</p>	<p>ナ 中日本高速道路株式会社との協定 <u>県と中日本高速道路株式会社とは、平成20年6月6日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成20年7月4日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。</u> （資料 「12-35-1 富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」） （資料 「12-35-2 大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」）</p> <p>ニ （社）富山県宅地建物取引業協会との協定 <u>県と（社）富山県宅地建物取引業協会とは、平成20年8月8日に「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」を締結し、大規模な災害が発生した場合において、県が富山県宅地建物取引業協会に対し、民間賃貸住宅の媒介に関して協力を求めるときの必要な事項について取り決めている。</u> （資料 「12-36 災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」）</p> <p>ヌ （社）日本フランチャイズチェーン協会加盟10社との協定 <u>県と（社）日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社老番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成23年11月8日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u> （資料 「12-38 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」）</p> <p>ネ 富山県石油商業組合との協定 <u>県と富山県石油商業組合とは、平成23年11月8日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。</u> （資料 「12-39 災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」）</p> <p>ノ （株）株式会社北陸銀行との協定 <u>県と（株）北陸銀行とは、平成24年2月1日に「災害時の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。</u> （資料 「12-40 災害時等の応援に関する協定書」）</p> <p>ウ ガス会社間の相互協力 （社）日本ガス協会及び（社）日本コミュニティガス協会北陸支部では、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」を定め、ガス製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開できるよう、また、協会の組織をあげて救援活動できるよう、緊急連絡体制、救援体制等について定めている。 <u>一方、（社）富山県エルピーガス協会は、全市町村と「災害時における緊急用燃料等の供給に関する協定」を締結するとともに、富山県LPガス災害対策要綱を定めており、災害時にはLPガスの保安の確保と安全供給に万全を期すこととしている。</u></p>	<p>・名称変更</p> <p>・協定追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市町村その他関係機関に連絡すること。</p> <p>(2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。</p> <p>(3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。</p> <p>(4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。</p> <p>(5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。</p> <p>(6) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。</p> <p>(7) 被害状況の調査に協力すること。</p> <p>(8) 被災区域内の秩序維持に協力すること。</p> <p>(9) り災証明書交付事務に協力すること。</p> <p>(10) その他の災害応急対策業務に関すること。</p> <p>なお、ここでいう公共的団体とは、日本赤十字社の奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等をいい、自主防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。</p> <p>5 民間の協力（県各部局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、重機の借上げ、流通備蓄等の事前契約を行った民間等に対し、災害時に積極的な協力が得られるよう努めるものとする。</p> <p>第7 積雪時の震災対策 冬期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所・避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。 このため、県、市町村及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期にける地震被害の軽減に努める。</p> <p>1 積雪対策の推進（県知事政策室、市町村） 積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。 このため、県、市町村及び防災関係機関は、「富山県地域防災計画雪害編」及び「富山県総合雪計画」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。</p> <p>2 交通の確保（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路(株)） (1) 道路交通の確保 地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。 このため、各道路管理者は、除排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩防止柵等）、消融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努めることが必要である。</p> <p>ア 除雪体制の強化 (ア) 道路管理者は、国道、県道、市町村道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。 また、道路管理者は、除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の確保に努める。</p> <p>(イ) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進 道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通傷害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。</p> <p>イ 航空輸送の確保 地震による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが考えられる。このため、県及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る必要がある。</p> <p>(ア) 空港の除雪体制の確保 空港管理者は、空港の除雪体制を強化するため、除雪機械の整備を推進する。</p> <p>(イ) 緊急時ヘリポートの確保 県及び市町村は、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除雪体制を強化を図る。</p> <p>3 雪に強いまちづくりの推進（県土木部、市町村） ア 家屋倒壊の防止 県及び市町村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努める。</p> <p>イ 地域相互救助体制の確立 自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、自主防災組織、ボランティアの協力体制等、地域の相互援助体制の確立を図る。</p> <p>ウ 積雪・寒冷期における避難路、避難場所等の確保</p>	<p>第8 積雪時の震災対策</p> <p>1 積雪対策の推進（県知事政策局、市町村）</p> <p>2 交通の確保（北陸地方整備局、県土木部、市町村、中日本高速道路(株)、富山県道路公社）</p>	<p>・構成変更</p> <p>・組織変更</p> <p>・県道路公社追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>県及び市町村は、除雪機械の設置、消融雪施設（流雪溝等）の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、避難場所及び避難道路の確保を図る。 また、避難場所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。 さらに、毛布の備蓄、ストーブなどの暖房設備の確保等、避難所での寒冷対策に留意するものとする。</p>	<p>第9 災害復旧・復興への備え 1 災害廃棄物の発生への対応 <u>国、県及び市町村等は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。また、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐浪化等に努める。</u> 2 各種データの整備保全 <u>国、県及び市町村は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備） ・不動産登記の保全 等 <u>公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。</u> 3 復興対策の研究 <u>関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。</u></p>	<p>・項目追加 ・防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4節 救援・救護体制の整備</p> <p>本県における震災予防対策として、発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、災害救援ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、地震被害の可能な限りの軽減に努めるものとする。</p> <p>対策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 消防力の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 出火の防止 2 消火体制等の整備 3 救助・救急体制の整備 4 高層建築物及び地下街等の安全化 5 常備消防の広域化 第2 医療救護体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網 2 医療救護班の編成 3 医療救護所の整備 4 後方医療体制 5 医薬品、血液の供給体制 第3 避難場所・生活救援物資等の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難場所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画 3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保 第4 災害救援ボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの活動内容 2 ボランティアの普及、養成 3 ボランティアの受入体制の整備 第5 応急危険度判定体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立 2 宅地の危険度判定体制の確立 第6 孤立集落の予防 <ul style="list-style-type: none"> 1 実態の調査等 2 孤立集落の機能維持 3 通信連絡体制の整備 4 事前措置 <p>第1 消防力の強化</p> <p>関東大震災、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災にみられように、大規模な地震が発生した時には、同時多発火災の発生や延焼拡大による被害の増大が予想される。このため、県民は平素から出火の防止に努めるとともに、震災時にとるべき行動を常に訓練等を通じて心がけておくことが大切である。</p> <p>一方、県及び市町村は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努めるものとする。</p> <p>さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害、水道管断裂による消火栓使用不能のおそれもあって、消防活動が困難になることも予想されるので、市町村は、</p>	<p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>本県における災害予防対策として、発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、避難場所・生活救援物資の確保、災害救援ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、<u>地震・津波による被害</u>を可能な限りの軽減に努めるものとする。</p> <p>対策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 消防力の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 出火の防止 2 消火体制等の整備 3 救助・救急体制の整備 4 <u>大規模・高層建築物及び地下街等の安全化</u> 5 常備消防の広域化 第2 医療救護体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網 2 <u>災害派遣医療チーム（DMAT）の整備</u> 3 医療救護班の編成 4 医療救護所の整備 5 後方医療体制 6 医薬品、血液の供給体制 第3 避難場所・生活救援物資等の確保 <ul style="list-style-type: none"> 1 避難場所・避難道路の確保 2 市町村等の避難計画 3 物資の確保 4 帰宅困難者対策 5 <u>被災者等への的確な情報伝達活動</u> 第4 災害救援ボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> 1 ボランティアの活動内容 2 ボランティアの普及、養成 3 ボランティアの受入体制の整備 第5 応急危険度判定体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> 1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立 2 <u>被災宅地の危険度判定体制の確立</u> 第6 孤立集落の予防 <ul style="list-style-type: none"> 1 実態の調査等 2 孤立集落の機能維持 3 通信連絡体制の整備 4 事前措置 <p>関東大震災、北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災、<u>東日本大震災</u>にみられように、大規模な地震が発生した時には、同時多発火災の発生や延焼拡大による被害の増大が予想される。</p>	<p>・文言修正</p> <p>・DMATの整備や防災基本計画修正による項目の追加</p> <p>・東日本大震災の追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>自主防災組織に対する可搬式消防ポンプの配備や自衛消防隊の組織化などにより初期消火が効果的に行えるよう消防力の一層の充実に努めるものとする。</p> <p>1 出火の防止（県知事政策室、市町村） 県及び市町村は、地震による火災の発生を未然に防ぐため、県民に次の指導を行い、出火の防止に努める。</p> <p>(1) 一般家庭に対する指導 県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。</p> <p>ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス漏れ警報機等の安全な機器の普及 イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底 ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓 エ カーテン等防災製品の普及 オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底 カ 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底 キ 住宅用火災警報器の設置促進</p> <p>(2) 事業所に対する指導 ア 市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。 また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。 イ 県は、消防設備士に対し、常に新しい知識、技術の習得を図るとともに、消防用設備等の整備に関する技術を向上させるため定期的に講習等を実施するなど、その資質の向上に努めるものとする。</p> <p>2 消火体制等の整備（県知事政策室、市町村）</p> <p>(1) 初期消火体制の強化 県及び市町村は、地震発生時において火災による被害を最小限に止めるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。</p> <p>ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。 イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。 ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消火技術の錬磨向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力の向上に努める。 エ 市町村は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 消防設備等の強化 ア 市町村は、消防組織の拡充強化に努めるとともに、消防団の施設設備の充実、青年層・女性層（大学生等を含む）の消防団への積極的参加促進等、消防団の活性化を推進する。 イ 市町村は、消防施設整備に努める。特に、地震発生時に予想される火災等に対処するため水槽付き消防ポンプ自動車、可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を促進する。 ウ 県は、市町村の消防力の充実に努めるため、必要な指導、助言、支援を行い、積極的にその整備を推進する。 <small>（資料「4-14-1 消防体制等の概況」、「4-14-2 消防本部・署所及び消防団の現況」、「4-15 化学消火剤備蓄状況」）</small></p> <p>(3) 消防水利の整備 大規模な地震が発生した場合、水道施設の破壊により消火栓の使用不能や防火水槽の破損等も予想される。このため、市町村は、次の施設の整備を促進し、消防水利の整備に努める。</p> <p>ア 消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。 イ 河川などの自然水利、農業用水、消融雪施設、プール、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。特に、河川水の利用を容易にするため、段階式護岸の整備を行うとともにプール及び消融雪施設からも取水可能にするよう施設整備に努める。 <small>（資料「4-14-3 消防水利の現況」）</small></p> <p>(4) 人材育成の充実 県は、婦人防火クラブ員、自衛消防隊員、消防職団員に対する教育訓練をより質の高いものとする。</p>	<p>1 出火の防止（県知事政策局、市町村）</p> <p>2 消火体制等の整備（県知事政策局、市町村）</p> <p>(4) 人材育成の充実 県は、婦人防火クラブ員、自衛消防隊員、消防職団員に対する教育訓練をより質の高いものとする。</p>	<p>・組織変更</p> <p>・組織変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>るとともに、自主防災組織のリーダー、災害救援ボランティアに対しても図上訓練や応急手当研修などを実施し、消防学校等において実施する研修内容を充実する。</p> <p>3 救助・救急体制の整備（県知事政策室、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。県及び市町村は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。</p> <p>(1) 救助体制の整備</p> <p>ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者の被災状況の把握に努めるものとする。</p> <p>イ 消防本部は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、つるはしなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊家屋、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。（資料「4-18 救助活動のための機械器具等の保有状況」）</p> <p>ウ 市町村は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。</p> <p>エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。</p> <p>オ 多数の要救助者を迅速、的確に救助するため、消防、警察、自衛隊及び海上保安部は、合同訓練を行うとともに、連携体制の強化に努める。</p> <p>(2) 救急体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED^{※1}の使用を含む心肺蘇生法^{※2}や止血法^{※3}などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。</p> <p>イ 市町村は、救急能力を高めるため、消防力の整備指針を踏まえ、高規格救急自動車の配備拡充に努める。また、その配備にあわせて救急隊に救急救命士^{※4}を常時1名配置できる体制を整えるとともに、救急救命士の技術向上に向けて研修体制を整備する。更に、救急隊員にトリアージ^{※5}などの応急救護研修の実施に努める。</p> <p>(3) 医療機関との連携体制</p> <p>ア 市町村は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。</p> <p>イ 県は、震災時に後方病院の被災状況や重傷患者の受入情報が把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努めるとともに、無線通信設備の公的病院等への整備に努める。（資料「9-8 救急医療情報システムの概要」）</p> <p>※1 AED Automated External Defibrillators（自動体外式除細動器） 心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う器機</p> <p>※2 心肺蘇生法 心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、<u>心臓マッサージ</u>と人工呼吸を実施する方法。</p> <p>※3 止血法 外傷などによる出血を止める方法</p> <p>※4 救急救命士 救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導のもとで特定医療行為を行える資格者のこと。</p> <p>※5 トリアージ 多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。</p> <p>4 高層建築物及び地下街等の安全化（県知事政策室、市町村）</p> <p>都市化の進展に伴い、県内においても防火対象物としての高層建築物（高さ31mを超える建築物）は増加傾向にある。これらの高層建築物については、<u>その構造上の特殊性から地震時の避難や火災発生時の消火活動などの対応に極めて困難が予想される</u>。また、地下街についても閉鎖性を有するため、<u>高層建築物と同様に消防活動等に困難を伴う</u>。このため、消防機関は、関係事業所に対して、予防査察等を通じそれぞれの管理・運営形態に応じた<u>防火管理や共同防火管理の徹底、実践的な消防訓練の実施の推進などの指導強化に努める</u>。</p> <p>(1) 高層建築物の防災対策</p>	<p>るとともに、自主防災組織のリーダー、災害救援ボランティアに対しても図上訓練や応急手当研修などを実施し、富山県広域消防防災センター等において実施する研修内容を充実する。</p> <p>3 救助・救急体制の整備（県知事政策局、県厚生部、県警察本部、自衛隊、伏木海上保安部、市町村）</p> <p>地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした被災者に対し、救助・救護を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命、身体を守るため最優先される課題の一つである。県及び市町村は、住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。 <u>なお、津波災害警戒区域内では、市町村地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めること等から、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。</u></p> <p>カ <u>消防救急無線については、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段であることから、市町村は、消防救急無線のデジタル化を推進するものとする。</u></p> <p>イ 県は、震災時に医療施設の被災状況や診療状況等の情報を迅速に把握できるよう広域災害・救急医療情報システムの拡充整備に努め、<u>操作等の訓練を定期的に行う</u>とともに、無線通信設備の<u>災害拠点病院等への整備に努める</u>。（資料「9-8 広域災害・救急医療情報システムの概要」）</p> <p>※2 心肺蘇生法 心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、<u>胸骨圧迫</u>と人工呼吸を実施する方法。</p> <p>4 大規模・高層建築物及び地下街等の安全化（県知事政策局、市町村）</p> <p>都市化の進展に伴い、県内においても多数の者が利用する大規模・高層建築物^{※1}は増加傾向にある。これらの建築物については、その規模や構造上の特殊性から地震時の避難や火災発生時の消火活動などの対応に極めて困難が予想される。また、地下街についても閉鎖性を有するため、<u>消防活動等に困難を伴う</u>。このため、消防機関は、関係事業所に対して、予防査察等を通じそれぞれの管理・運営形態に応じた<u>防火・防災管理や共同防火・防災管理の徹底、実践的かつ定期的な訓練の実施の推進などの指導強化に努める</u>。</p>	<p>・名称変更 ・組織変更</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・消防救急無線のデジタル化の推進追加</p> <p>・防災基本計画修正等による修正</p> <p>・名称訂正</p> <p>・心肺蘇生に関するガイドラインの変更</p> <p>・組織変更 ・H19消防法改正による修正</p> <p>・消防法改正（大規模地震等に対応した自衛消防力の確保）</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>消防は、関係事業所に対し関係法令に規定された消防用設備、非常用昇降機の定期検査の厳守及びその維持管理についての適正な運用、<u>防火管理者制度の円滑な推進や消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など、次の対策について指導の強化、推進に努める。</u></p> <p>ア 火災予防対策 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策、火気使用場所の環境整備及び可燃性物質の転倒落下防止措置、内装材料、装飾品の不燃化、防火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策等を推進する。</p> <p>イ 避難対策 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保、ショーケース、看板等の転倒や落下防止、避難誘導員の事前指定、避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する火災発生時の行動要領の周知徹底、防災センターから迅速な緊急放送体制の整備等を推進する。</p> <p>ウ 防火管理対策 従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防火管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防火管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練、防災センターの機能強化及び要員教育を徹底する。</p> <p>エ 消防用設備の管理対策 消火設備、警報設備、避難設備、消火活動上必要な施設など消防用設備の機能を維持管理する。</p> <p>(2) 地下街の防災対策 消防は、関係法令に規定された消防用設備の<u>安全設置及び適正な維持管理、自衛消防組織の確立、消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など高層建築物の対策に準じ、指導の強化、推進に努める。</u></p> <p>5 常備消防の広域化（県知事政策室、市町村） (1) 広域化の方向 消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模地震に対しては小規模消防では対応は困難といえる。 このため、小規模消防本部を広域的に再編し、消防本部の規模を拡充し、これらの課題に的確に対応していくため、県及び市町村は、非常備村も含め、常備消防の広域化を推進する。</p> <p>第2 医療救護体制の整備 1 緊急連絡網（県厚生部） 県厚生部医務課、健康課、くすり政策課及び各厚生センターは、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。</p>	<p>(1) <u>大規模・高層建築物の防災対策</u> 消防は、関係事業所に対し関係法令に規定された消防用設備、非常用昇降機の定期検査の厳守及びその維持管理についての適正な運用、<u>防火管理者及び防災管理者制度の円滑な推進や消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など、次の対策について指導の強化、推進に努める。</u></p> <p>エ <u>防災管理対策</u> 一定規模以上の大規模・高層建築物について、<u>防災管理者を必ず選任し、従業員に対する消防計画の周知徹底、共同防災管理に関する協議事項の徹底、救出・救護知識の普及及び必要な資機材の整備、防災管理業務従事者を対象とした実務講習、実践的かつ定期的な訓練を徹底する。</u> <u>また、これらの建築物については、自衛消防組織を設置するとともに、全体を指揮する統括管理者を選任させることとし、消防計画に定められた任務分担に基づき、消防機関への通報、在館者への連絡、初期消火、避難誘導等について実践的かつ定期的な訓練の実施と自衛消防組織要員の教育を徹底する。</u></p> <p>オ 消防用設備の管理対策 消火設備、警報設備、避難設備、消火活動上必要な施設など消防用設備の機能を維持管理する。 ※1 <u>大規模・高層建築物</u> <u>百貨店やホテルなど多数の者が出入りするもので、延べ面積が 50,000 ㎡以上である建築物など大規模なものとして政令で定めるもの</u></p> <p>(2) 地下街の防災対策 消防は、関係法令に規定された消防用設備の<u>設置及び適正な維持管理、防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画に基づく消防、避難訓練の励行など大規模・高層建築物の対策同様、指導の強化、推進に努める。</u></p> <p>5 常備消防の広域化（県知事政策局、市町村）</p> <p>2 <u>災害派遣医療チーム（DMAT）の整備（県厚生部）</u> (1) <u>災害派遣医療チーム（DMAT）の編成</u> 県は、災害拠点病院及び救命救急センター等が行う、<u>災害派遣医療チーム（DMAT）の養成を支援するとともに、富山県DMAT設置運営要綱の指定要件を満たす病院を、富山県DMAT指定病院（以下「指定病院」）に指定し、災害時に備え当該指定病院と災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣に関する協定を締結するものとする。</u> ※災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、略称「DMAT」） <u>災害の急性期（48時間以内）に可及的早期に救出・救助部門と合同し、活動できるトレーニングを受けた、機動性を持った医療チームである。</u></p>	<p>・消防法改正（大規模地震等に対応した自衛消防力の確保）</p> <p>・消防法改正（大規模地震等に対応した自衛消防力の確保）</p> <p>・用語解説追加</p> <p>・消防法改正（大規模地震等に対応した自衛消防力の確保）</p> <p>・組織変更</p> <p>・DMATの整備追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考																																										
<p>2 医療救護班の編成（県厚生部）</p> <p>(1) 医療救護班の編成基準 公的病院は、あらかじめ医療救護班を編成しておくものとする。</p> <table border="1" data-bbox="231 695 994 905"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>定員</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>班長</td> <td>医師</td> <td>1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>看護師</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>薬剤師</td> <td>1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>連絡員</td> <td>2人</td> <td>運転手1名を含む</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>6人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="231 932 1276 1178"> <thead> <tr> <th>病床規模に応じた病院の区分（一般病床）</th> <th>救護班数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病床数 100床未満の病院</td> <td>1班</td> <td rowspan="7">医療救護業務の状況に応じ医療救護班数を増減できる。</td> </tr> <tr> <td>病床数100床～199床の病院</td> <td>2班</td> </tr> <tr> <td>病床数200床～299床の病院</td> <td>3班</td> </tr> <tr> <td>病床数300床～399床の病院</td> <td>4班</td> </tr> <tr> <td>病床数400床～499床の病院</td> <td>5班</td> </tr> <tr> <td>病床数500床～599床の病院</td> <td>6班</td> </tr> <tr> <td>病床数600床～の病院</td> <td>7班</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療救護班設置要綱の作成 公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておく。 （資料「9-2 公的病院名簿」「9-9 医療救護班設置要綱」）</p> <p>(3) トリアージについて 県厚生部医務課は、日本赤十字社富山県支部等と協力して、トリアージに関する情報交換の場を定期的に設ける。 <small>※トリアージ=多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術。</small></p> <p>3 医療救護所の整備（市町村）</p> <p>(1) 医療救護所の指定 ア 市町村は、診療所又は避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。 イ 医療救護所の設置数は、想定被害者数をもとに定める。 ウ 市町村は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行う。</p> <p>(2) 医療救護所の施設設備 ア 既存の医療施設を活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。 イ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。 (ア) テント (イ) 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等） (ウ) その他（折りたたみベッド、担架、発電機等） ウ 医療救護所における給食、給水については、避難所と併せて行う。</p> <p>4 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備 ア 県は、次の災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を整備し、災害時の医療を確保する。</p>	区分	職名	定員	備考	班長	医師	1人		班員	看護師	2人		〃	薬剤師	1人		〃	連絡員	2人	運転手1名を含む	計		6人		病床規模に応じた病院の区分（一般病床）	救護班数	備考	病床数 100床未満の病院	1班	医療救護業務の状況に応じ医療救護班数を増減できる。	病床数100床～199床の病院	2班	病床数200床～299床の病院	3班	病床数300床～399床の病院	4班	病床数400床～499床の病院	5班	病床数500床～599床の病院	6班	病床数600床～の病院	7班	<p>大規模災害時における救命率の向上のため、迅速な救護活動及び被災地域外での根治的治療が必要な患者の迅速な搬出等を行うものである。</p> <p>(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備 ア 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。 イ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の技術の向上等を図るため、編成した災害派遣医療チーム（DMAT）の研修及び訓練に努めるものとする。 ウ 指定病院は、災害派遣医療チーム（DMAT）の資機材の充実等を図るよう努めるものとする。 エ 県は、富山県災害派遣医療チーム（DMAT）等連絡協議会を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用に関する課題等、災害医療に関する事項について協議・検討を行う。</p> <p>3 医療救護班の編成（県厚生部）</p> <p>(1) 医療救護班の編成基準 公的病院は、あらかじめ医療救護班を編成しておくよう努めるものとする。</p> <p>(2) 医療救護班設置要綱の作成 公的病院は、あらかじめ医療救護班設置要綱を作成しておくよう努めるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>4 医療救護所の整備（市町村）</p> <p>5 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>(1) 災害拠点病院の整備 ア 県は、災害時における拠点医療施設となる災害拠点病院等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。</p>	<p>・富山県DMAT設置運営要綱等による追加</p> <p>・防災基本計画による修正</p> <p>・表現の統一</p> <p>・トリアージは、前回修正時に比して一般的な概念となったことから削除</p> <p>・構成変更</p> <p>・防災基本計画による修正 ・必要な機能については、</p>
区分	職名	定員	備考																																									
班長	医師	1人																																										
班員	看護師	2人																																										
〃	薬剤師	1人																																										
〃	連絡員	2人	運転手1名を含む																																									
計		6人																																										
病床規模に応じた病院の区分（一般病床）	救護班数	備考																																										
病床数 100床未満の病院	1班	医療救護業務の状況に応じ医療救護班数を増減できる。																																										
病床数100床～199床の病院	2班																																											
病床数200床～299床の病院	3班																																											
病床数300床～399床の病院	4班																																											
病床数400床～499床の病院	5班																																											
病床数500床～599床の病院	6班																																											
病床数600床～の病院	7班																																											

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(ア) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能</p> <p>(イ) 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能</p> <p>(ウ) 自己完結型の医療救護チームの派遣機能</p> <p>(エ) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能</p> <p>イ 設置</p> <p>(ア) 基幹災害医療センター（県に一か所） 県立中央病院</p> <p>(イ) 地域災害医療センター（二次医療圏に一か所） 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院 高岡 高岡市民病院 砺波 砺波総合病院</p> <p>ウ 整備基準</p> <p>(ア) 施設</p> <p>a 病棟（病室、ICU等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース</p> <p>b 救急診療に必要な診療棟は耐震構造であること</p> <p>c 電気等のライフラインの維持機能</p> <p>d 基幹災害医療センターにおいては、災害医療の研修に必要な研修室</p> <p>e 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有する</p> <p>(イ) 設備</p> <p>a 広域災害・救急医療情報システムの端末</p> <p>b 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備</p> <p>c 患者の多数発生時用の簡易ベッド</p> <p>d 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等</p> <p>(2) 後方病院の整備</p> <p>ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。</p> <p>イ 電話回線を補完する無線通信設備を公的病院に設置する。 (資料「9-1 富山県病院名簿」「9-2 公的病院名簿」)</p> <p>(3) 病院防災マニュアル等の作成</p> <p>ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。</p> <p>イ 後方病院は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等医療救護活動に関する計画を作成しておく。</p> <p>(4) 後方病院の防災能力の強化</p> <p>ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときの対策を講ずる。</p> <p>イ 後方病院は、収容能力を臨時的に拡大するために必要な医薬品等資器材の確保に努める。</p> <p>5 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>(1) 医薬品等の確保</p> <p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保 県は、医療圏毎に災害直後の初動期（概ね2～3日間）の医療救護活動（直轄医療救護班用と市町村への補充用）に必要な緊急用医薬品等の備蓄に努め、市町村等からの供給要請に応える。 なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。 (資料「9-5 災害救護用医療セットの内容及び内訳書」「12-15 災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」)</p> <p>イ 3日目を以降の医薬品等の確保 県は、災害発生3日目を以降の被災者に対する必要な医薬品等については、薬業関係団体や</p>	<p>(削除)</p> <p>イ 設置</p> <p>(ア) 基幹災害医療センター 県立中央病院、富山大学附属病院</p> <p>(イ) 地域災害医療センター 新川 黒部市民病院 富山 富山市民病院、富山赤十字病院 高岡 高岡市民病院 砺波 砺波総合病院</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 後方病院の整備</p> <p>ア 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、県は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。</p> <p>イ 県は、災害時に備え、災害拠点病院以外の医療機関の広域災害・救急医療情報システムへの登録促進に努めるものとする。 (資料「9-1 富山県病院名簿」「9-2 公的病院名簿」)</p> <p>(4) 後方病院の防災能力の強化</p> <p>ア 後方病院は、施設の防災機能の向上を図るとともに、電気、ガス、水道等のライフラインの機能が停止したときや、道路の寸断やガソリン不足による食料、飲料水、医薬品等の流通が停止したときの対策を講ずる。</p> <p>6 医薬品、血液の供給体制（県厚生部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p>	<p>国で見直し予定であるため削除</p> <p>・H18以降に指定した災害拠点病院追加</p> <p>・必要な整備基準については、国で見直し予定であるため削除</p> <p>・「災害医療等のあり方に関する検討会」報告書を踏まえた修正</p> <p>・流通停止時の対策を講ずることを追加</p> <p>・構成変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>国、近県の協力を得て、調達する。</p> <p>ウ 家庭常備薬の避難所への配置 県及び市町村は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所に配置するとともに各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。 (資料「9-6 家庭常備薬の種類と数量」)</p> <p>エ 医薬品等の搬送手段と人員の確保 (ア) 県と市町村は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。 (イ) 集積所、避難所における医薬品等の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圏毎に組織化する。</p> <p>(2) 血液の確保 保存血液と血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。</p> <p>(3) 災害時医薬品情報体制の整備 県、市町村、薬業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、携帯電話等による連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。</p> <p>第3 避難場所・生活救援物資等の確保 市町村等は、地震災害発生時における住民避難のため、あらかじめ避難場所の選定を行うなど、住民の安全の確保に努める。 また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。</p> <p>1 避難場所・避難道路の確保（県知事政策室、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 避難場所の確保 ア 避難場所の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所を指定しておくものとする。 なお、避難場所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。また、船舶による避難も考慮しておくものとする。 <避難場所の設置基準> (ア) 避難場所としては、公園、緑地、学校、体育館等が適当である。 (イ) 避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。 (ウ) 要避難地区住民のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。 (エ) 大規模ながけくずれや浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。 (オ) 海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、住民にその徹底を図る。また、津波に対しては、高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビルの指定・整備に努める。なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議し、その内容については、住民に周知徹底することとする。</p> <p>(カ) 避難施設については、安全な建物（公有・公共的）で、給食施設を有するもの、給食施設を急造し得るもの又は比較的容易に食料が搬入でき、給食し得る場所を選定して指定する。</p> <p>イ 避難場所における施設、設備の整備 市町村は、避難場所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援するものとする。 (ア) 避難場所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。 (イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。</p> <p>ウ 避難場所（避難所）における運営体制の整備 避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市町村は、避難所運営委員会の設置を記載した避難所運営マニュアルを作成し、各地域ごとの実情を踏まえた避難所運</p>	<p>(2) 血液の確保 血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。</p> <p>1 避難場所・避難道路の確保（県知事政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 避難場所の確保 ア 避難場所の設置 市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、次の基準により避難場所を指定しておくものとする。 なお、避難場所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直すものとする。 <避難場所の設置基準> (ア) 避難場所としては、公園、緑地、学校、体育館等が適当である。 (イ) 避難場所における避難民1人当たりの必要面積は、概ね2㎡以上とする。 (ウ) 要避難地区住民のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置する。 (エ) 大規模ながけくずれや津波による浸水などの危険のないところで付近に多量の危険物が蓄積されていないところとする。なお、公園等のオープンスペースは、必要に応じて地震による火災の輻射熱に対して安全な空間とすることや、津波浸水深以上の高さを有することなどに配慮する。</p> <p>(オ) 海岸付近の避難場所は、高潮に備えて高台を選定するか、適地がない場合は緊急時に避難する3階以上のビルを管理者と協議して避難場所として使用できるようにしておく。特に、休日、夜間の使用については留意し、住民にその徹底を図る。（以下、「(2) 津波に係る一時避難場所の確保」へ移動）</p> <p>(ア) 避難場所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、水、食料、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫等の整備に努める。 (イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ等災害情報の入手に資する機器を整備する。 また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。</p>	<p>・保存血液の削除</p> <p>・組織変更 ・構成変更</p> <p>・船舶による避難削除</p> <p>・防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>・「(2) 津波に係る一時避難場所の確保」へ移動</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>営体制の整備を図るものとする。県は、市町村における避難所運営マニュアル作成を促進するため、避難所運営マニュアル策定指針を作成する。</p> <p>(2) 避難道路の確保 避難場所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておくものとする。 ア 避難道路の選定 避難場所を指定した市町村は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定するものとする。 (ア) 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。 (イ) 避難場所まで複数の道路を確保すること (ウ) 地震に強い地盤で、地下に危険な埋設物がないこと (エ) 津波、浸水、がけ崩れ等の危険のある地域を避けること (オ) 落下物の危険性が少ないこと (カ) 自動車の交通量がなるべく少ないこと イ 避難標識の設置 避難者が避難場所に安全に到達できるよう、避難誘導標識を設置する。</p> <p>(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保 市町村長が行う避難勧告の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。</p> <p>(4) 被災者用の住居の確保 県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。</p> <p>2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関） 市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。 県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。</p> <p>(1) 避難に関する広報 市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。 また、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、国の津波浸水予測図や県の津波調査研究結果に基づいて、避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの作成に努める。</p>	<p>(2) 地震・津波発生後に緊急的に避難する場所の確保 市町村は、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」の指定を行うものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。なお、津波に対する緊急の避難場所としては、高台を選定するか、適地がない場合は堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する、いわゆる津波避難ビルの指定・整備を行う。なお、指定した場合においては、施設管理者と休日、夜間等の使用について協議する。住民等に対しては、「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所」と、「避難生活を送るために避難する場所」の違い等に合わせて、内容について、周知徹底することとする。</p> <p>(3) 避難道路の確保</p> <p>(4) 繁華街、観光地における避難場所等の確保</p> <p>(5) 被災者用の住居の確保</p> <p>2 市町村等の避難計画（市町村、各関係機関） 市町村及び防災上重要な施設の管理者等は、震災時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ地震・津波に係る避難計画を作成しておくものとし、県は必要に応じ、これに助言するものとする。 とりわけ、津波による危険が予想される市町村は、県が実施する津波シミュレーション調査や訓練の実施などを通じて、<u>富山県の津波の特徴を踏まえた</u>具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。 また、県及び市町村は、施設の管理者等と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。避難誘導にあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、高齢者や障害者などの災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導体制の整備を図るものとする。 さらに、県及び市町村は、災害時要援護者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。</p> <p>(1) 避難に関する広報 市町村等は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動を実施するものとする。 また、市町村は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、国の津波浸水予測図や県の津波シミュレーション調査結果に基づいて、避難地、避難路等を示す津波ハザードマップを整備する。</p>	<p>・構成変更</p> <p>・構成変更</p> <p>・構成変更</p> <p>・県津波シミュレーション調査及び防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>・防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>・文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ア 避難場所の広報 避難場所の指定を行った市町村は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。 (ア) 避難場所の名称 (イ) 避難場所の所在位置 (ウ) 避難場所への経路 (エ) その他必要な事項</p> <p>イ 避難のための知識の普及 市町村等は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。 (ア) 平常時における避難のための知識 (イ) 避難時における知識 (ウ) 避難収容後の心得</p> <p>(2) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。</p> <p>ア 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</p> <p>イ 避難の勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者 ウ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者含む） エ 避難場所への経路及び誘導方法 オ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (ア) 給水 (イ) 給食 (ウ) 毛布、寝具の支給 (エ) 衣料品、日用品等必需品の支給 (オ) 負傷者に対する応急救護</p> <p>オ 避難所の管理に関する事項 (ア) 避難収容中の秩序保持 (イ) 避難者に対する災害情報の伝達 (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底</p>	<p>市町村が津波ハザードマップを作成する際には、本県の津波の特徴を踏まえ、地形や道路など地域の特性を考慮したうえで、ワークショップの開催等住民の意見を汲み上げるようにする。 <u>＜富山県の津波の特徴＞</u> <u>ア 津波の到達時間が早いところで1～2分と短いこと</u> <u>イ 津波高は滑川市で最大2.3～7.1mで海溝型地震による津波に比べ低いこと</u> <u>ウ 大きな津波は第1波のみで継続時間は約3分と短いこと</u> <u>エ 5mを超える浸水は、海岸から概ね5m以内であること</u></p> <p>富山県の津波の特徴を踏まえ、避難場所、避難路の設定はもとより、あらかじめ建物の耐震化や津波への耐力を確保するための補強を行うことや、地震が発生した際に、避難場所まで逃げる時間がない場合は、堅牢な鉄筋コンクリート造の建築物の2階以上への避難、ライフジャケットの準備なども考慮する必要がある。 <u>また、県と市町村は連携して、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波資機材整備に対し、支援するものとする。</u> <u>さらに、津波ハザードマップを住民に周知し、将来的な居住場所の移転の必要性の検討なども含め、津波避難に対する意識啓発を図る。</u></p> <p>イ 避難のための知識の普及 市町村等は、避難対策のため津波相談窓口を設置し、住民に対し、富山県の津波の特徴の説明、避難意識の高揚を図り、次の事項の普及に努める。 (ア) 富山県の津波の特徴など津波に関する知識 (イ) 平常時における避難のための知識 (ウ) 避難時における知識 (エ) 避難収容後の心得 また、地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市町村は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。 <u>ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市町村は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、県警察と十分調整を図るものとする。</u></p> <p>(2) 市町村の避難計画 市町村の避難計画は次の事項に留意して作成するものとする。 <u>ア 県で実施した津波シミュレーション調査結果や、富山県の津波の特徴を踏まえた避難計画の作成</u> <u>イ 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法</u> <u>地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する</u> <u>ウ 避難の勧告、指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者</u> <u>エ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者含む）</u> <u>オ 避難場所への経路及び誘導方法</u> <u>カ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</u></p> <p>キ 避難所の管理に関する事項</p>	<p>・文言追加</p> <p>文言追加</p> <p>・防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>・防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>・誤字修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(エ) 避難者に対する各種相談業務</p> <p>カ 災害時における広報</p> <p>(ア) 広報車による周知</p> <p>(イ) 避難誘導員による現地広報</p> <p>(ウ) 住民組織を通じた広報</p> <p>(エ) 同報系無線による広報</p> <p>(オ) インターネット、ケーブルテレビ、コミュニティFM等による広報</p> <p>(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。</p> <p>ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。</p> <p>イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。</p> <p>ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。</p> <p>(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項</p> <p>百貨店、駅、地下街その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。</p> <p>3 飲料水、食料及び生活必需品等の確保（北陸農政局富山農政事務所、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>大規模な地震が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、<u>県及び市町村等は、被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、公共備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。</u></p> <p>また、震災時に必要不可欠な最低限の飲料水、非常食及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p> <p>(1) 飲料水の確保</p> <p>市町村は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え、貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。</p> <p>なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの3日間の世帯人数分を確保するよう努める。</p> <p>ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。</p> <p>(ア) 非常時に利用予定の一般井戸、消融雪用井戸、湧水の水質検査実施及び利用方法の検討</p> <p>(イ) 住民及び町内会の自主防災組織に対する備蓄水や応急給水についての指導</p> <p>(ウ) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成等給水計画の作成 (他の地方公共団体等からの応援給水計画を含む)</p> <p>(エ) 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置</p> <p>(オ) 水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立 (資料「5-8 応急給水用具」 「5-14 県内の上水道資機材等の保有状況」)</p> <p>イ 県民は、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器により水を備蓄する。 一人1日3リットル×世帯人数×3日間分</p> <p>ウ 町内会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保するものとする。</p> <p>(ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備</p> <p>(イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備</p> <p>(2) 食料の確保</p> <p>被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの被災後1～2日間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給し、概ね3日目以降は、<u>米飯、弁当等の炊出しを実施するものとする。</u></p> <p>このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 非常食の備蓄、調達体制</p>	<p>ク 災害時における広報</p> <p>(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項</p> <p>学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ<u>地震・津波に係る避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難の万全を期するものとする。</u></p> <p>ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。</p> <p>イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては避難場所の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。</p> <p>ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。</p> <p>(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項</p> <p>百貨店、駅、地下街その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、<u>地震・津波に対する避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。</u>なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするものとする。</p> <p>3 物資の確保（北陸農政局富山地域センター、県知事政策局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部）</p> <p>大規模な地震・津波が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想される。県及び市町村等は、<u>呉羽山断層帯の被害想定を踏まえ、被災者に最低限の食料、飲料水及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。</u></p> <p>また、震災時に必要不可欠な最低限の食料、飲料水及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、県及び市町村は、日頃から、個人備蓄の啓発・奨励を行う。</p> <p><u>さらに、国及び県は、災害の規模等にかんがみ、被災市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。</u></p> <p>(2) 食料の確保</p> <p>被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食（以下「非常食」という。）を供給するものとする。</p> <p>このため、県及び市町村は、非常食の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 非常食の備蓄、調達体制</p>	<p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・防災基本計画修正修正に伴う修正</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・組織変更 ・文言修正</p> <p>・個人備蓄の啓発・奨励部局として知事政策局追加 ・文言修正</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・被害によって実施時期が異なるため</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(ア) 県は、広域的な見地から非常食を配置し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。</p> <p>(イ) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。</p> <p>(ウ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>(エ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。</p> <p>(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励するものとする。</p> <p>(カ) 県及び市町村は、非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。 また、流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認するものとする。 (資料「5-5 主要食料品の生産量」 「5-6 主要食料品の生産業者所在地」 「5-16 災害救助物資備蓄状況」 「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」)</p> <p>イ 炊出し計画 (ア) 市町村は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者（市町村）、現場の責任者（避難所）、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ決めておくものとする。</p> <p>(イ) 炊出しは、米飯、弁当、パン、即席メン等とする。 (資料「5-4 小中学校給食施設」 「5-13 移動可能な給食器材」)</p> <p>ウ 救援要請 (ア) 被災市町村から県に救援要請があった場合、県は隣接市町村や他の市町村に救援を要請するものとする。</p> <p>(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、北陸農政局富山農政事務所に救援を要請するものとする。 (資料「5-3 主食類応急調達系統図」)</p> <p>エ 輸送 (ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ決めておくものとする。 また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山農政事務所に連絡しておくものとする。</p> <p>(イ) 県及び市町村は、物資の輸送手段を確保するため、また物資の保管をするため、運輸・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。</p> <p>(3) 生活必需品の確保 県及び市町村は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品（以下「生活必需品」という。）を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努めるものとする。</p> <p>ア 生活必需品の備蓄、調達 (ア) 県は、広域的な見地から生活必需品を備蓄し、広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。</p> <p>(イ) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、隣接市町村と連携を図るものとする。 特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。</p> <p>(ウ) 市町村は、住民の家族構成に応じた必要最低限の生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>(エ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。</p> <p>(オ) 県及び市町村は、生活必需品の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。 また、流通備蓄を確保するため、年1回、定期的に協定内容を確認するものとする。</p> <p>イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 (ア) 炊出しは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して炊出しをすることとするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市町村は炊事道具の調達先を確保し</p>	<p>(ア) 市町村は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。</p> <p>(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた非常食3日分の備蓄を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>(ウ) 市町村は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼するものとする。</p> <p>(エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、非常食を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。</p> <p>(オ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励するものとする。</p> <p>(カ) 県及び市町村は、非常食の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。 また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。</p> <p>(イ) 県は、さらに不足する場合には、県が救援するとともに、北陸農政局富山地域センターに救援を要請するものとする。 (資料「5-3 主食類応急調達系統図」)</p> <p>エ 輸送 (ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、県及び市町村は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ決めておくものとする。 また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山地域センター、(社)富山県トラック協会、富山県倉庫協会に連絡しておくものとする。</p> <p>(イ) 県及び市町村は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、あらかじめ、関係団体に協力を依頼しておくものとする。</p> <p>ア 生活必需品の備蓄、調達 (ア) 市町村は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図るものとする。特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進めるものとする。</p> <p>(イ) 市町村は、住民の家族構成に応じた必要最低限の生活必需品の備蓄及を積極的に啓発し、奨励するものとする。</p> <p>(ウ) 県及び市町村は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励するものとする。</p> <p>(エ) 県は、市町村の備蓄を補完するため、生活必需品を広域市町村圏ごとに分散して備蓄するものとする。</p> <p>(オ) 県及び市町村は、生活必需品の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておくものとする。 また、流通備蓄による生活必需品の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努めるものとする。</p>	<p>・市町村→県の順に記載 ・連携の例示</p> <p>・県の位置づけ（市町村の備蓄の補完）を明記</p> <p>・字句修正</p> <p>・食料調達を確実にするための手法を記載</p> <p>・組織変更</p> <p>・組織変更 ・物資の円滑な輸送等のためトラック協会等追加 ・文言修正</p> <p>・連携の例示</p> <p>・県の位置づけ（市町村の備蓄の補完）を明記 ・字句修正</p> <p>・生活必需品調達を確実にするための手法に修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ておくものとする。 (イ) 市町村は、炊出し用のプロパンガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておくものとする。 ウ 救援及び輸送 「(2) 食料の確保」と同様の体制をとるものとする。 (資料「5-7 生活必需物資応急調達可能数」 「5-10 日本赤十字社富山県支部災害救援物資等交付基準」 「5-16 災害救助物資備蓄状況」 「12-21 災害救助物資の供給等に関する協定書」 「12-22 災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書」</p> <p>第4 災害救援ボランティア活動の支援 災害時において、県、市町村その他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、県民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。 しかし、行政や県民等の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。 一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p> <p>1 ボランティアの活動内容（県生活環境文化部） 災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。</p> <p>(1) 専門的なボランティア活動 ア 消防、救助 イ 医療救護 ウ 通信の確保 エ 建築物の危険度判定 オ 行方不明者の捜索</p>	<p>(4) 防災資機材等の備蓄 <u>県及び市町村は、呉羽山断層帯の地震による被害想定を踏まえ、簡易トイレや救助用資機材等の備蓄に努めるものとする。県では、県広域消防防災センターにおいて、防災資機材を備蓄するとともに、飲料水を確保するための耐震性貯水槽を整備する。</u></p> <p>4 帰宅困難者対策 <u>県及び市町村は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p>5 被災者等への的確な情報伝達活動 <u>市町村は、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、災害時要援護者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</u> <u>また、国、県、市町村及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。</u> <u>なお、国、県及び市町村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u> <u>放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、国、県及び市町村等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。</u> <u>また、国、県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。</u></p> <p>一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、富山県大学連携協議会、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れ等が円滑に行われるよう、活動環境の整備を行うものとする。</p>	<p>・項目追加</p> <p>・防災基本計画修正（H23.12）に伴う追加</p> <p>・防災基本計画修正（H23.12）に伴う追加</p> <p>・具体的に明記</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>カ 特殊車両等の運転</p> <p>(2) 一般的なボランティア活動</p> <p>ア 高齢者、障害者等の介助、誘導</p> <p>イ 手話、外国語の通訳</p> <p>ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布</p> <p>エ 炊出し、水汲み</p> <p>オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理</p> <p>2 ボランティアの普及、養成（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) ボランティア活動の普及・啓発</p> <p>県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進める。</p> <p>なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。</p> <p>(2) ボランティアの養成</p> <p>県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。</p> <p>なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。</p> <p>3 ボランティアの受入体制の整備（県生活環境文化部、市町村）</p> <p>(1) 富山県災害救援ボランティア連絡会の設置運営</p> <p>災害時におけるボランティアの円滑な受入れなどについての検討を行うため、県及びボランティア関係機関・団体等を構成員とする協議機関を設置し、相互協力・連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 災害ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害ボランティアコーディネーターの養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。</p> <p>(3) ボランティア受入れマニュアルの作成</p> <p>災害時における救援ボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。各市町村において、地域の実情に応じたマニュアルを作成する際には、この指針と一体的な運用が図られよう配慮する。</p> <p>(4) 防災訓練への参加</p> <p>県及び市町村は、総合防災訓練等へのボランティアの積極的な参加を呼びかける。</p> <p>第5 応急危険度判定体制の確立（県土木部）</p> <p>1 被災建築物の応急危険度判定体制の確立</p> <p>地震による災害発生時においては、被災建築物等による二次災害を防止するため、被害状況及び被災建築物等の余震に対する耐力の把握を行うなど、被災建築物に対し速やかに対処する必要がある。また、多くの被災建築物等に対する各種調査等を的確かつ迅速に行うためには、公共団体及び関係団体との協力体制はもとより、建築専門技術者の自主的協力による応急危険度判定体制やその後の復旧対策の体制等を確立する必要がある。</p> <p>そのため、地震発生時に備えて次の事項を推進する。</p> <p>(1) 被災建築物等の応急危険度判定（居住継続の可否等の判断）を行う組織の確立、応急危険度判定士及び応急危険度判定コーディネーターの養成</p> <p>(2) 行政庁間、関係団体との協力体制の確立</p> <p>(3) 応急危険度判定に必要な資機材の備蓄</p> <p>2 宅地の危険度判定体制の確立</p> <p>地震による宅地被害が広範囲に発生した場合には、被災した市町村の職員だけでは、被害状況調査の実施が困難であることから、市町村の枠組みを超えた調査体制の整備が必要である。</p> <p>このことから、被災宅地の状況について調査・判定する知識及び経験を有する技術者を被災宅地危険度判定士として都道府県等においてあらかじめ認定・登録を行ったうえ、災害時にこれらに技術者をボランティアとして派遣する体制等を確立する必要がある。</p> <p>このため、災害発生時に備えて次の事項を推進する。</p> <p>(1) 被災宅地の応急危険度判定を行う組織の確立、被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>(2) 行政庁間、関係団体との協力体制の強化</p>	<p>(2) 災害救援ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーターの養成を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。</p> <p>(3) ボランティア受入れマニュアルの作成</p> <p>災害時におけるボランティアの円滑な受入と効果的な活動が展開されるための基本的な事項と推進体制等について、富山県災害救援ボランティア活動指針が作成されている。各市町村において、地域の実情に応じたマニュアルを作成する際には、この指針と一体的な運用が図られよう配慮する。</p> <p>(4) 防災訓練への参加</p> <p>県及び市町村は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。</p> <p>2 被災宅地の危険度判定体制の確立</p> <p>地震による宅地被害が広範囲に発生した場合には、被災した市町村の職員だけでは、被害状況調査の実施が困難であることから、市町村の枠組みを超えた調査体制の整備が必要である。</p> <p>このことから、被災宅地の状況について調査・判定する知識及び経験を有する技術者を被災宅地危険度判定士として都道府県等においてあらかじめ認定・登録を行ったうえ、災害時にこれらに技術者をボランティアとして派遣する体制等を確立する必要がある。</p> <p>このため、災害発生時に備えて次の事項を推進する。</p> <p>(1) 被災宅地の応急危険度判定を行う組織の確立、被災宅地危険度判定士及び被災宅地危険度判定調査員の養成</p> <p>(2) 行政庁間、関係団体との協力体制の確立</p>	<p></p> <p>・文言修正</p> <p>・災害救援ボランティアコーディネーターの追加</p> <p>・字句訂正</p> <p>・関連資格の追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>第6 孤立集落の予防 市町村等は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。</p> <p>1 実態の調査等（市町村） 市町村は、孤立化のおそれのある集落について事前に実情の調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておくものとする。</p> <p>2 孤立集落の機能維持（市町村） 市町村は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。 (1) 土木作業機械及び管理棟 (2) 危険箇所照明施設 (3) 通信施設設備 (4) 負傷者搬送用資材</p> <p>3 通信連絡体制の整備（市町村、県警察本部） (1) 集落と役場等との連絡体制の整備 孤立化のおそれのある集落を有する市町村は、非常時に備え次のとおり、集落との通信を確保するため連絡体制の整備に努め、運用等については具体的に定めておく。 ア 市町村防災行政無線の整備 イ 加入電話による住民との情報連絡網の確立 ウ 非常通信の確保 エ 他の機関の通信手段の活用 オ 衛星携帯電話の配備 (資料 7-3 市町村防災行政無線施設設置状況 7-7 富山県非常無線通信用無線局)</p> <p>(2) 交番等への携帯無線の配置 警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。</p> <p>4 事前措置（県知事政策室、県警察本部、市町村） (1) 食料等生活必需物資の確保 山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、地震に伴う土砂災害の発生等により孤立化し生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、県及び市町村は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。</p> <p>(2) 救急、救助実施計画 ア 救急、救助部隊の編成等 消防、警察等は、孤立化した集落での地震災害に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておくものとする。 イ ヘリコプターによる救助体制の整備 孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプターの活用が、有効である。 県は、ヘリコプターの運航体制を確立しておくとともに、県及び市町村は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定しておくなど、受入体制を整備しておく。</p>	<p>第6 孤立集落の予防 市町村等は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立化のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるための万全の事前措置を実施する。県は、市町村が孤立化のおそれのある集落とともに<u>行う孤立に備えた予防対策や応急対策づくりを推進するため、そのモデルとなる指針を策定している。</u></p> <p>4 事前措置（県知事政策局、県警察本部、市町村）</p>	<p>・孤立集落予防・応急対策指針の策定を記載</p> <p>・組織変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第5節 防災行動力の向上</p> <p>大規模な地震による被害は、広い地域にわたり、火事の同時多発、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の的確な対応にあわせ、県民や事業所の迅速な活動が不可欠である。</p> <p>しかも、大規模な災害時には行政自体も被災する等により防災対応に限界があることから、まず、県民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、県をはじめ各防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、複合的といわれる地震災害から被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。</p> <p>このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、県民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び災害時要援護者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努めるものとする。</p> <p>対策の体系</p>  <p>第1 防災意識の高揚</p> <p>地震による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、地震に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。</p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p>また、<u>阪神・淡路大震災</u>を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。</p> <p>1 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関）</p> <p>防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。</p>	<p>第6節 防災行動力の向上</p> <p>大規模な地震による被害は、広い地域にわたり、津波の発生、火事の同時多発、交通混乱、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の的確な対応にあわせ、県民や事業所の迅速な活動が不可欠である。</p> <p>対策の体系</p>  <p>地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、県民をはじめ各防災関係機関等が、地震・津波に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。</p> <p>このため、県をはじめ各防災関係機関は、県民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。</p> <p>また、<u>東日本大震災</u>を契機に高まった防災への関心を低下させないためにも、継続的な啓発活動に努めるものとする。</p> <p>とりわけ、<u>東日本大震災</u>においては、津波により甚大な被害が生じたが、日頃から津波等の防災教育が実施されていた小中学校の児童・生徒が、迅速に避難することができ、全員無事であったという事例もあり、幼い頃からの防災教育が重要である。</p> <p>(3へ移動)</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成変更 ・文言修正 ・東日本大震災を踏まえた文言追加

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(1) 教育の方法 ア 講習会、研修会の実施 イ 見学、現地調査の実施 ウ 防災活動マニュアル等印刷物の配布</p> <p>(2) 教育内容 ア 各機関の防災体制と各自の任務分担 イ 非常参集の方法 ウ 震災の特性 エ 防災知識と技術 オ 防災関係法令の運用 カ その他必要な事項</p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村） 県教育委員会は、県立学校及び市町村教育委員会に対し児童生徒等に対する地震防災教育の指針を示し、その実施を指導する。 また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。</p> <p>(1) 防災広報の充実 県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため地震時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットを発行し、県内の小、中学校及び高等学校に配布する。</p> <p>(2) 防災教育の充実 ア 学校教育における<u>地震教育</u> (ア) 各学校長においては、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため火災、<u>地震</u>、風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとして、<u>地震教育</u>を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。 (イ) 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、火災、<u>地震等</u>の種別に応じて適切に設定する。 (ウ) 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。 (エ) 防災に関する安全教育は、各教科、道徳の時間に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 <u>オ</u> 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。 イ 教職員・保護者に対する<u>地震教育</u> (ア) 講習会・講演会 学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、<u>地震の原因</u>、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。 (イ) 研修会 校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。 ウ 大学等における<u>地震教育</u> 大学等では、県外出身の教職員や学生が多いことや拘束時間が短いことなどから教職員・学生相互の連絡が困難であり、さらに、理工系大学などでは24時間体制で学校施設が利用されていることから、各学校において多様な場面を想定した連絡マニュアル、避難計画を作成し、その効果的な実現のため、定期的な訓練により防災意識の高揚と知識の普及に努める。</p> <p>3 県民に対する防災知識の普及（県知事政策室、県警察本部、市町村） 県及び市町村は、県民に対し、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低3日分の食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>(1) 普及の方法 ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発 PTA、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を</p>	<p><u>（「県民に対する防災知識の普及」の次に移動）</u></p> <p>1 県民に対する防災知識の普及（県知事政策局、県警察本部、市町村） 県及び市町村は、県民に対し、<u>ハザードマップの理解</u>、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、食料・飲料水などの個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び<u>地震・津波</u>発生時にとるべき行動、<u>津波想定の数値等の正確な意味の理解促進</u>など防災知識の普及啓発を図る。</p> <p>(1) 普及の方法 ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発 PTA、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等地域コミュニティにおける多様な主体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、県民がそれぞれの立場から社会の一員としての</p>	<p>・組織変更 ・防災基本計画修正による修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>持ち、地域の地震防災活動に寄与する意識を高める。 また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。</p> <p>イ 自動車運転者に対する啓発 警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習、各種交通安全講習等の機会を通じ、地震災害発生時において、自動車運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。</p> <p>ウ 広報媒体による普及 県及び市町村は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。 (ア) 県及び市町村のホームページによる普及 (イ) 出前県庁を活用した普及活動 (ウ) ラジオ、テレビ等による普及 (エ) 新聞、雑誌による普及 (オ) その他の印刷物による普及 (カ) 映画、スライド、疑似体験装置による普及 (キ) 図画、作文の募集による普及</p> <p>エ 防災センター的機能を有する施設による普及 防災に関するPR、教育・訓練等の活動を通じて、実際の体験による知識の普及及び技術の向上を図るため、地震体験室、展示室、防災ライブラリー及び研修室を有する防災拠点施設等を整備する。</p> <p>オ 防災訓練を通じての防災意識の啓発 県及び市町村は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際の体験による知識の普及、意識の啓発を行う。</p> <p>(2) 普及の内容 ア 各機関の防災体制 イ 地震に対する一般的知識</p> <p>ウ 過去の主な被害事例 エ 普段からの心がけ (ア) 住宅の点検 (イ) 屋内の整理点検 (ウ) 火災の防止 (エ) 応急救護 (オ) 非常食料・飲料水の準備 (カ) 避難場所、避難路の確認 (キ) 非常持出品の準備</p> <p>オ 地震発生時の心得 (ア) 場所別、状況別の心得 (イ) 出火防止及び初期消火 (ウ) 避難の心得 (エ) 家族間の連絡方法 (NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモのi-mode災害用伝言ダイヤル等)</p>	<p>自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。 また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。</p> <p>イ 自動車運転者に対する啓発 警察は、運転免許更新時の講習、自動車教習所における教習、各種交通安全講習等の機会を通じ、地震・津波災害発生時において、自動車運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。</p> <p>ウ 広報媒体による普及 県及び市町村は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。 (ア) 県及び市町村のホームページによる普及 (イ) 出前県庁を活用した普及活動 (ウ) 富山県自主防災アドバイザーを活用した普及活動 (エ) ラジオ、テレビ等による普及 (オ) 新聞、雑誌による普及 (カ) ふるさと富山防災ハンドブックやビジュアルに富んだ地域防災計画概要版その他の印刷物による普及 (キ) 映画、スライド、ビデオ、疑似体験装置による普及 (ク) 図画、作文の募集による普及</p> <p>エ 富山県広域消防防災センター等による普及 災害を四季でとらえた体験型学習施設における地震、流水、風雨災害などの体験学習や、富山ならではの特色ある研修、消防職団員の訓練の見学などを通じて、県民すべての防災意識を高める。</p> <p>オ 防災訓練を通じての防災意識の啓発 県及び市町村は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際の体験による知識の普及、意識の啓発を行う。</p> <p>(2) 普及の内容 ア 各機関の防災体制 イ 地震・津波に対する一般的知識（津波想定の数値等の正確な意味を含む） ①地震 ・地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い） ・本県における主要活断層の位置 ・地震規模（マグニチュード） ・震度分布 ・地震の発生確率 等 ②津波 ・避難行動に関する知識……本県においても、津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど ・津波の特性に関する情報……津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など ・津波に関する想定・不測の不確実性……地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど</p> <p>ウ 過去の主な被害事例 エ 普段からの心がけ (ア) 住宅の点検 (イ) 屋内の整理点検 (ウ) 火災の防止 (エ) 応急救護 (オ) 最低3日分の非常食料・飲料水の準備 (カ) 避難場所、避難路の確認 (キ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 (ク) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策 (ケ) 基本的な防災用資機材の操作方法の習熟</p> <p>オ 地震・津波発生時の心得 (ア) 場所別、状況別の心得 (イ) 出火防止及び初期消火 (ウ) 避難の心得 (エ) 家族間の連絡方法 (NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモのi-mode災害用伝言ダイヤル等)</p> <p>カ 地震・津波ハザードマップ 市町村は、県が実施した津波シミュレーション調査に基づく津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを整備し、住民等に対し周知を図るものとする。 県は、市町村がハザードマップを作成するうえで、必要な助言を実施するものとする。なお、市町村は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、住民による建物の耐震・津波補強、将来的な居住場所の移転、土地取引に</p>	<p>・文言修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・自主防災アドバイザー等各施策を追加</p> <p>・富山県広域消防防災センターの整備</p> <p>・項目・文言追加</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p> <p>・文言修正</p> <p>・項目追加</p> <p>・文言修正</p> <p>・防災基本計画修正に伴う項目追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
	<p><u>おける活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。</u> <u>キ 円滑な津波避難のためのまちの中の表示</u> <u>国、県及び市町村は、今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置、海拔表示などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。</u></p> <p>2 児童生徒等に対する防災教育（県経営管理部、県教育委員会、市町村） 県教育委員会は、県立学校及び市町村教育委員会に対し児童生徒等に対する防災教育の指針を示し、その実施を指導する。 また、県は、私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。</p> <p>(1) 防災広報の充実 県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため<u>地震・津波発生時及び平常時の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレット</u>を発行し、県内の小、中学校及び高等学校に配布する。</p> <p>(2) 防災教育の充実 <u>ア 学校教育における防災教育</u> (ア) 各学校長においては、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため火災、<u>地震・津波</u>、風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できるようにすることをねらいとして、<u>防災教育</u>を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。 (イ) 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、消防署と連絡を密にし、火災、<u>地震・津波</u>等の種別に応じて適切に設定する。 (ウ) 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。 (エ) 防災に関する安全教育は、各教科、道徳の時間に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。 <u>(オ) 住んでいる地域の特徴や過去の地震・津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。</u> <u>(カ) 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、平成23年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。</u> <u>(キ) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。</u></p> <p><u>イ 教職員・保護者に対する防災教育</u> (ア) 講習会・講演会 学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、<u>地震・津波の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会</u>を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。 (イ) 研修会 校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。</p> <p><u>ウ 大学等における防災教育</u> 大学等では、県外出身の教職員や学生が多いことや拘束時間が短いことなどから教職員・学生相互の連絡が困難であり、さらに、理工系大学などでは24時間体制で学校施設が利用されていることから、各学校において多様な場面を想定した連絡マニュアル、避難計画を作成し、その効果的な実現のため、定期的な訓練により防災意識の高揚と知識の普及に努める。</p> <p>3 防災関係職員に対する防災教育（各防災関係機関） 防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。 <u>また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日頃の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。</u></p> <p>(1) 教育の方法 <u>ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施</u></p>	<p>・防災基本計画修正に伴う項目追加</p> <p>・文言修正</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正 ・防災ハンドブックの追加</p> <p>・文言修正</p> <p>・1から3へ移動</p> <p>・H21防災基本計画修正</p> <p>・図上訓練を追加</p>

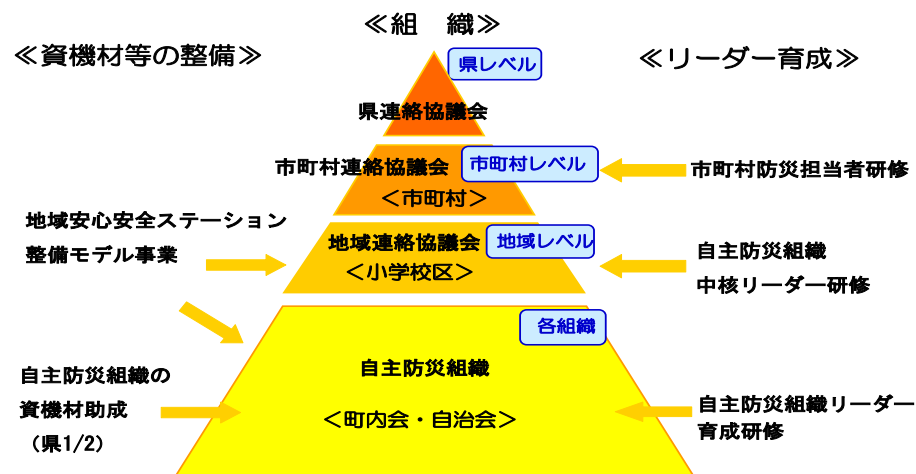
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>4 防災意識調査（県知事政策室） 県民の震災対策に関する防災意識を把握するため、防災意識の調査、県政モニターからの意見聴取等を必要に応じ実施し、<u>震災対策</u>に活用する。</p> <p>5 相談窓口（県関係部局、市町村） 県及び市町村は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の地震対策の相談に応ずる。</p> <p>第2 自主防災組織の強化 地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るためには、行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、県民一人ひとりが、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動しては、その効果はあまり期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。 県及び市町村は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の整備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。その際、自主防災組織の育成、強化を図る際の女性の参画の促進に努めるものとする。 また、事業所は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所等单位での防災体制の充実強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備していくことが必要である。</p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県知事政策室、市町村） (1) 自主防災組織の結成 県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。 今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。 （資料「4-21-2 自主防災組織の組織率の推移」）</p> <p>ア 自主防災組織の編成基準 (ア) 自主防災組織の編成 自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。 a 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。 b 昼夜間の活動に支障がないよう組織を編成する。</p> <p>(イ) 自主防災組織の規約 自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。</p>	<p>イ 講習会、研修会の実施 ウ 見学、現地調査の実施 エ 防災活動マニュアル等印刷物の配布 (2) 教育内容 ア 各機関の防災体制と各自の任務分担 イ 非常参集の方法 ウ <u>業務継続計画（BCP）の理解と運用</u> エ <u>地震・津波の特性</u> オ <u>防災知識と技術</u> カ <u>防災関係法令の運用</u> キ その他必要な事項</p> <p>4 防災意識調査（県知事政策局） 県民の<u>地震・津波災害対策</u>に関する防災意識を把握するため、防災意識の調査、県政モニターからの意見聴取等を必要に応じ実施し、<u>地震・津波災害対策</u>に活用する。</p> <p>5 相談窓口（県関係部局、市町村） 県及び市町村は、それぞれの機関において所管する事項について、県民の<u>地震・津波対策</u>の相談に応ずる。</p> <p>6 <u>災害教訓の伝承</u> <u>国（内閣府、国立国会図書館、国立公文書館等）、県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p>1 地域における自主防災組織の充実（県知事政策室、市町村） (1) 自主防災組織の結成 県内における自主防災組織は、育成主体である市町村が指導・助言を行うことで、年々その組織化が進んでいる。しかし、都市部等での組織率が低い点や活動のマンネリ化、低迷などの課題の解消を図るため、平成21年度に自主防災アドバイザー制度を創設し、県はアドバイザーの発掘と養成を行い、市町村はアドバイザーを活用し、自主防災組織の結成や活動の活性化を図っている。こうした取組みにより、今後とも、県及び市町村は、自主防災組織の結成拡充を図るため、積極的かつ計画的な啓発活動を行い、その組織化を促進する。 ア 自主防災組織の編成基準 (ア) 自主防災組織の編成 自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておくこととする。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。 a <u>適正規模で編成</u>…自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。 b <u>昼夜間の活動に支障がないよう編成</u>…<u>昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成することが重要。なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。</u></p>	<p>・BCPの追加</p> <p>・組織変更 ・文言修正</p> <p>・防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>・組織変更</p> <p>・自主防災アドバイザー制度創設</p> <p>・昼夜間に町内に居る住民の名簿作成追加</p>

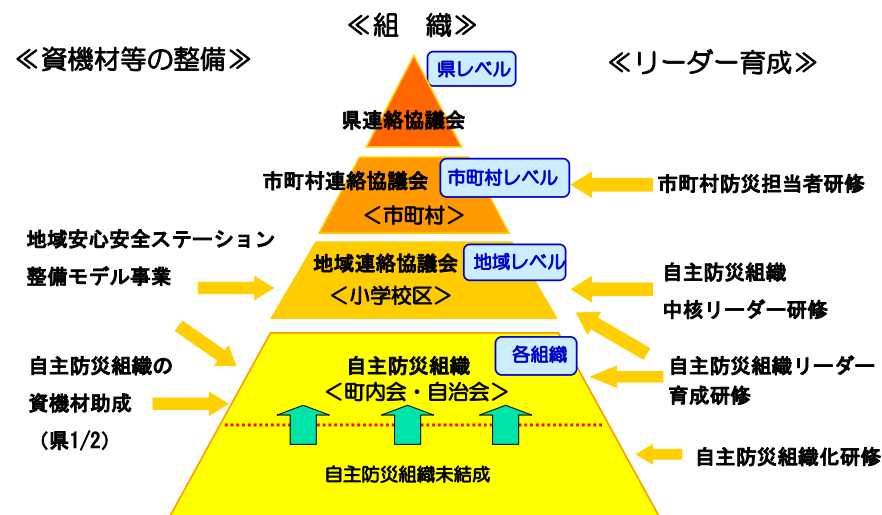
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>イ 自主防災組織の活動基準 (ア) 平常時の活動 a 防災知識の普及活動 b 各種訓練の実施 (a) 情報収集伝達訓練 (b) 初期消火訓練 (c) 避難訓練 (d) 救出救護訓練 (e) 給食給水訓練 c 防災点検の実施（地域内の危険箇所等の点検） d 防災用資機材等の整備点検 (イ) 災害時の活動 a 情報の収集伝達 b 出火防止及び初期消火 c 救出、救護活動 d 避難及び避難誘導の実施 e 給食、救護物資の配布及びその協力</p> <p>(2) 自主防災組織の育成 震災時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村はより一層きめこまやかな指導・助言を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催、さらにインターネットを活用した防災・危機管理 e-カレッジの周知及び利用の促進を図るなど教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 自主防災組織の活動環境の整備 市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。 県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材を整備するため、市町村に対し支援するものとする。</p> <p>(4) 自主防災組織の訓練の充実 震災時における迅速、的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。 また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行うものとする。 （資料「4-2-1 自主防災組織の現況」）</p> <p>(5) 小学校区単位、市町村単位、県単位の連絡協議会の設置 自主防災組織相互の協調・交流を進めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、県及び市町村は小学校区単位、市町村単位及び県単位の連絡協議会の設置を推進する。 （資料「4-2-1-1 自主防災組織の現況」）</p>	<p>(a) 情報収集伝達訓練 (b) 初期消火訓練 (c) 避難訓練 (d) 救出救護訓練 (e) 給食給水訓練 (f) 緊急地震速報対応訓練</p> <p>(2) 自主防災組織の育成 災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、県及び市町村は、<u>自主防災アドバイザーを活用するなどして、より一層きめこまやかな指導・助言や、地域において、防災リーダーとなる防災士の育成を行うとともに、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催など教育訓練を受ける機会の提供に努めるものとする。</u></p> <p>(3) 自主防災組織の活動環境の整備 市町村は、自主防災組織を活性化し、震災時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。 県は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材の整備に対し、<u>市町村とともに支援するものとする。また、沿岸の自主防災組織によるゴムボート、ライフジャケット等津波対策資機材の整備に対しても、市町村とともに支援するものとする。</u></p>	<p>・緊急地震速報の運用</p> <p>・自主防災アドバイザー制度創設、防災リーダーとなる防災士の育成、教材・ハンドブック作成を追加</p> <p>・津波対策資機材整備に対する支援を追加</p>

自主防災組織への支援



自主防災組織への支援



富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 事業所における防災体制の確保（県知事政策室、市町村）</p> <p>県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。</p> <p>また、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。</p> <p>(1) 事業所防災計画の作成 事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、地震時における発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図るものとする。</p> <p>(2) 自衛消防組織 ア 自衛消防隊の設置 ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努めるものとする。 イ 危険物施設の防災組織 危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。</p> <p>(3) 事業所防災訓練の実施 事業所の自主防災組織が、震災時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。 また、県及び市町村は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。</p> <p>第3 防災訓練の充実 震災時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、<u>災害応急対策活動</u>を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、震災に備えておくことが必要である。 このため、県をはじめとする各防災関係機関は、毎年8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を実施している。 今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。</p>	<p>(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携 <u>自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進めるものとする。県は、市町村とともに自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援するものとする。</u></p> <p>2 企業防災の促進（県知事政策局、市町村） <u>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u> <u>このため、国、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に答えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なうものとする。</u> <u>また、県及び市町村は、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うなど、地域防災活動の推進への協力を要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備を行うことができるよう支援するものとする。</u> <u>なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>震災時には、各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、<u>応急対策活動</u>を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、震災に備えておくことが必要である。 このため、県をはじめとする各防災関係機関は、毎年8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を実施している。 今後も、災害時における効果的な防災活動を実施するため、自衛隊、海上保安庁等国の機関及び広域応援協定を締結している他県市や各防災関係機関相互及び自主防災組織、非常通信協議会、事業所、ボランティア団体並びに<u>災害時要援護者を含めた地域住民</u>と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。 また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震・津波などによる被害の</p>	<p>・項目追加</p> <p>・組織変更 ・防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>・文言修正</p> <p>・防災基本計画修正修正に</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うものとする。</p> <p>1 総合防災訓練（県知事政策室、市町村） 県、市町村及び防災関係機関は、都市直下型の大地震や津波の発生など様々な条件を想定し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これによって、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。</p> <p>(1) 県 ア 訓練項目 (ア)職員参集訓練 (イ)情報収集・伝達訓練 (ウ)災害対策本部設置・運営訓練 (エ)実地訓練</p> <p>イ 実施時期等 防災の日（9月1日）、防災週間（8月30日～9月5日）を中心に実施する。</p> <p>(2) 市町村 市町村は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を実施する。</p> <p>(3) 訓練への参加 県及び市町村の総合防災訓練には、県民や多くの機関が参加して実施することが効果的であるので、県民や関係機関は、県及び市町村の総合防災訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努めるものとする。</p> <p>2 個別防災訓練（各防災関係機関）</p> <p>(1) 職員参集訓練 県及び市町村は、震災時における応急対策の万全を期すため、必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員参集訓練を実施する。</p> <p>(2) 災害対策本部設置・運営訓練 県及び市町村は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。</p> <p>(3) 消防訓練 消防は、同時多発火災や消火栓の使用不能等を想定し、さらに地域住民と一体となった消防訓練や隣接消防との合同訓練を実施する。</p> <p>(4) 避難訓練 学校、病院、社会福祉施設、介護保険施設等では、避難訓練計画を策定し、定期的又は随時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒、患者等に行動要領を習熟させる。</p> <p>(5) 水防訓練 県及び市町村等は、水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法等の实地訓練を実施する。なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。 ア 観測（水位、潮位、雨量、風速） イ 通報（電話、無線、伝達等） ウ 動員（水防団、消防団の応援、住民の協力） エ 輸送（資材、機材、人員） オ 工法（各水防工法） カ 樋門、角落しの操作 キ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）</p> <p>(6) 非常通信訓練 震災時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害をうけほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。このような事態に対処し通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに有事の際における情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し行う必要が</p>	<p>想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、<u>昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。</u> なお、訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う<u>とともに、次回の訓練に反映させるものとする。</u></p> <p>1 総合防災訓練（県知事政策局、市町村） 県、市町村及び防災関係機関は、都市直下型の大地震や津波の発生など様々な条件を想定するとともに、夜間等様々な条件に配慮し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これによって、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。</p> <p>ア 訓練項目 (ア)職員参集訓練 (イ)情報収集・伝達訓練 (ウ)災害対策本部設置・運営訓練 (エ)実働訓練(消防、警察、自衛隊、DMAT等との連携した応急活動訓練等) (オ)緊急地震速報対応訓練</p> <p>(5) 水防訓練 県及び市町村等は、水防思想の普及啓発を図るため、各種水防工法等の实地訓練を実施する。なお、水防訓練は、次の項目について行うものとし、実施にあたっては特に住民の協力を得て、水防思想の高揚に努めるものとする。 ア 観測（水位、潮位、雨量、風速、波高等） イ 通報（電話、無線、伝達等） ウ 動員（水防団、消防団、<u>水防協力団体、応援等</u>） エ 輸送（資材器具、人員等） オ 工法（各水防工法） カ <u>（配・取）水門、角落し等の開閉操作</u> キ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）</p> <p>(6) 非常通信訓練 震災時においては、有線設備、特に地下ケーブル、架空ケーブル等が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。</p>	<p>伴う追加</p> <p>・組織変更</p> <p>・実働訓練の例示を追加 ・緊急地震速報の運用</p> <p>・県水防計画の内容に修正</p> <p>・文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>ある。 なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施する。</p> <p>(7) 観光施設等における防災訓練の実施 観光施設等の管理者は、日頃から地震災害についての認識を深めるとともに、震災時に迅速、的確に行動するため、市町村等の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。</p> <p>(8) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。</p> <p>3 防災訓練における通行禁止等の措置（県警本部） 県公安委員会は、県、市町村等が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>第4 災害時要援護者の安全確保 自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者を地震災害から守るため、安全の確保対策を講ずるものとする。</p> <p>1 在宅の災害時要援護者対策（県知事政策室、厚生部、市町村） (1) 在宅の災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備 ア 災害時要援護者やその家族が、普段から災害に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、県においては災害時要援護者支援ガイドラインを作成し、市町村においてはそのガイドラインを踏まえた災害対策マニュアルを作成する等、防災上必要な知識の普及啓発に努める。 イ 市町村は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、個人情報の保護に配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、避難所や避難路の指定にあたっては、災害時要援護者の実態にあわせて、利便性や安全性に十分配慮し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定めた具体的な避難支援計画を整備するよう努める。 ウ 市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。 (2) 災害時要援護者支援班の設置 市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として災害時要援護者支援班を設け、要援護者の避難支援業務を実施する。 支援班は、平常時においては、要援護者情報の共有化、避難支援計画の作成等に努め、災害時においては、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、避難所との連携等を行う。 (3) 自主防災組織の強化 ア 自主防災組織は、民生委員、児童委員、高齢福祉推進員、身体障害者相談員等の福祉関係者との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、災害発生時に援助を必要とする災害時要援護者のリストを作成するなど実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。 イ 災害発生後、直ちに在宅の災害時要援護者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族とともに近隣の住民であるので、身近な地域において（町内会等を単位として）、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。 ウ 自主防災組織は、市町村と連携し、在宅の災害時要援護者の安全確保や避難誘導、救助活動に</p>	<p>(7) 観光施設等における防災訓練の実施 観光施設等の管理者は、日頃から地震・津波災害についての認識を深めるとともに、震災時に迅速、的確に行動するため、市町村等の防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜、防災訓練、避難訓練などを実施するものとする。</p> <p>(8) その他の訓練 防災関係機関は、それぞれ定めた地震・津波防災応急対策に基づき、図上演習も含めた各種訓練を実施するものとする。</p> <p>4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進 県及び市町村は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった防災訓練が実施されるよう、働きかけるものとする。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。 なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。</p> <p>5 防災訓練における災害時要援護者への配慮 県、市町村、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>1 在宅の災害時要援護者対策（県知事政策局、厚生部、市町村）</p>	<p>・防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>・防災基本計画修正に伴う追加</p> <p>・組織変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>十分配慮した地域防災訓練を実施する。</p> <p>(4) 社会福祉施設への緊急入所 県及び市町村は、地震災害により居宅で生活することが困難な寝たきり等の高齢者や障害者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。</p> <p>2 社会福祉施設等における災害時要援護者対策（県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 地震防災応急計画の策定 社会福祉施設及び介護保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）の管理者は、地震による災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努めるものとする。 ア 現行の消防計画中に地震対策上必要な事項を盛り込むなど、地震防災応急計画の策定に努める。 イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。 (ア) 入所者、職員及び施設の安全（被害）確認に関すること (イ) 施設の立地条件及び耐久性等に適した安全性の確保に関すること。 (ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関すること （避難場所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等） (エ) 施設の被災状況等に関する市町村、関係機関への情報伝達に関すること (オ) 施設と入所者の保護者の情報連絡に関すること (カ) 防災教育・訓練の実施に関すること</p> <p>(2) 施設間の応援協力体制の確立 県及び市町村は、施設の倒壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、あらかじめ必要な事項を定めておく。 （資料「5-15 社会福祉施設の設置状況」）</p> <p>3 外国人の安全確保対策（県知事政策室、市町村）</p> <p>(1) 防災知識の普及・啓発 県及び市町村は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を作成・配布し、防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、<u>外国人の参加を呼びかける。</u></p> <p>(2) 案内表示板等の整備 市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。</p>	<p>3 外国人の安全確保対策（県観光・地域振興局、市町村）</p> <p>(1) 防災知識の普及・啓発 県及び市町村は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、<u>日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。</u>また、防災訓練の実施に際しては、<u>外国人住民の参加を呼びかける。</u></p> <p>(2) 災害時の支援体制の整備 県及び市町村は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。</p> <p>(3) 案内表示板等の整備 市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。</p>	<p>・組織変更</p> <p>・文言修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第6節 調査研究</p> <p>地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど、多種多様である。特に、近年、都市への人口集中、高層ビルの建設、高速道路や通信、電力、水道、ガス等ライフライン施設の発達により、ひとたび地震が発生すれば、その被害は甚大となることが予想される。このため、県、市町村及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。</p> <p>また、市町村においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント*を積極的に実施するものとする。</p> <p>※防災アセスメント 主として災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害要因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業をいう。</p> <p>対策の体系</p>  <p>第1 震災対策調査研究の推進</p> <p>1 活断層に関する研究（県知事政策室） 阪神・淡路大震災において、震源として活断層の存在が注目されたところである。本県においても、現在、36以上の活断層が推定又は確認されている。県では平成7～8年度に呉羽山断層調査、平成9～11年度に砺波平野断層帯調査を行っている。また、県は、国等の機関で行われている、本県に影響を及ぼすと思われる活断層等の調査研究の成果について情報収集に努め、その対応について研究するものとする。</p>	<p>第7節 調査研究</p> <p>対策の体系</p>  <p>第1 地震・津波に関する調査研究の推進</p> <p>1 活断層に関する調査研究（県知事政策局） 阪神・淡路大震災において、震源として活断層の存在が注目されたところである。本県においても、現在、36以上の活断層が推定又は確認されている。県では平成7～8年度に呉羽山断層調査、平成9～11年度に砺波平野断層帯調査を行っている。また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年3月の能登半島地震、同年7月の新潟県中越沖地震等、近年、近県で大きな地震が相次いで発生しているが、これらの地震はいずれも日本海東縁部の「ひずみ集中帯」と呼ばれる地域で発生しており、国においては、平成20年度から24年度にかけてひずみ集中帯の重点的調査観測・研究が進められている。さらに、これまで、沿岸海域を震源とする被害地震が多発しているにもかかわらず、当該地域の調査観測・研究が殆ど実施されていなかったことから、国においては、これまでの陸域の活断層調査に加えて平成21年度から当面10年間をかけて新たに沿岸海域の活断層調査も実施することとされている。その中において、本県に存在する断層帯としては、主要活断層帯の海域延長部に相当する活断層のうち、陸域部の活動履歴は求められているが海域部の長さが明らかになっていない活断層として呉羽山断層帯が位置づけられ、平成22年度に調査が実施された。県は、国等の機関で行われているこれらの調査研究の成果について、情報収集に努め、その対応について研究するものとする。</p> <p>2 津波災害及び津波防災に関する調査研究 防災基本計画においては、国は、津波の発生機構の解明や、津波による被害を詳細に予測する手法の開発など、津波災害及び津波防災に関する研究を推進するとともに、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を実施することとされている。県及び市町村は、国等の機関が実施する調査研究の成果の情報収集に努め、防災体制の強化など防災活動に活用するものとする。</p>	<p>・構成変更</p> <p>・津波に関する総合的調査研究等を追加</p> <p>・組織変更</p> <p>・近年、近県で発生した大地震を踏まえ、地震に関する調査研究等について記述</p> <p>・防災基本計画修正（H23.12）に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）修正案に係る新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 被害想定に関する研究（県知事政策室） 地震災害に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための誘導目標を設定するものであり、地震対策の総合的・効果的推進を図るうえで重要である。</p> <p>(1) 地震被害予測調査 本県は、全国的にみて、有感地震の発生回数は少ないが、過去においては、安政の大地震（1858年）などにより大きな被害を受けており、また、活断層も数多く確認又は推定されている。地震による被害を最小限にとどめるためには、その被害や対策を科学的に調査することが不可欠である。このため県では、跡津川断層、呉羽山断層、法林寺断層を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定し、震度、地盤の危険度、被害の程度を予測するとともに、被害の復旧時間を考慮したシナリオ型の被害想定を実施している。 <u>また、富山湾から糸魚川沖あるいは能登半島沖において海底地震が起きた場合に、富山湾沿岸一体に、どのくらいの時間で、どの程度津波が押し寄せるかについても調査している。今後さらにその成果を踏まえ調査研究に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 古地震被害調査 被害を想定する場合、科学的手法とともに、安政の大地震など、過去に起きた地震によってどの地域で、どのくらいの被害を受けたかを調査研究することが大変重要である。 過去の地震被害と現在とでは、地域の社会的・経済的条件が大きく異なり、地域の開発状況、土地利用状況、産業構造及びその配置状況などが大きく変化し、単純に比較することはできないが、逆にその地域特性や社会的条件を比較検討することにより、その地域のもつ潜在的危険性や特徴などを把握することができることから、より内容の深い現実的な被害の想定ができることになる。 このため、古文書の地震記録を収集・整理し、過去に起きた地震による被害記録として取りまとめるなど、古地震による被害調査研究が行われている。（現在、資料としては、「古地震被害調査研究報告書」（平成8年3月、平成9年3月 藤井環境地質研究所）等がある。）</p> <p>第2 地域危険度調査研究の促進（市町村） 市町村は、「防災アセスメントマニュアル」（消防庁防災課監修）等に基づく防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ※・防災マップの作成を積極的に推進する。 防災カルテ等に記載すべき事項を例示すれば、災害危険箇所、避難場所、避難路、防災関係施設、土地利用の変遷及び災害履歴等が考えられる。 ※地区別防災カルテ 集落単位、自治会単位、学校区単位などに災害危険箇所、避難場所、避難路、防災関係施設、人口の動態等を明らかにしたもの。</p>	<p>3 被害想定に関する調査研究（県知事政策室） 地震・津波災害に関する被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、災害予防・応急対策等を適切に具体化するための基本となるものであるため重要である。</p> <p>(1) 地震被害予測調査 本県は、全国的にみて、有感地震の発生回数は少ないが、過去においては、安政の大地震（1858年）などにより大きな被害を受けており、また、活断層も数多く確認又は推定されている。地震による被害を最小限にとどめるためには、その被害や対策を科学的に調査することが不可欠である。このため県では、跡津川断層、呉羽山断層帯、法林寺断層を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定し、震度、地盤の危険度、被害の程度等を予測する被害想定を実施している。</p> <p>(2) 津波シミュレーション調査 東日本大震災では、従前の想定をはるかに超える規模の津波が発生し、一度の災害で戦後最大の人命が失われ甚大な被害をもたらした。本県では、これまで大規模な津波による災害が確認されていないが、海域部に延長する呉羽山断層帯をはじめ、日本海の内海には、富山湾沿岸に影響を及ぼすおそれのある活断層の存在が確認あるいは、想定されている。 このため、県では、本県に影響を及ぼすおそれのある津波について、津波シミュレーションを行い、到達時間、津波高、浸水範囲、被害想定等を調査している。</p> <p>(3) 古地震被害調査</p> <p>4 津波に関する統合的調査研究 津波そのものの理学的研究のみならず、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野、津波堆積物調査等の地質学、生物化石の調査等の考古学、古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的研究を積極的に行うものとする。 また、地震により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国、県、市町村は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。</p>	<p>・組織変更 ・文言修正</p> <p>・津波シミュレーション調査を（2）へ移行</p> <p>・H23津波シミュレーション調査の追加 ・構成変更</p> <p>・防災基本計画修正に伴う修正</p>